第3期　長浜市地域福祉計画

【長浜市重層的支援体制整備事業計画】

【長浜市再犯防止推進計画】

令和4年(2022 年)3月

長浜市
NAGAHAMA

目次

第1章 計画の策定にあたって …… 1
第1節 策定の趣旨 …… 2
第2節 地域福祉の考え方 …… 3
第3節 計画の位置づけ …… 5
第4節 計画の期間と策定体制 …… 6
1.計画の期間 …… 6
2.計画の策定体制 …… 7
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題 …… 8
第1節 国・県の動向 …… 9
第2節 長浜市の現状 …… 11
第3節 市民の意識 …… 16
第4節 団体の意識 …… 36
第5節 第2期地域福祉計画の評価 …… 41
第6節 地域福祉推進の課題 …… 43

第3章 地域福祉の推進施策 …… 45
第1節 基本的な考え方 …… 46
1.地域福祉推進の理念 …… 46
2.理念実現のための基本目標と視点 …… 47
3.施策の体系 …… 48

第2節 施策の展開 …… 49
基本目標Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち(視点1 地域を育てる) …… 49
施策の柱1 ともに支えあえる地域をつくります …… 49
施策の柱2 安全で安心な地域をつくります …… 60
基本目標Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち(視点2 仲間を育てる) …… 68
施策の柱1 地域福祉を担う仲間をつくります …… 68
施策の柱2 地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります …… 74
基本目標Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち(視点3 しくみを育てる) …… 78
施策の柱1 健やかな成長と自立を支える体制をつくります …… 78
施策の柱2 地域福祉を推進するしくみをつくります …… 88
施策の柱3 だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります …… 95
【長浜市重層的支援体制整備事業計画 P95~】【長浜市再犯防止推進計画 P102~】
第4章 計画の実現にむけて …… 107
第1節 計画推進の基本的な考え方 …… 108
第2節 計画の進行管理 …… 110

資料編

長浜市地域福祉計画検討委員会開催要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
長浜市地域福祉計画検討委員会名簿 ・・ 112
長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ設置要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
長浜市地域福祉計画策定の経過 ・・ 115
用語説明 ・・・ 116

第１章 計画の策定にあたって

第１節　策定の趣旨

第２節　地域福祉の考え方

第３節　計画の位置づけ

第４節　計画の期間と策定体制

第1節　策定の趣旨

本市では、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行し、単身世帯も増加していることから、地域の支えあいの基盤を維持していくことがこれまで以上に難しくなっています。さらに、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、地域が大切に守り、継承してきた伝統や文化活動及び生活習慣等を一変させ、人とひととのつながりの希薄化に拍車をかけました。

社会保障分野においては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会が進行することによって生じる「2025年問題」が迫っており、社会保障の需要増大に対応するための人材・費用・施設等の確保が難しくなるとともに、認知症高齢者の増大、老々介護、単身世帯の増加による孤立などの課題解決が必要となっています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる時期を迎え、高齢者数がピークに達する「2040年問題」を見据えて、社会保障制度の持続性も高めていかなければなりません。

さらに、貧困や社会的孤立、ひきこもり、虐待、認知症への対策に加え、いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった新たな課題・問題が発生し、従来の公的なサービスの提供だけでは対応が困難となってきました。また、課題を抱えていても、自らSOSが出せず、周囲に気づいてもらえない人も増加していることから、新たな支援体制の整備を進めていくことが重要です。

国においては、こうした社会的背景を踏まえ、様々な生活課題を抱えた人々が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めています。本市においても、既存の取組を継続・発展させるとともに、長浜らしさをいかし、地域の絆を大切にした取組を進めていかなければなりません。

本市では、このたび第2期長浜市地域福祉計画が令和3年度で終了することから、新たな社会環境に対応するため、市民アンケート調査や団体ヒアリング調査を実施し、本市における地域福祉の現状分析を行いました。その結果、地理的・地域的な特性や世代の違いから、地域福祉に関するニーズや価値観が大きく異なることが明らかとなり、それぞれの実情に応じた課題解決が求められています。

以上のような、本市を取り巻く様々な現状や課題、世界的な SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）の推進等を背景に、「地域で生活するすべての人の多様性を尊重し、だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざし、新たに「第3期長浜市地域福祉計画」を策定します。

第2節　地域福祉の考え方

本計画は、本市の現状にあわせ、『地域共生社会』の実現に向けた地域づくりや、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備等、『地域福祉』を推進するための指針です。

地域共生社会とは･･･

子ども、高齢者、しょうがい者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあう社会のことをいいます。【ニッポン一億総活躍プラン】（平成28年6月閣議決定）

地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人とひと、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会をつくるという考え方です。

地域福祉とは･･･

地域で暮らすすべての人が「このまちに住んでよかった」と実感できる社会を実現することです。

すべての人が幸せを感じられる暮らしを送れるようにするためには、地域における様々な課題に対し、行政だけではなく、身近な家族や友人をはじめ、地域住民や、社会福祉関係者、さらには地域の枠に捉われない多様な主体との連携など、様々な立場の人が協力し、助けあって課題解決を図る体制をつくっていくことが重要です。

第2期長浜市地域福祉計画では、地域福祉を「自助」「共助」「公助」の3本の柱で推進してきましたが、市民アンケート調査によると、地域住民同士で助けあい・支えあいの輪を広げていくためには、「住民同士が交流して知りあう機会を増やすこと」、「住民同士が助けあい、支えあえるしくみをつくること」が必要であると考える人が多いことから、第3期長浜市地域福祉計画では、新たに『地域の人が互いに協力し、共に支え助けあうこと（＝互助）』を加えました。

『市民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（＝自助）』、『地域住民、地域活動等を行う人たち、地域の事業者や行政が連携し、一体となって協働し支え助けあうこと（＝共助）』、『公的な制度による福祉サービスの整備や自助・互助・共助を支援してだれ一人取り残さないこと（＝公助）』の4本の柱がそれぞれの役割を果たしながらも重なりあい、連携することで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざします。

第3節　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として市が策定する行政計画です。また、長浜市総合計画における基本構想に掲げるめざすまちの姿「新たな感性を生かし　みんなで未来を創るまち　長浜」に基づく健康福祉分野の総合的な指針であり、福祉分野の各計画を、共通の理念でつなぐとともに、市が策定するその他の関連計画と連携する位置づけにあります。国においては、地域福祉計画に盛り込むべき事項を以下のとおり定めています。

（1）　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通してとり組むべき事項
（2）　地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
（3）　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（4）　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（5）　地域生活課題の解決に包括的に提供される体制の整備に関する事項

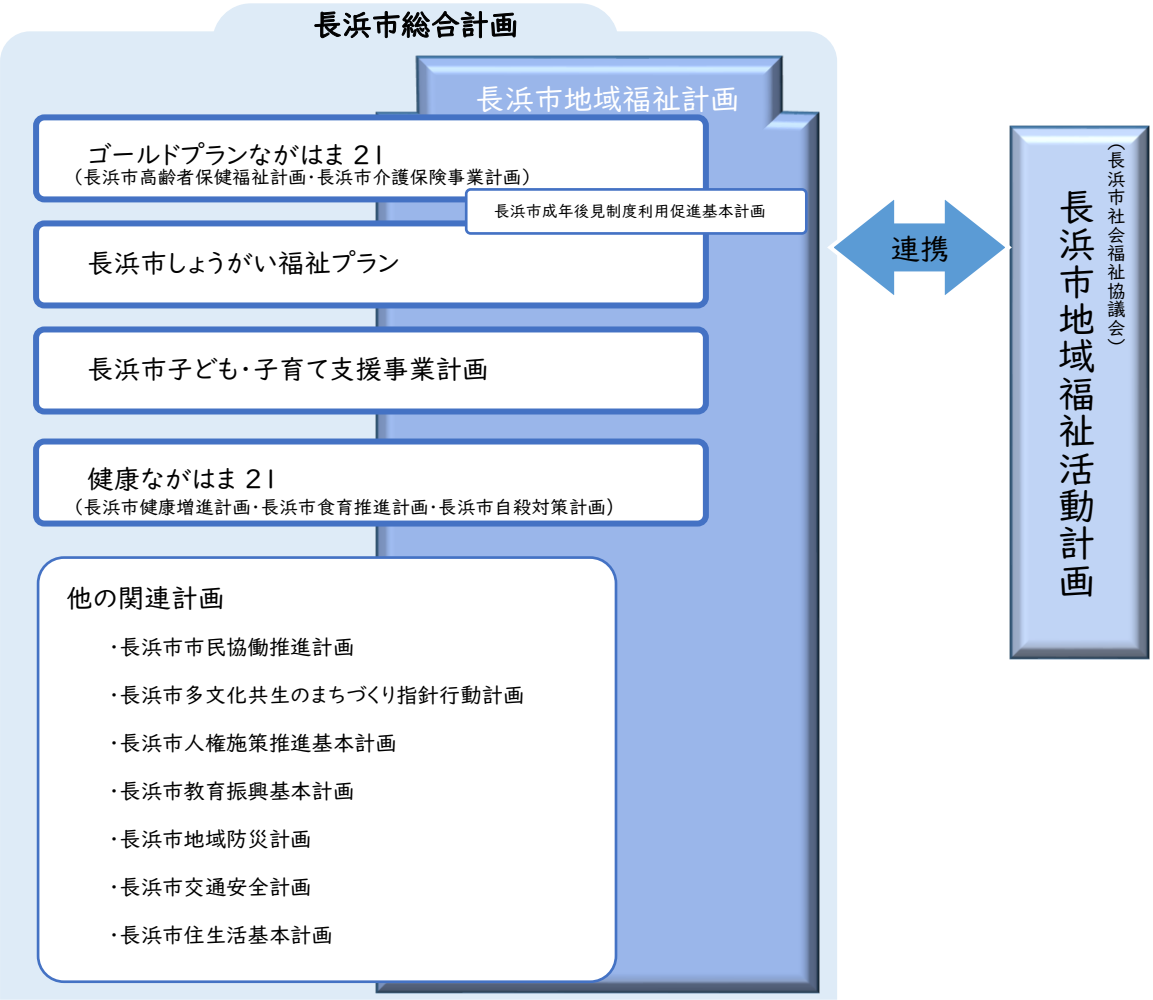

第3期長浜市地域福祉計画は、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

第4節　計画の期間と策定体制

1.計画の期間

本計画の期間は、令和4年(2022年度)から令和8年(2026年度)までの5年間とします。

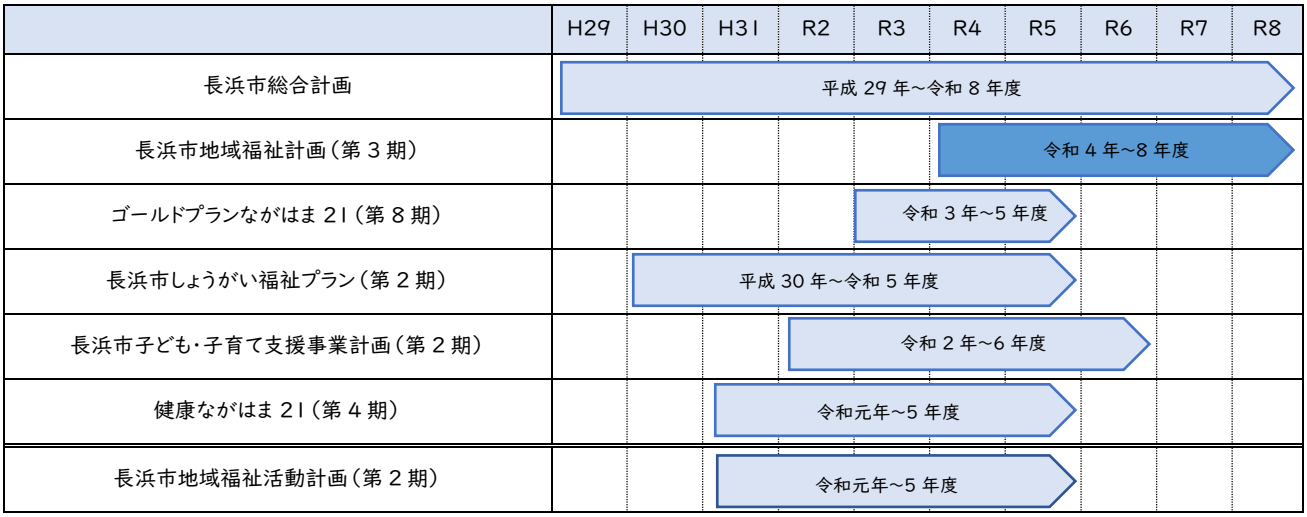

◇市民ニーズや社会情勢、制度環境の変化に応じ、必要な場合は、他の計画との整合を図りながら見直します。

長浜市社会福祉協議会が策定した「第2期長浜市地域福祉活動計画」は、住民、福祉団体、関係機関、専門職、長浜市社会福祉協議会が共に福祉のまちづくりの方向性を共有し、一丸となって活動に取り組める地域福祉活動の推進を目的とするものです。

「住民参加」による活動・実践と、行政や関係機関・団体との「協働」を図りながら、福祉課題の解決をめざし、「住民主体による福祉のまちづくり」を進める第2期長浜市地域福祉活動計画及び地区地域福祉活動計画は、「第3期長浜市地域福祉計画」と連携・協働し、公民協働による地域福祉を推進します。

2. 計画の策定体制

（1）長浜市地域福祉計画検討委員会の開催

広く有識者等からの意見聴取を行うため、「長浜市地域福祉計画検討委員会」を設置し、学識経験を有する者、関係団体の代表者、市民公募による者、その他市長が必要と認める者の合計16人により計画内容全般について検討しました。

◇第1回会議：令和3年2月19日（金）開催
◇第2回会議：令和3年6月4日（金）開催
◇第3回会議：令和3年7月30日（金）開催
◇第4回会議：令和3年10月22日（金）開催
◇第5回会議：令和３年11月26日（金）開催

（2）長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ会議の開催

庁内の関係する部署等の代表からなる「長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ会議」を開催し、問題・課題の整理、調査、研究及び企画立案を行いました。

◇第1回会議：令和3年5月28日（金）
◇第2回会議：令和3年7月16日（金）
◇第3回会議：令和3年10月1日（金）

（3）市民ニーズの反映

市民の意識や意向、地域の実情を反映していくため、策定過程において、市民アンケート調査、団体ヒアリング調査、地域福祉フォーラム等を実施し、市民からの様々な意見を反映しました。

市民アンケート調査概要
◇配布数 ：3,000部 対象者：18歳以上の市民
◇調査期間：令和3年3月1日（月）～令和3年3月24日（水）
◇集計数 ：1,370部（回答率：45.7%）

団体ヒアリング調査概要
◇対象団体：61団体
◇調査期間：令和3年6月25日（金）～令和3年7月16日（金）
◇集計数 ：53団体（回答率：86.8%）

（4）パブリックコメントの実施

市ホームページ等で計画案を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを令和3年(2021年)12月15日（水）から令和4年(2022年)1月14日（金）にかけて実施しました。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

第１節　国・県の動向

第2節　長浜市の現状

第3節　市民の意識

第4節　団体の意識

第5節　第２期長浜市地域福祉計画の評価

第6節　地域福祉推進の課題

第1節 国・県の動向

◇「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）

「地域共生社会の実現」が盛り込まれる

子ども、高齢者、しょうがい者などすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働し、助けあいながら暮らすことのできるしくみを構築します。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図ります。

◇「社会福祉法」の改正（平成30年4月施行）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

次の（1）～（3）に努める旨が規定されました。

（1） 地域福祉の推進の理念

・支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決が図られることをめざす。

（2）市町村単位での「包括的な支援体制づくり」

・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境を整備する。

・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制を構築する。

・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化・複雑化した地域生活課題を解決するための体制を構築する。

（3）地域福祉計画の充実

・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

◇包括的な支援体制の整備に関する指針の設定

断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う新たな事業の創設等を提示

改正法による改正後の社会福祉法第106条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号。平成29年（2017年）12月告示）による地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が示されています。

◇地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正（令和3年4月施行）

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援を規定（重層的支援体制整備事業の創設）

地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。施行期日令和3年4月1日）により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備するための事項が規定され、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」を創設する方針が出されました。

（1） 相談支援

・介護、しょうがい、子ども、困窮等の相談支援を一体として実施。

・多機関協働の中核の機能。（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整）

・個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能。

（2） 参加支援

・介護、しょうがい、子ども、困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ（子がひきこもりである等）に対応するため、本人のニーズと地域の資源（働く場や居場所など）を取り持つことで多様な資源の開拓を行う総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（就労支援、見守り等居住支援）を実施。

（3） 地域づくりに向けた支援

・介護、しょうがい、子ども、困窮等の地域づくりにかかる事業を一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施。

◇ 「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立（平成28年12月施行）

円滑な社会復帰を支援し、だれ一人として孤立することのない安心・安全なまちの実現

国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。これを受けて、本市においても犯罪をした人等が円滑に社会復帰できるよう支援し、だれ一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、本計画で再犯防止に関する施策をとりまとめ、「長浜市再犯防止推進計画」として位置づけることとします。

◇滋賀県再犯防止推進計画の策定（平成31年3月策定）

県は、令和元年度（2019年度）から5年間を期間とする地方再犯防止推進計画を策定しました。計画の基本理念である『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「だれ一人取り残さない」共生社会の実現』をめざし、滋賀県再犯防止推進会議を設置し、関係者と連携を図りながら必要な支援を効果的に進めています。

第2節 長浜市の現状

◇人口の推移

人口減少が進む中、65歳以上の高齢者は、年々増加しています。令和3年（2021年9月30日現在）の人口は 116,087 人、高齢者は 33,301 人となっています。

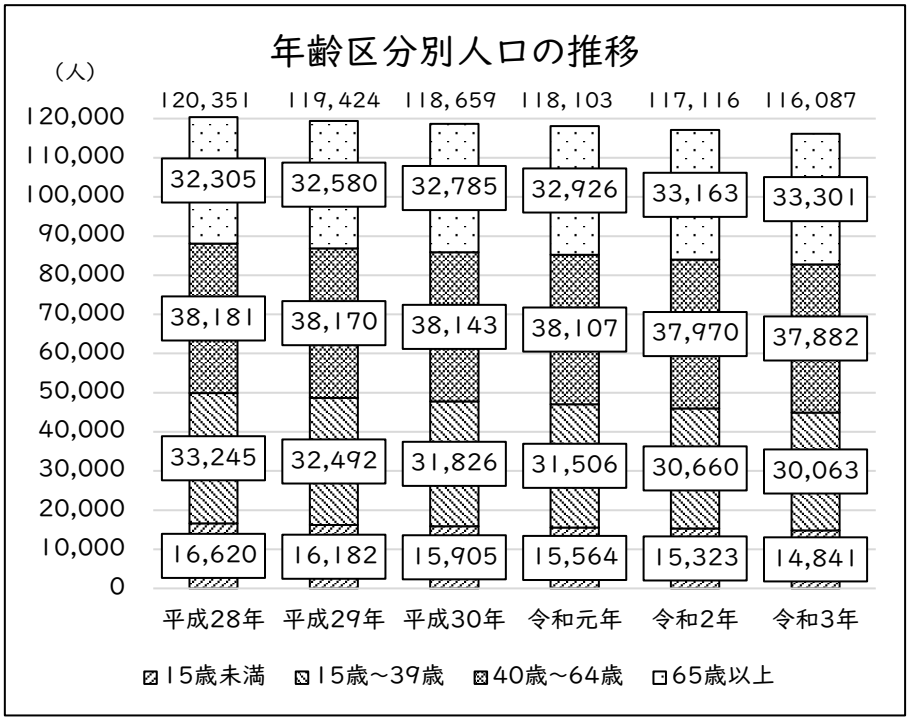

出典：「長浜市の人口と世帯」（各年9月30日現在）

◇世帯数の推移

世帯数は増加する一方、1世帯あたりの人員数は減少が続いています。令和3年（2021年9月30日現在）の世帯数は 46,843 世帯、1世帯あたりの人員数は2.48人となっています。

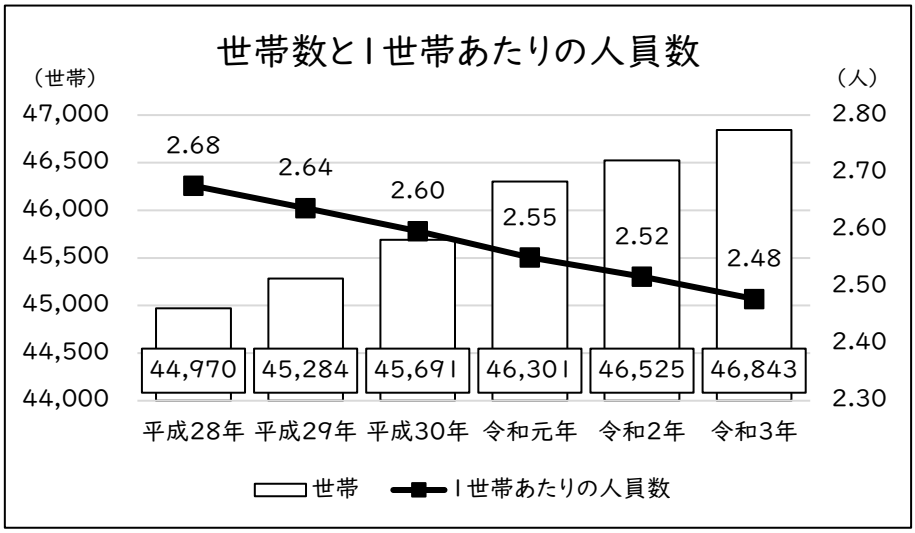

出典：「長浜市の人口と世帯」より算出（各年9月30日現在）

◇人口・高齢化率・年少人口の推移

人口が減少する中、高齢化率の増加は続き、一方で、年少人口の割合は減少しています。

令和3年（2021年9月30日現在）の高齢化率は、28.69%、年少人口の割合は、12.78%となっています。

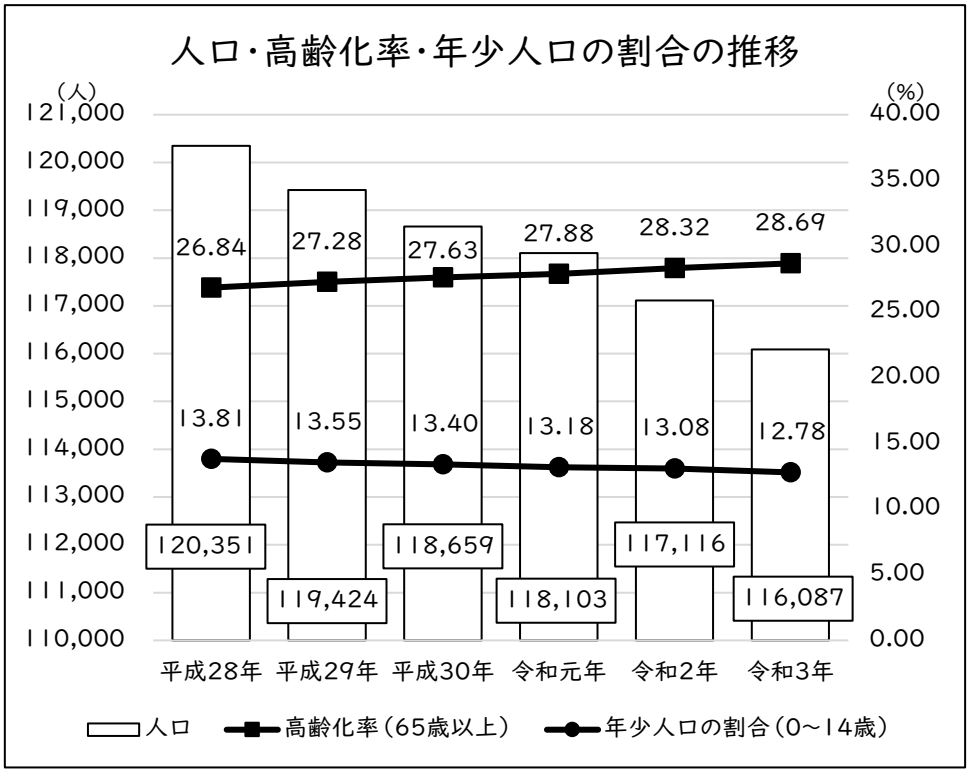

出典：「長浜市の人口と世帯」より算出（各年9月30日現在）

◇単身世帯数の推移

単身世帯数は、全体数・高齢者数ともに増加傾向にあります。

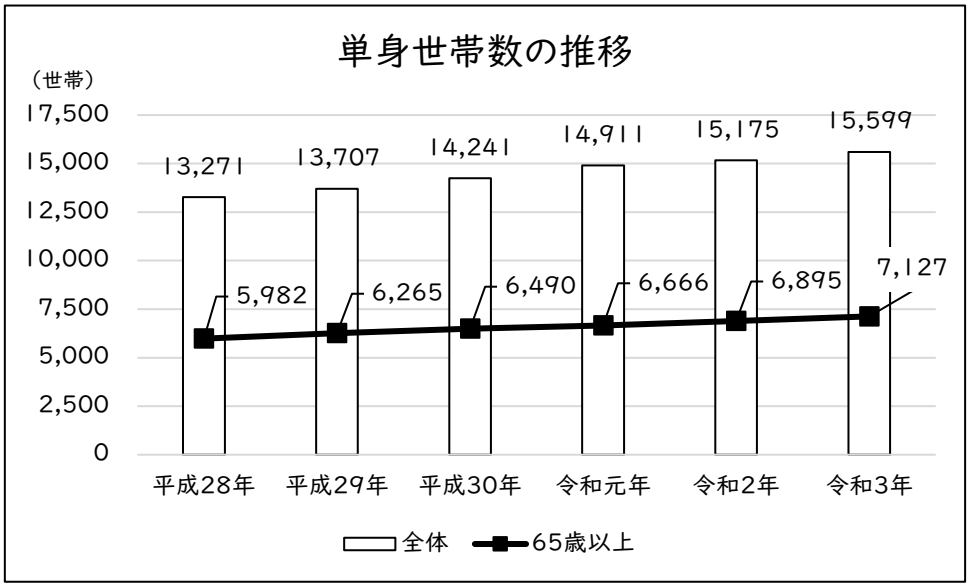

出典：住民記録 特定年齢世帯調査票（各年9月30日現在）

◇要介護等認定者の推移

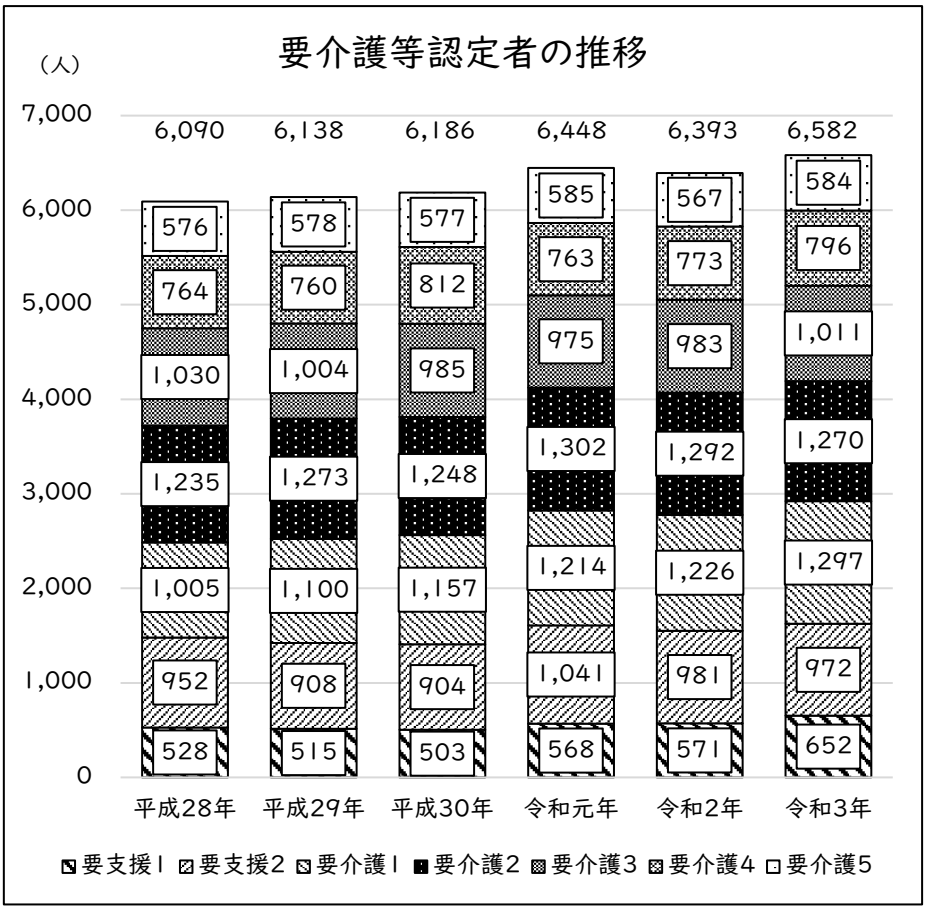

出典：第8期ゴールドプランながはま21：（各年9月30日現在）

◇障害者手帳所持者数の推移

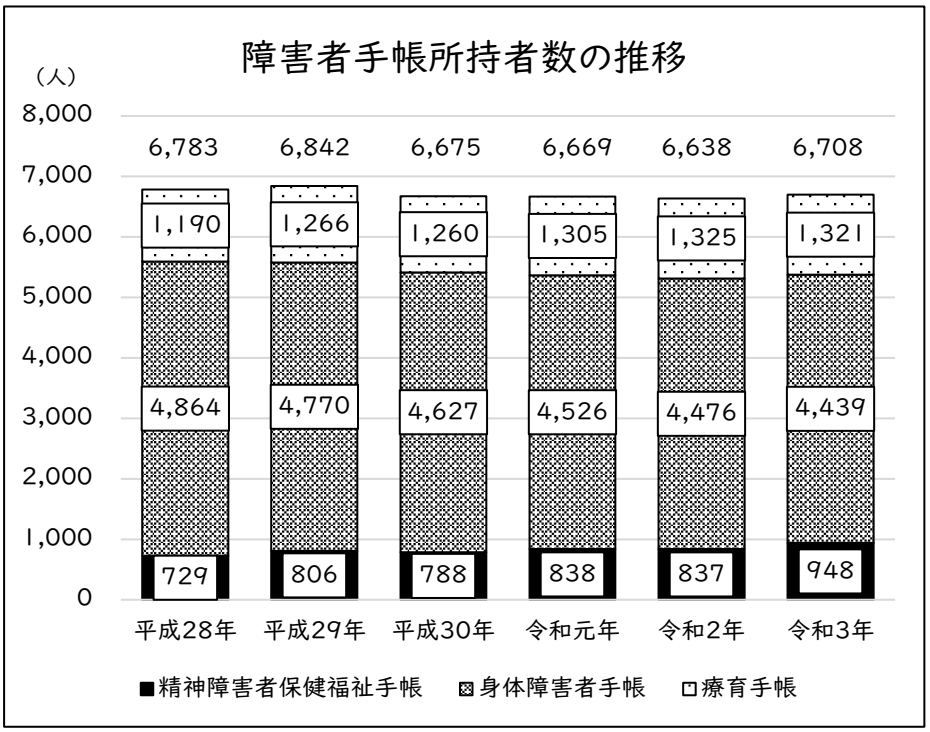

出典：「市政のあらまし」（各年3月31日現在）

◇生活保護受給者数及び保護率の推移

被保護世帯数・被保護人員数・保護率が減少傾向にあります。

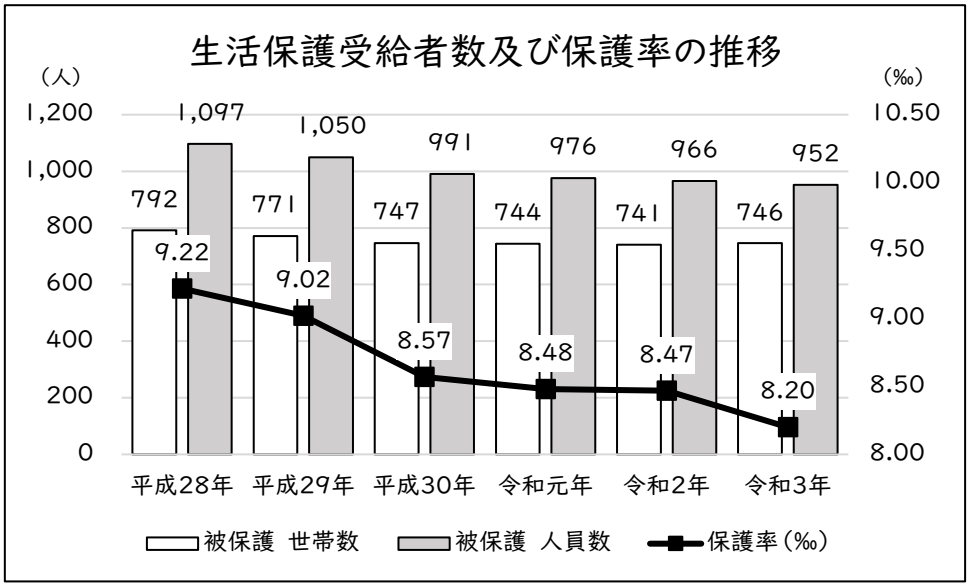

出典：社会福祉課調べ（各年9月30日現在）

◇児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、母子・父子ともに減少傾向にあります。

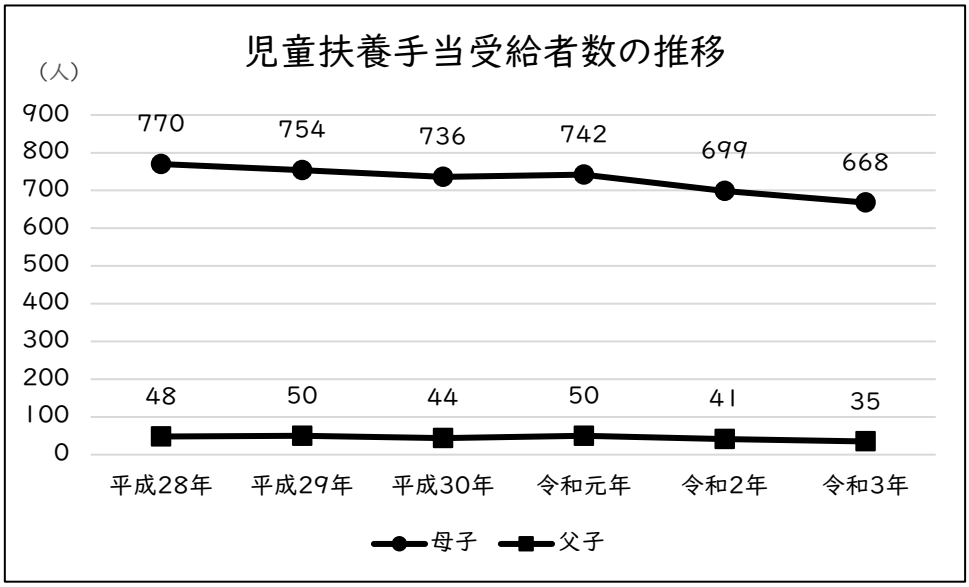

出典：子育て支援課調べ（各年3月31日現在）

◇民生委員・児童委員の活動状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、行動制限がある中においても、民生委員・児童委員は活動を通じて地域福祉の推進を図っています。

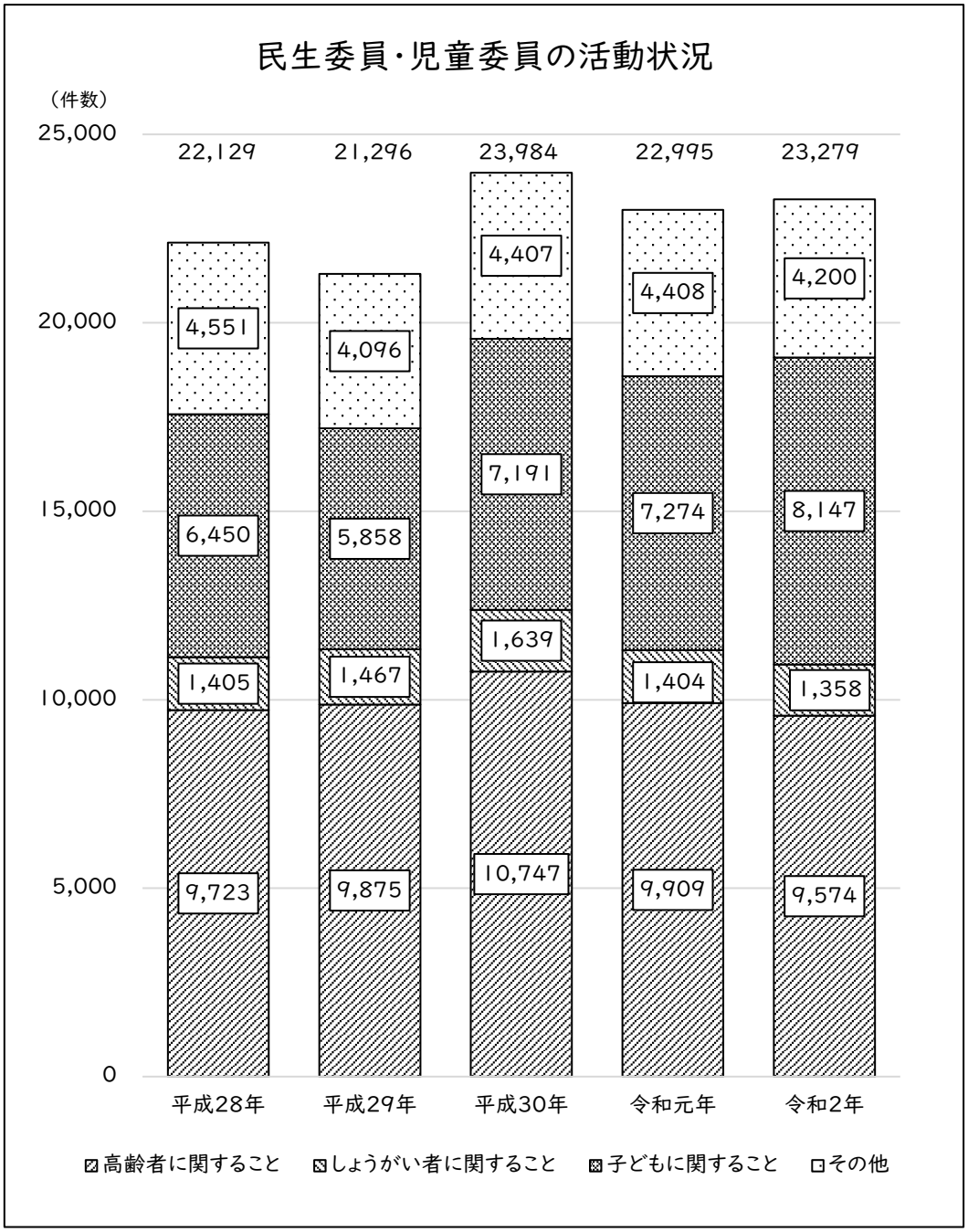

出典：「民生委員・児童委員の活動状況」（各年3月31日現在）

第3節　市民の意識

第3期長浜市地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、本市特有の現状や課題を把握し、その課題解決を図るものです。計画策定にあたっては、広く市民の意識を調査するため、「長浜市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

【市民アンケート調査概要】 注）小数点以下の四捨五入により、合計が100%にならない場合があります

調査対象		18歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出
実施時期と方法		令和3年(2021年)3月1日（月）～24日（水）　郵送による配布・回収
回収結果		回答数 1,370 票（回収率 45.7%）
	性別分布	男性44.3%/女性53.8%/その他（答えたくない・未記入）1.9%
	年齢別分布	10歳代1.4%/20歳代3.8%/30歳代9.9%/40歳代11.5%/50歳代13.3%/ 60歳代18.9%/70歳以上24.0%/80歳以上16.3%/未記入0.9%
	家族構成	ひとり暮らし18.0%/夫婦のみ25.6%/親子（2世代）36.4%/ 親・子・孫（3世代）14.6%/その他4.1%/未記入1.2%
	世帯の状況	子育てをしている18.4%/ 介護が必要な高齢者またはしょうがいのある人がいる 15.1%/ どちらにもあてはまらない 63.0%/未記入 3.5%
	地域別分布	長浜 22.8%/六荘6.8%/南郷里6.2%/神照8.2%/北郷里2.9%/ 西黒田2.0%/神田1.2%/湯田3.2%/田根1.9%/下草野1.7%/七尾1.2%/ 上草野1.2%/びわ6.4%/虎姫3.3%/小谷2.3%/速水3.6%/朝日2.7%/ 富永1.2%/高月 5.0%/古保利1.5%/七郷1.1%/杉野0.6%/高時0.7%/ 木之本3.9%/伊香具0.7%/余呉2.8%/西浅井3.9%/未記入1.0%
	居住年数	5年未満5.0%/5年～20年未満10.4%/ 20年以上83.7%/未記入0.9%
	住まい形態	持ち家（一戸建て）86.1%/持ち家（分譲マンション等）2.4%/ 借家（一戸建て）1.5%/借家（賃貸マンション・アパート等）7.5%/社宅・寮0.9%/ その他0.9%/未記入0.7%
	定住に関する意識	ずっと住み続けたい59.0%/できれば住み続けたい29.8%/ できれば転出したい9.0%/転出したい2.2%

ご近所づきあいに関する意識

ご近所づきあいについて、「あいさつをする35.2%」、「立ち話をする25.4%」の回答が多く、地域住民同士での助けあいや支えあいについては、「安否確認の声かけ23.3%」、「話し相手19.6%」の回答が多いことから、ほどよい距離を保ちつつ、ご近所づきあいをしている人が多いことがわかりました。

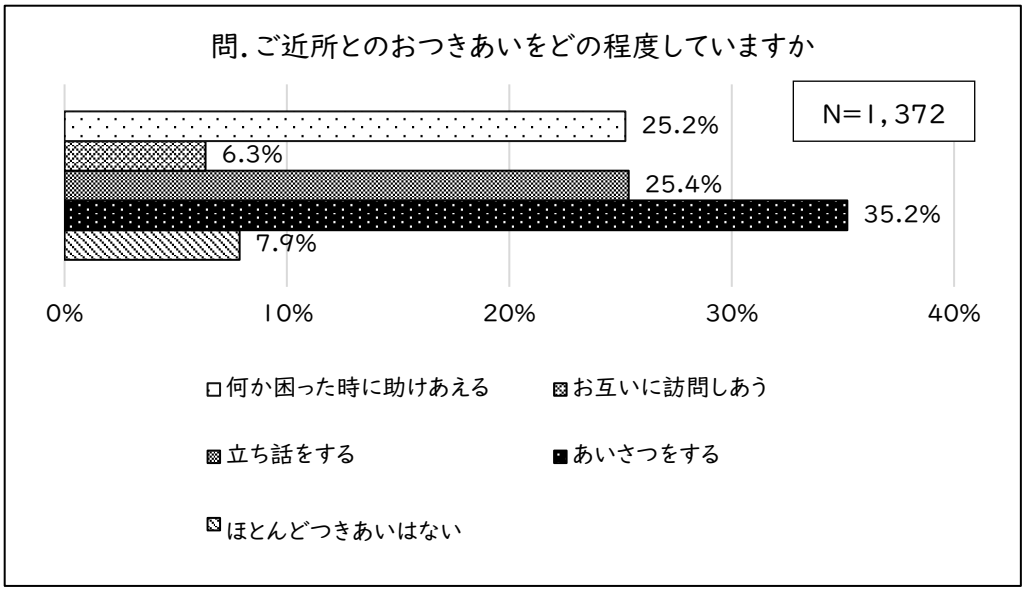

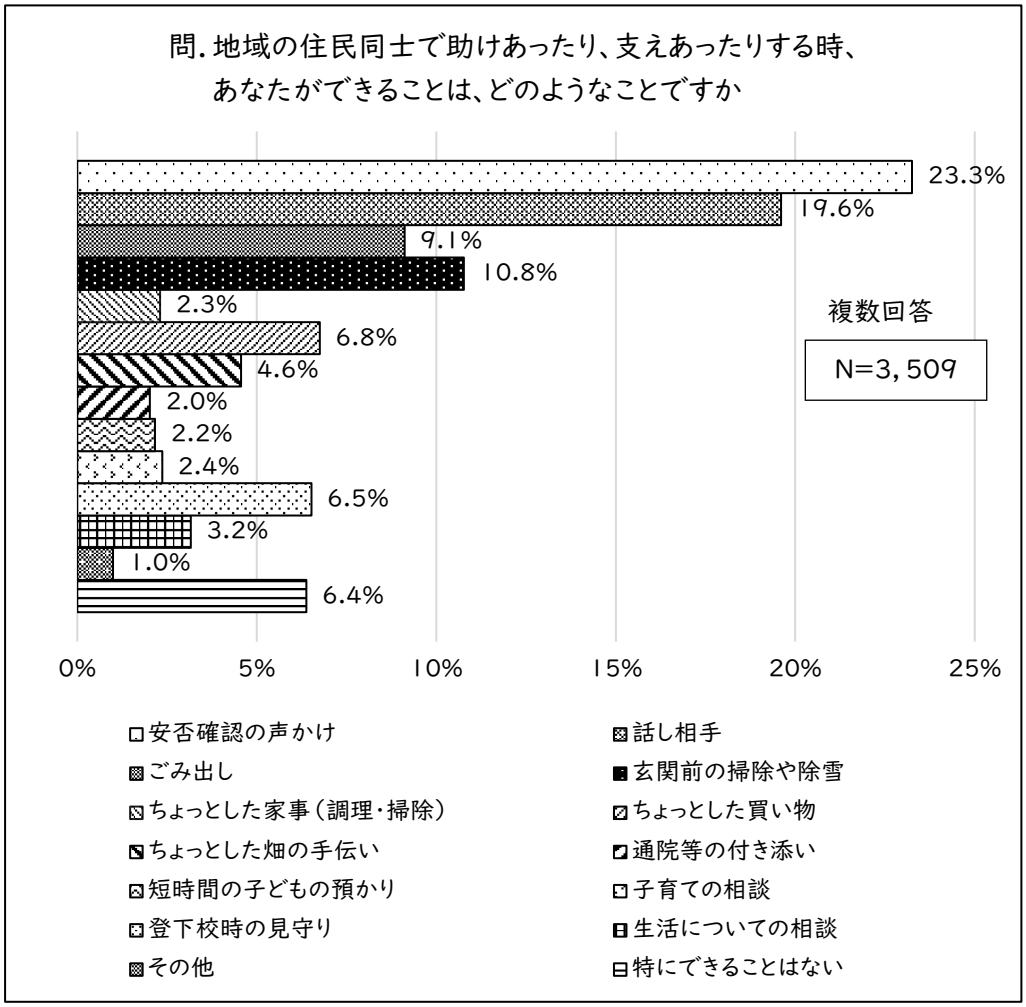

新型コロナウイルス感染症により、28.9%の人がご近所づきあいに影響を受けたと感じており、地域住民同士の接触機会の減少につながっています。

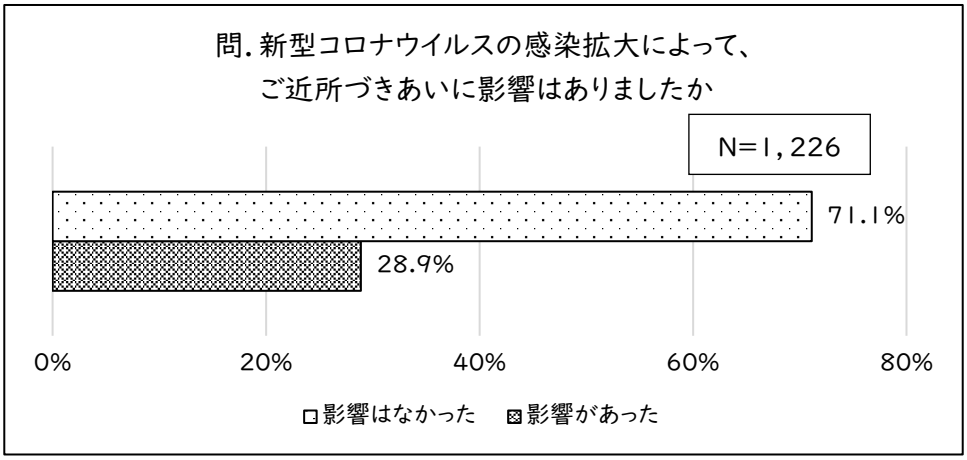

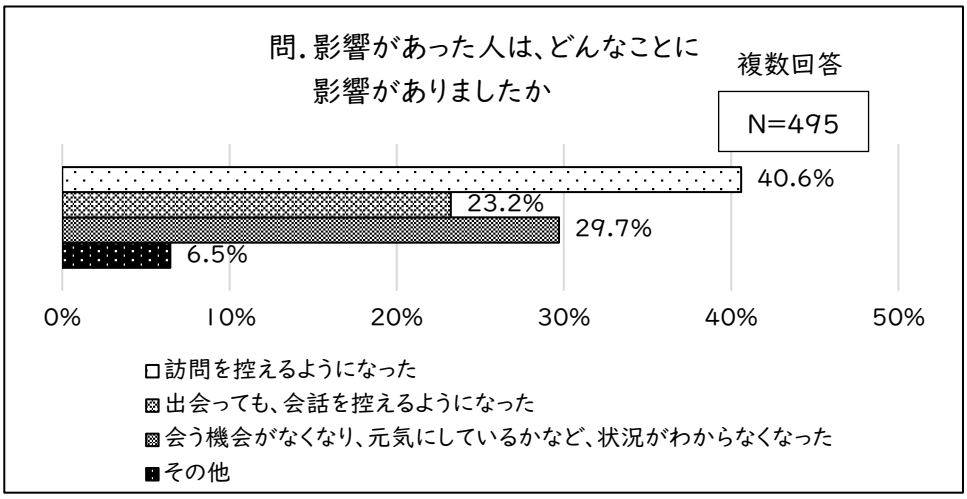

今後のご近所づきあい関係については、「現状のままでよい73.2%」と考える人が多い結果となりましたが、これは現状の関係に「満足をしている」と理解するだけではなく、「これ以上、関係を深める気持ちがない」としても捉えられます。

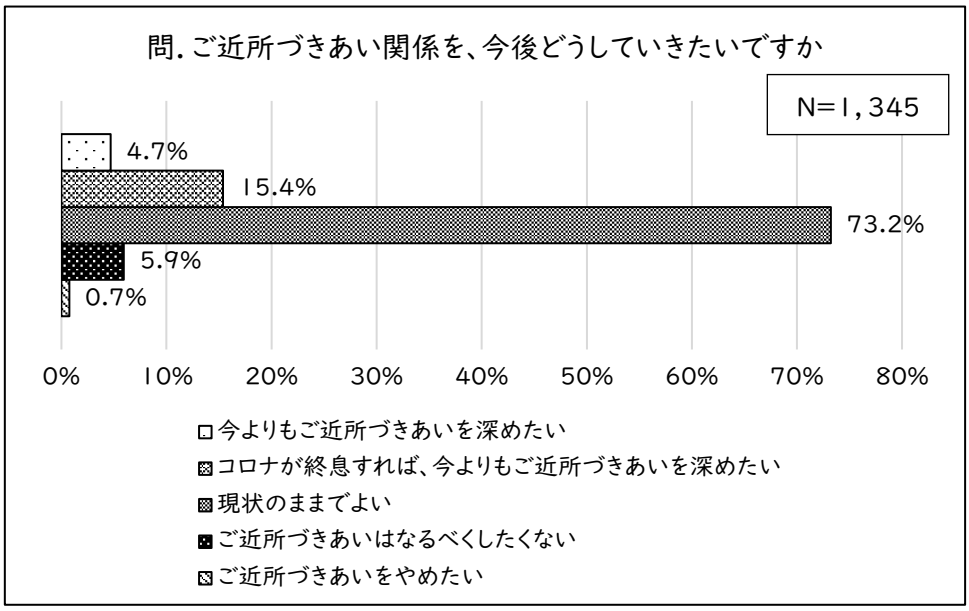

地域住民同士で助けあい・支えあいの輪を広げていくためには、「住民同士が交流を通して知りあう機会を増やすこと20.6%」、「住民同士が助けあい、支えあえるしくみをつくること19.1%」が必要であると感じていることから、地域住民の多くは、「互いに協力し住みやすい地域にしていくべきである」という「互助」の考えを持っていることがわかりました。

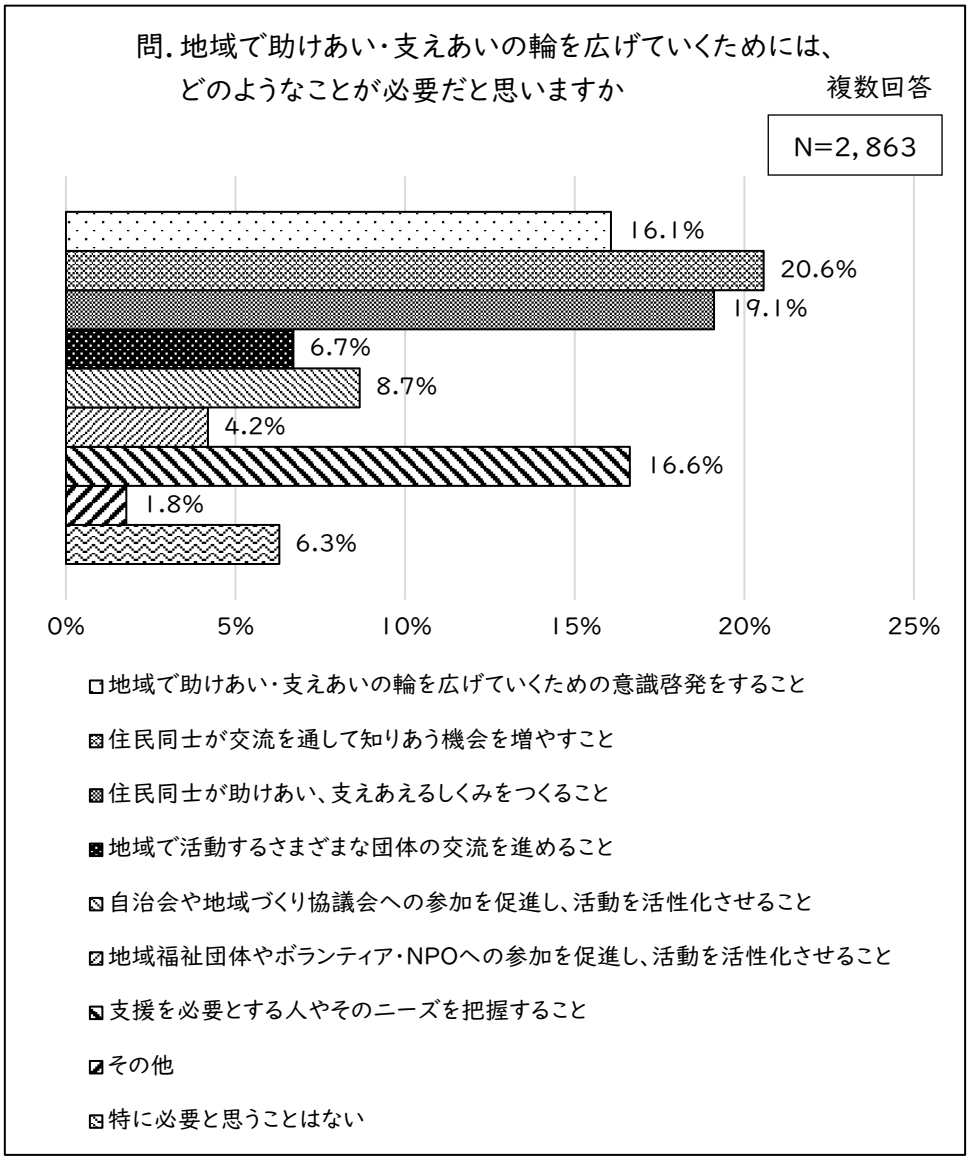

地域活動への参加意識

地域活動への参加について、「依頼があった場合は参加する（参加する、内容によっては参加する、当番制なら参加する、の合計）82.4%」と、地域活動に関わりを持つ人が多いことがわかりました。参加の仕方については、「企画・運営してくれる人がいれば参加したい81.2%」となっています。また、参加しない理由について、77.0%の人が新型コロナウイルス感染症の影響によるものではないと回答しています。

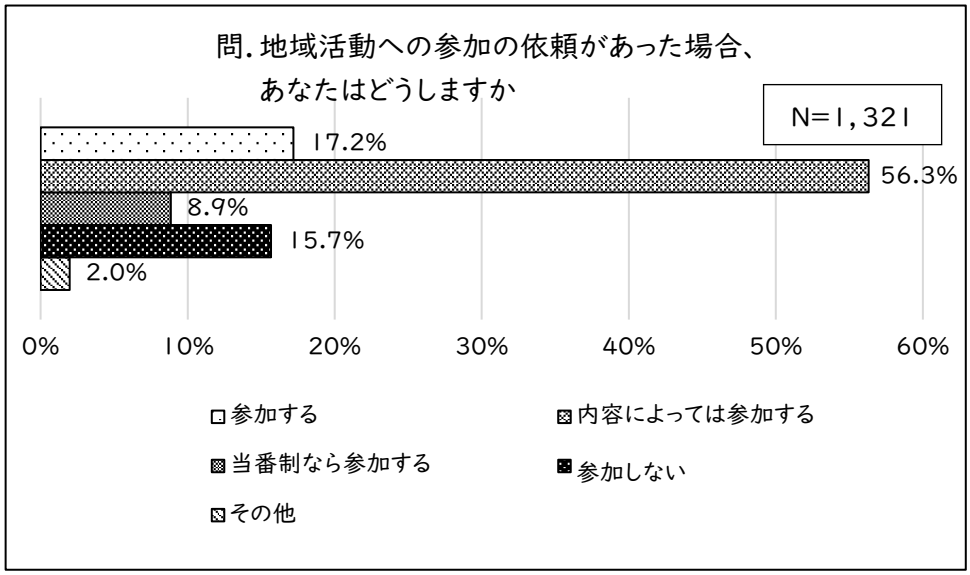

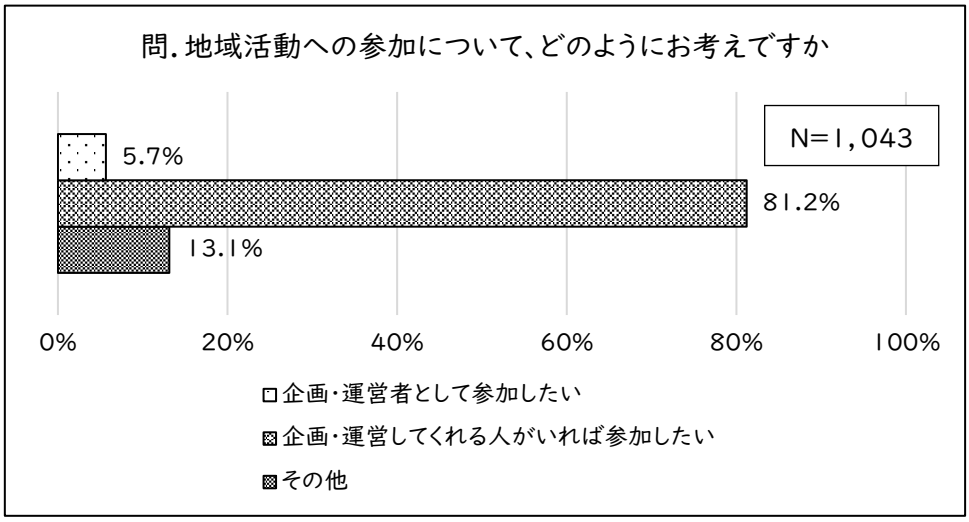

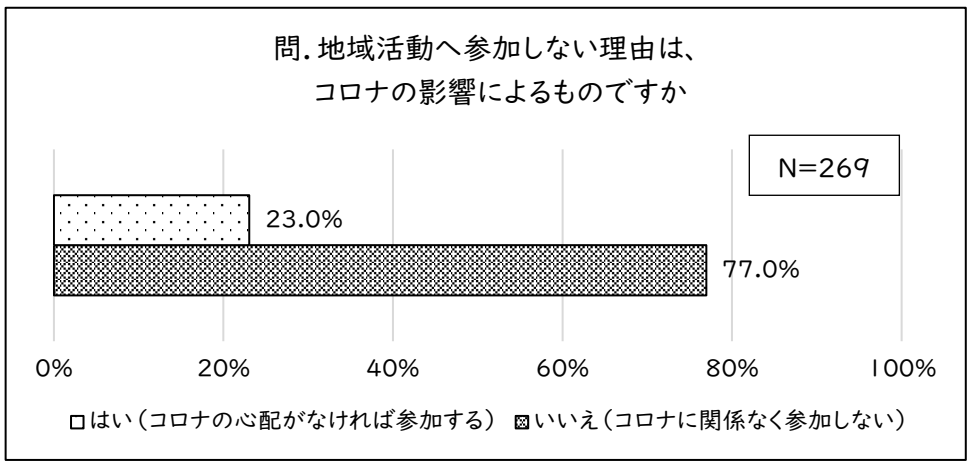

地域活動に参加するうえで支障となることについては、年代によって傾向が大きく異なり、仕事や家事などで忙しい若い世代と健康や体力に自信のない高齢者世代では違いがあります。

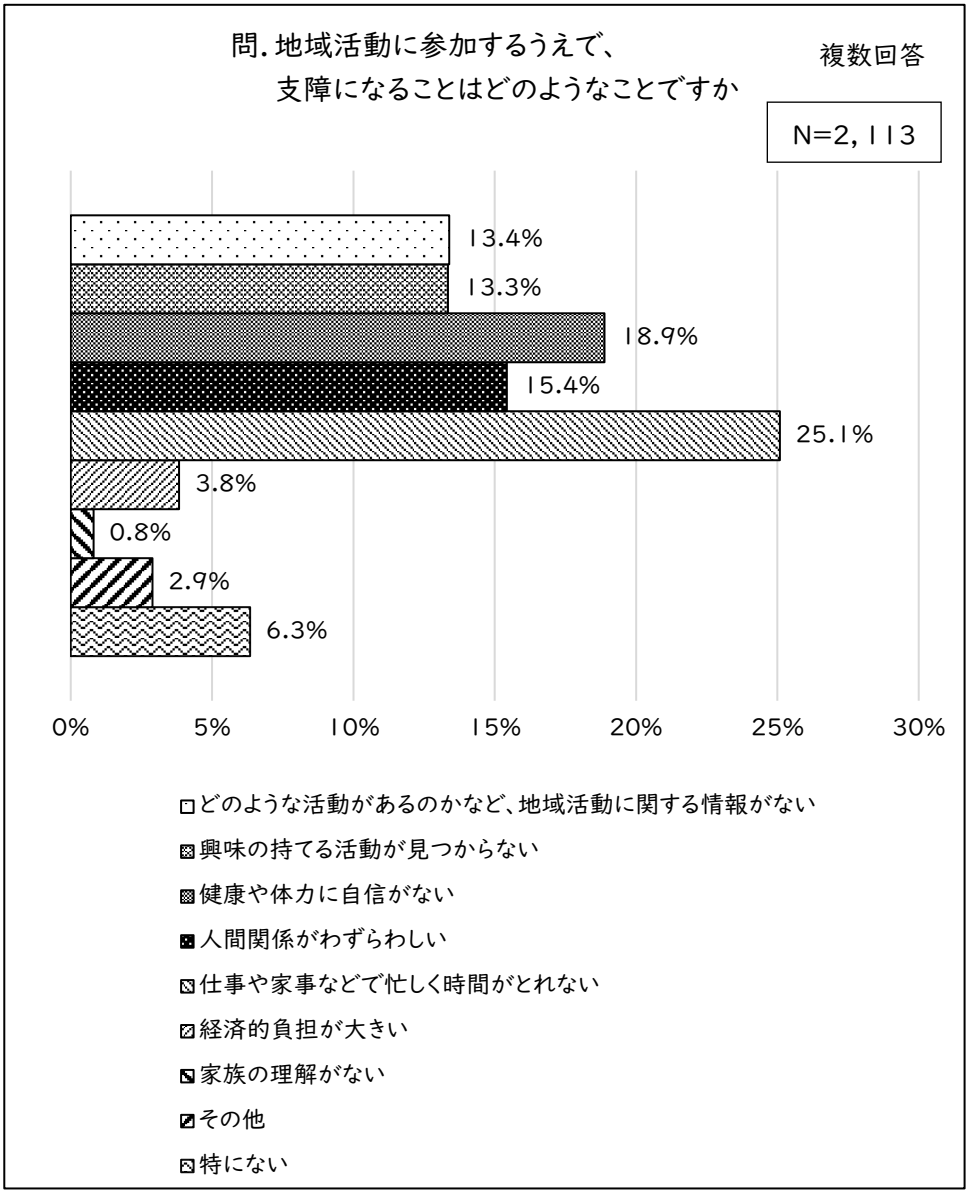

問．地域活動に参加するうえで、支障になることはどのようなことですか（年代別）

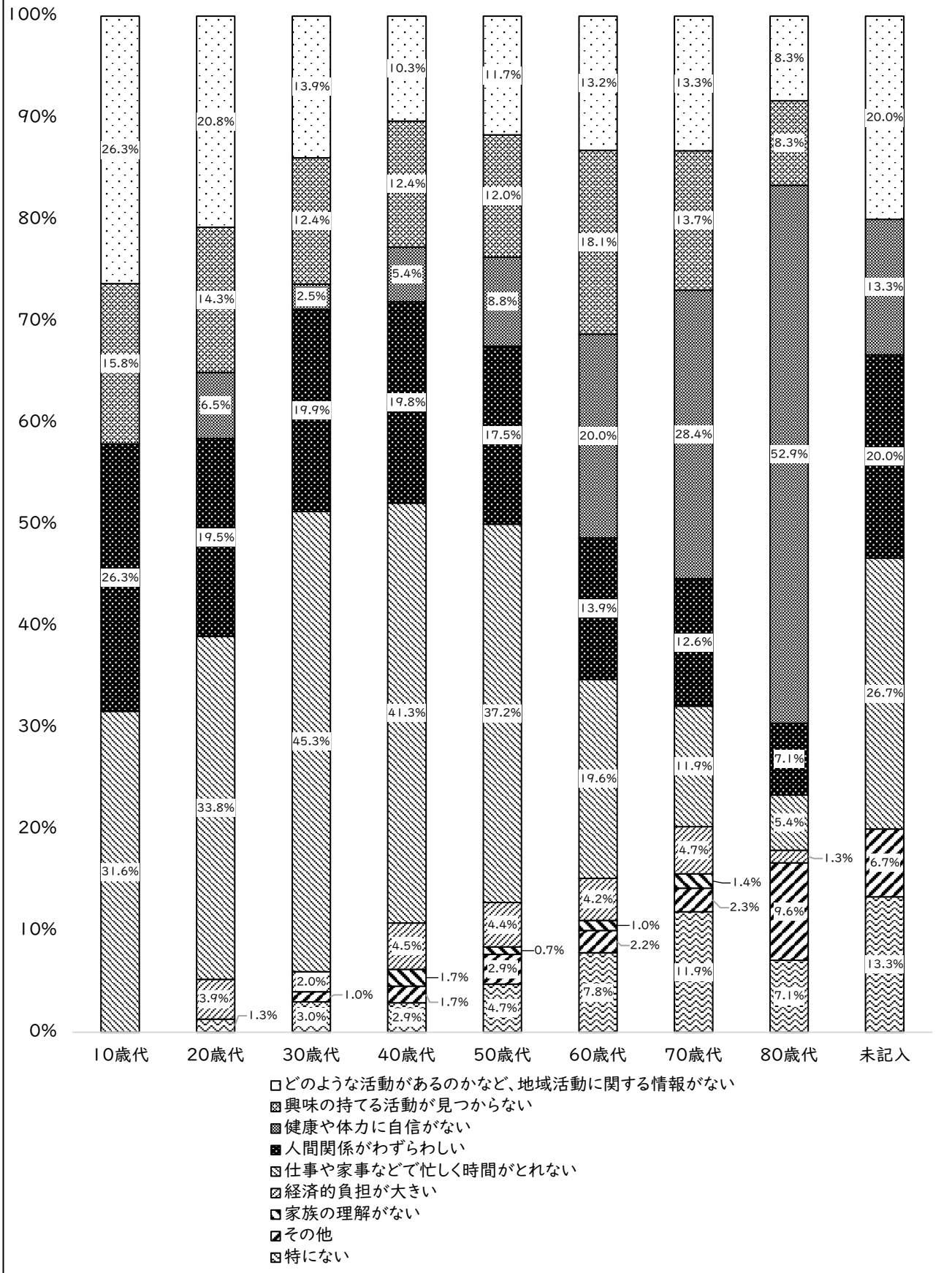

住民自身で取り組む福祉活動については「子ども」、「高齢者」、それぞれの立場に対する、「見守り・居場所づくりの活動」が必要であると考える人が多いことがわかりました。

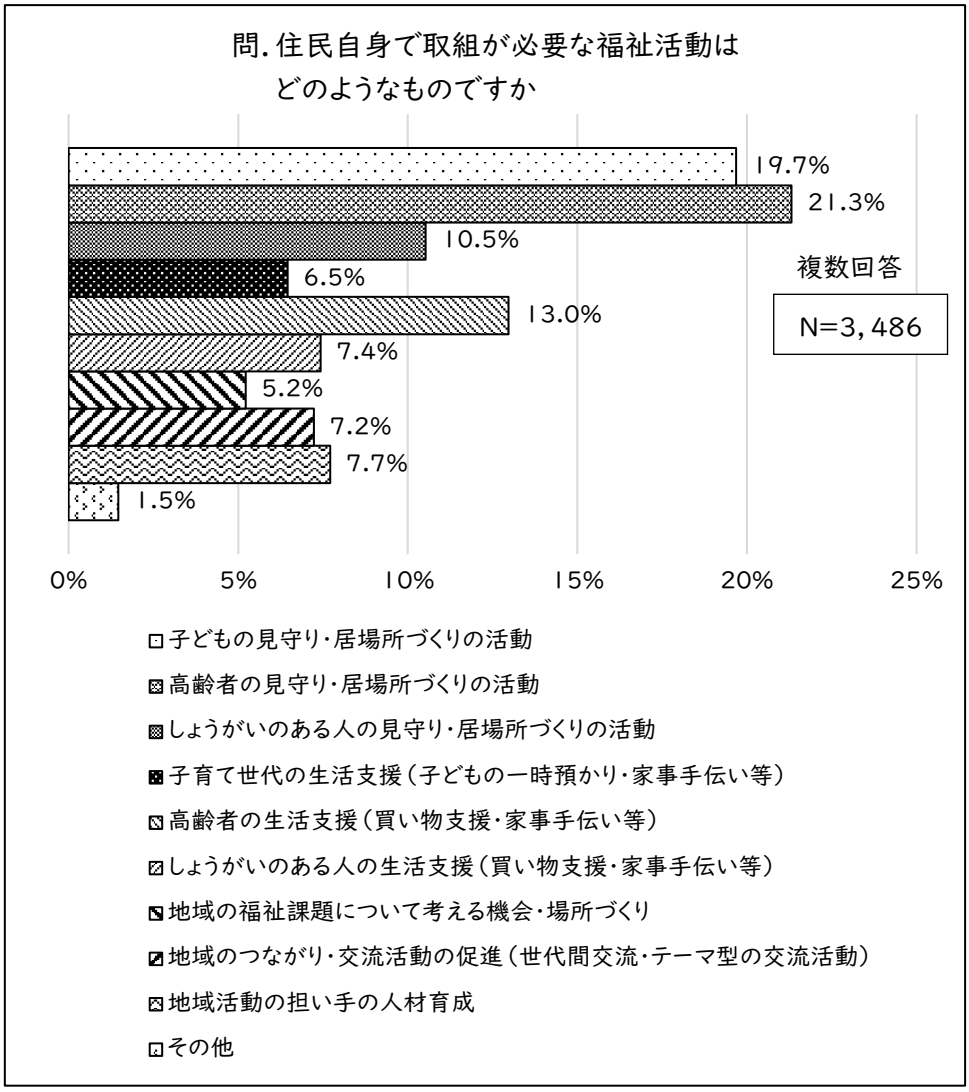

福祉情報に関する意識

今後、地域活動の輪を広げていくためには、「地域活動に関する情報を発信すること28.1%」の回答が多く、だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためには「福祉に関する情報を充実させること14.0%」の回答が多いことから（P26 記載）、地域住民は、地域福祉推進における情報発信の重要性を感じています。福祉に関する情報は、すべての世代で「広報紙28.9%」から入手している回答が最も多くなりましたが、若い世代では、インターネットやSNSからの情報入手も多く、年代によって情報の入手先が異なることが明らかとなりました。

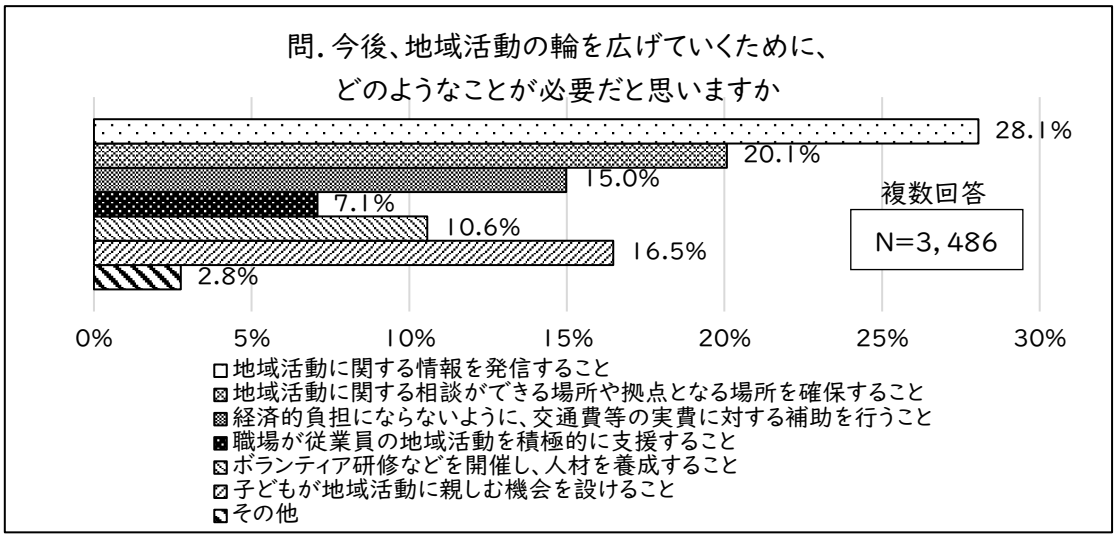

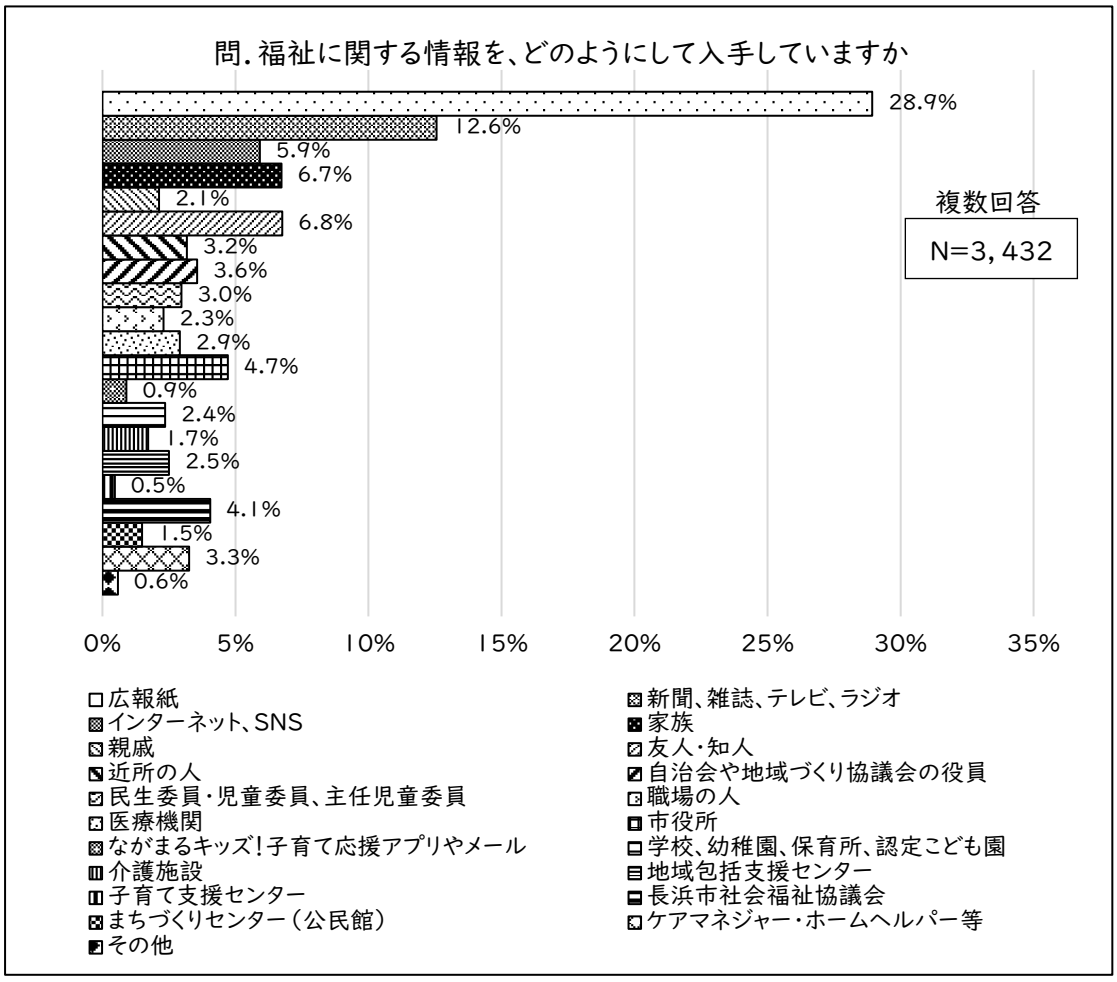

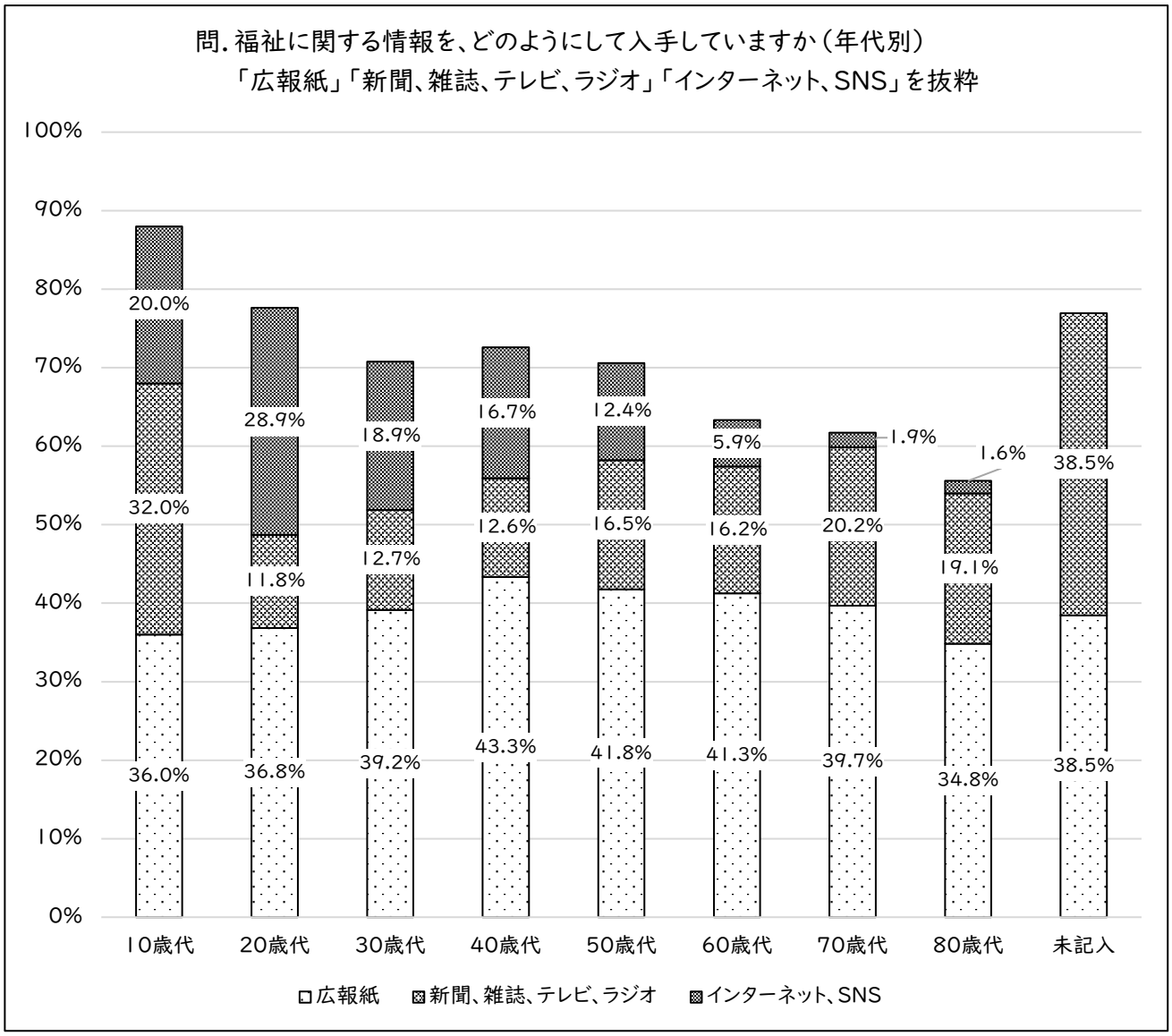
問. 福祉に関する情報を、どのようにして入手していますか（年代別）
「広報紙」「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ」「インターネット、SNS」を抜粋
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
20.0%
32.0%
36.0%
28.9%
11.8%
36.8%
18.9%
12.7%
39.2%
16.7%
12.6%
43.3%
12.4%
16.5%
41.8%
5.9%
16.2%
41.3%
1.9%
20.2%
39.7%
1.6%
19.1%
34.8%
38.5%
38.5%
10歳代
20歳代
30歳代
40歳代
50歳代
60歳代
70歳代
80歳代
未記入
広報紙
新聞、雑誌、テレビ、ラジオ
インターネット、SNS

安心な生活に関する意識

だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、「福祉に関する情報提供を充実させること14.0%」に次いで、「人とひととのつながりができる機会を増やすこと10.2%」、「困り事を抱えていてもSOSを出せない人に目が行き届くしくみをつくること9.4%」、「生活の困り事を総合的に相談できる窓口を充実させること8.4%」となっています。

地域住民は、住民同士のつながりや、困り事の解決に関する支援体制の充実が必要であると考える人が多いことがわかりました。

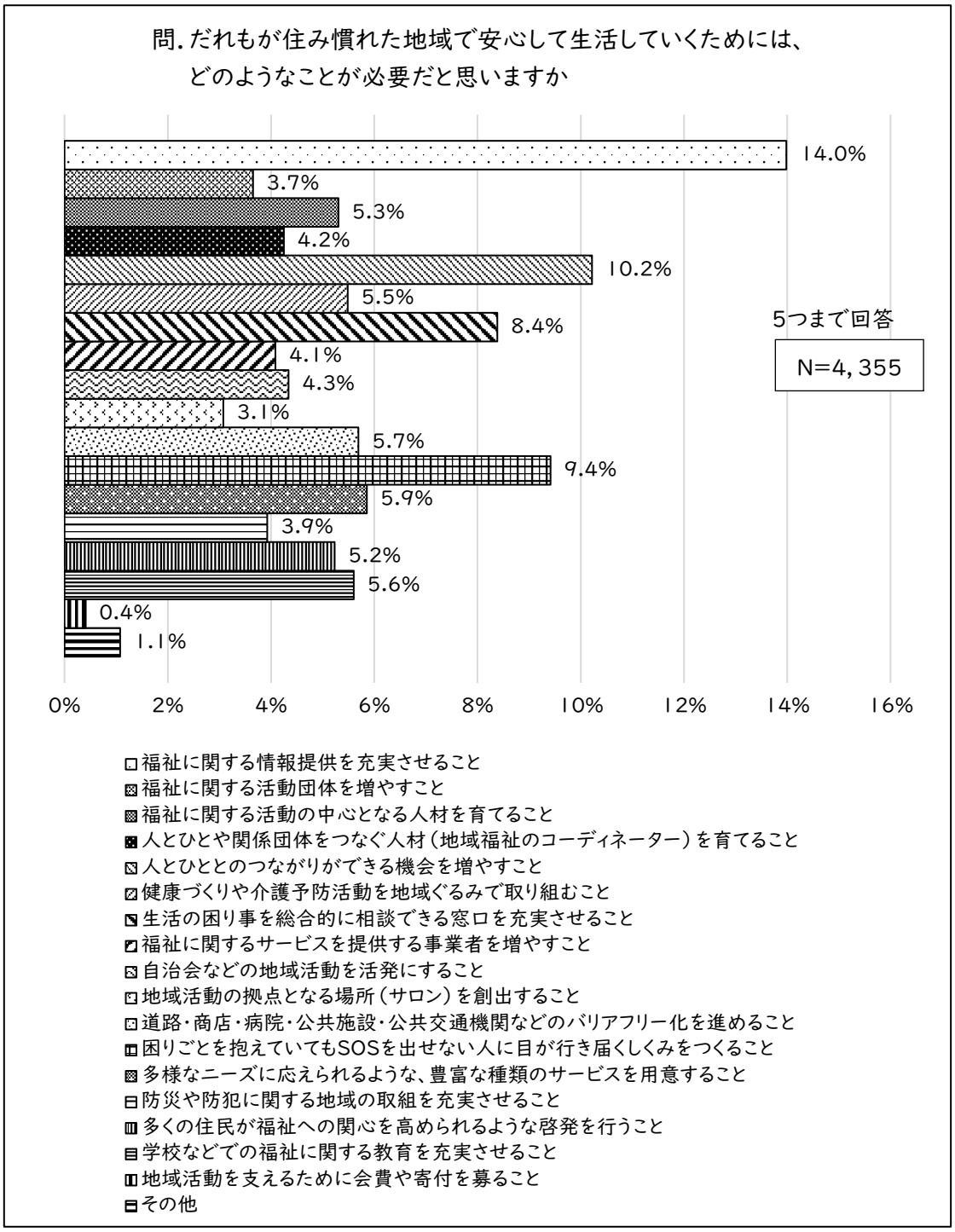

日々の生活の課題に関する意識

日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることについて、「特にない16.5%」という回答が最も多い結果となりました。地域別に分析した結果、「近くに買い物をする店が少ない（ない）こと11.3%」と、「特にない」の回答が相反する傾向（近くに買い物をする店が少ないと悩みや不安が多くなる）にあり、買い物環境の充実と地域課題は密接な関係にあることがわかりました。

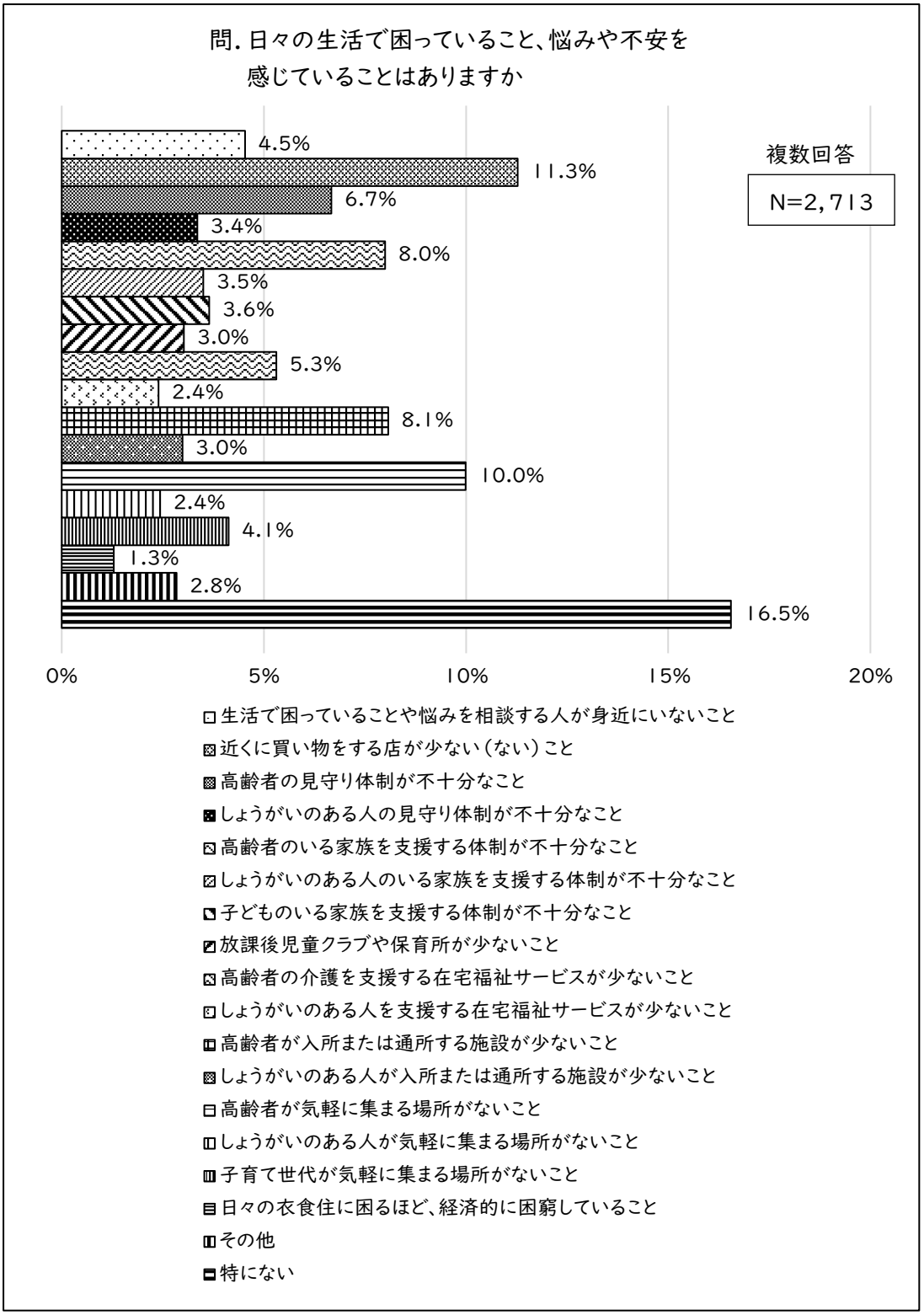

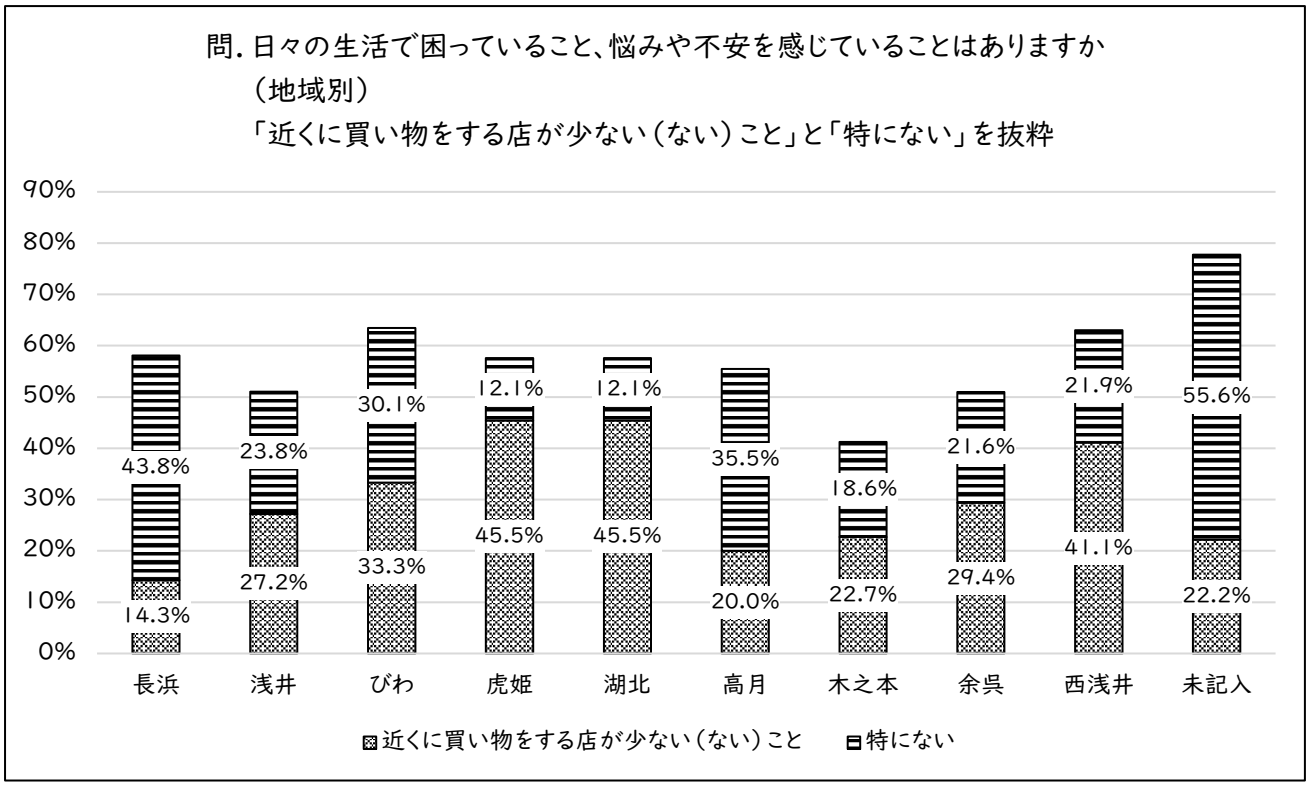
問. 日々の生活で困っていること、悩みや不安を感じていることはありますか
（地域別）
「近くに買い物をする店が少ない（ない）こと」と「特にない」を抜粋
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
43.8%
14.3%
23.8%
27.2%
30.1%
33.3%
12.1%
45.5%
12.1%
45.5%
35.5%
20.0%
18.6%
22.7%
21.6%
29.4%
21.9%
41.1%
55.6%
22.2%
長浜
浅井
びわ
虎姫
湖北
高月
木之本
余呉
西浅井
未記入
近くに買い物をする店が少ない（ない）こと
特にない

日々の生活のなかで、困ったことがあるときにだれに相談するのかという質問については、「家族38.5%」が圧倒的に多く、次いで「友人・知人19.4%」となり、「近所の人」は4.4%にとどまっています。

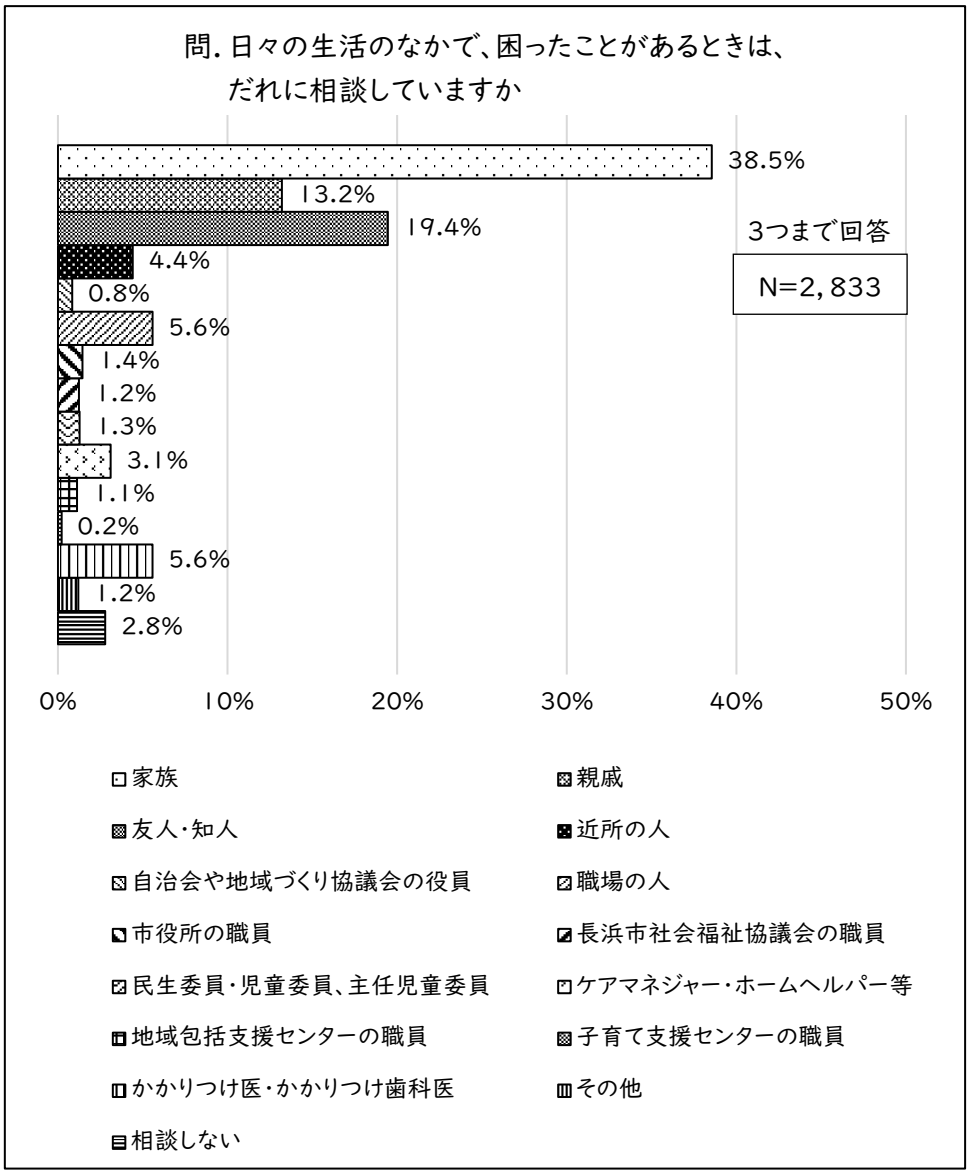

再犯防止に関する意識

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する人々の名前と、おおよその活動の認知については、「保護司39.9%」の回答が最も多く、次いで「どれも知らない35.0%」という結果となりました。

再犯防止を進めるためには、様々な機関・団体の連携や、仕事・住居を確保して安定した生活基盤を築くための支援が必要と考える人が多い一方、犯罪や非行をした人の立ち直りのために、どのようなことであれば協力できるかについては、「わからない51.0%」が最も多い結果となりました。

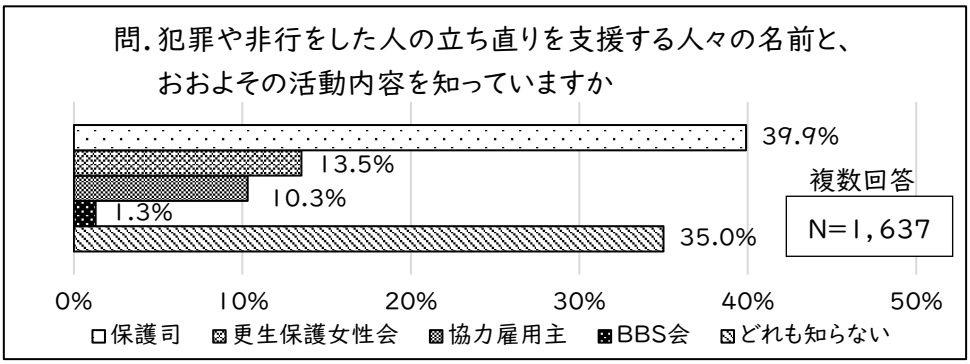

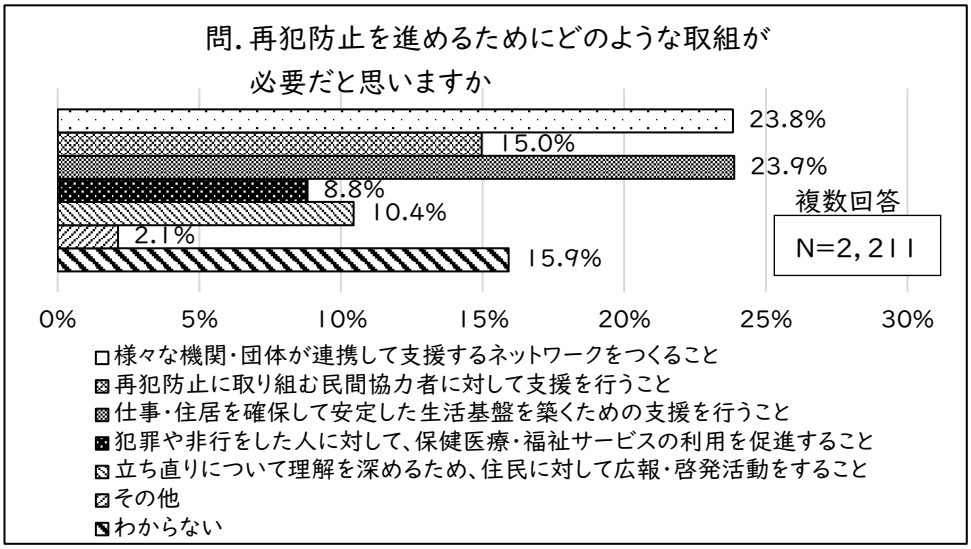

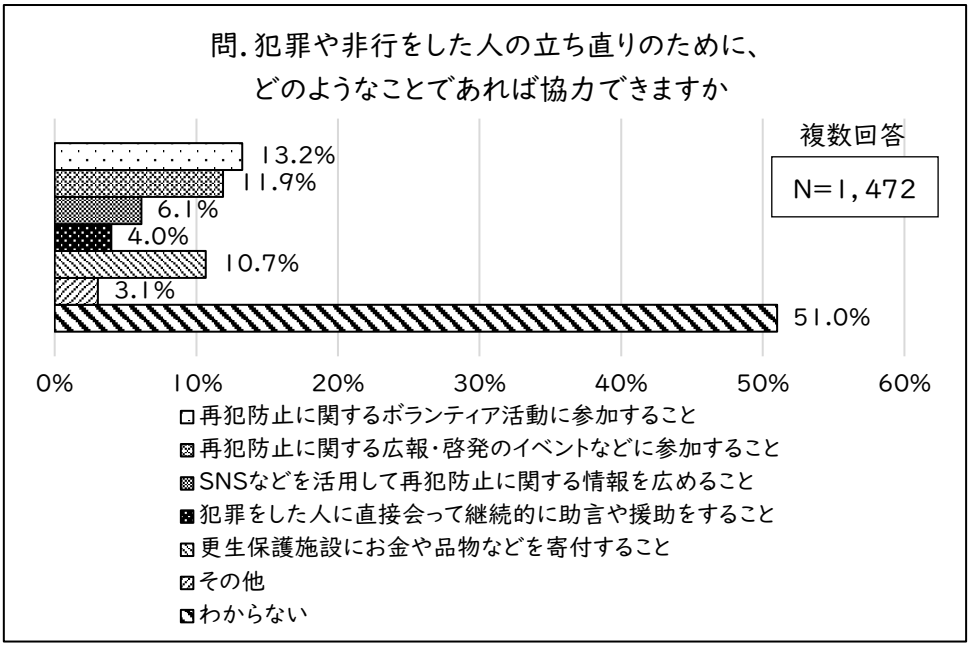

ひきこもりに関する意識

身近な地域におけるひきこもりについて、「知っている（1人、2人、3人、4人以上の合計）」と回答した人が26.8%に及んだことから、本市においても、多くのひきこもりの人がいることが推測されます。一方で、ひきこもりについて相談できる機関については、「どれも知らない56.2%」の回答が圧倒的に多いことから、ひきこもりの人の数に対し、その相談窓口に関する認知度は低いと考えられます。

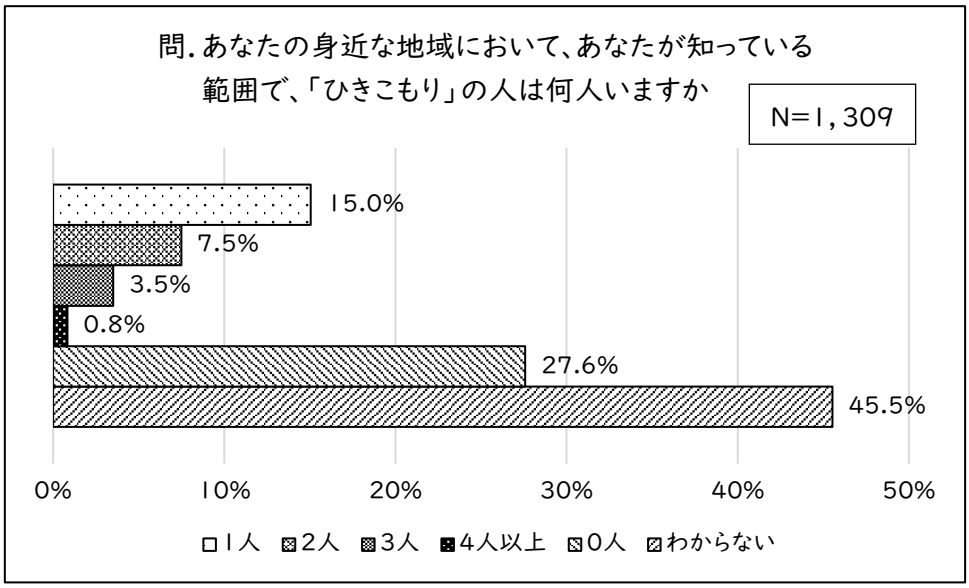

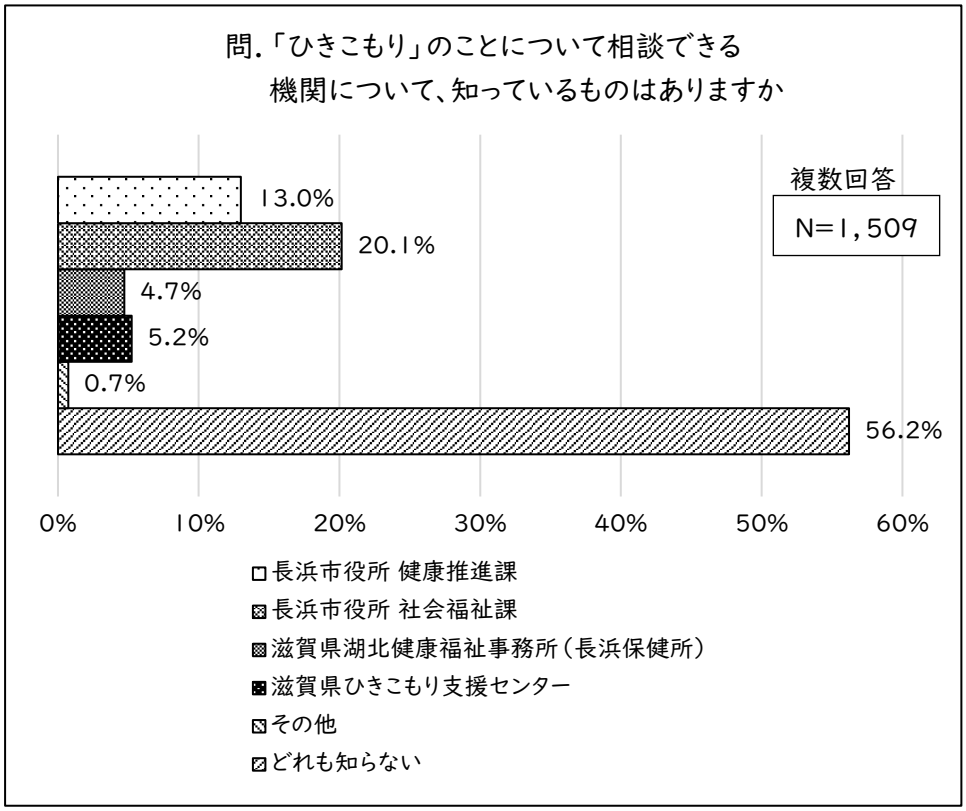

福祉サービスに関する意識

お金を払ってでも、あればいいと思う地域でのサービスについては、「送迎サービス13.2%」の回答が最も多く、次いで、「介護が必要な高齢者またはしょうがいのある人の預かり12.5%」、「雪おろし・雪かき12.3%」が続いています。

福祉サービスのニーズについて地域ごとに傾向を分析すると、地理的な条件をはじめ、各地域が置かれた現状や課題等により大きく異なることがわかりました。

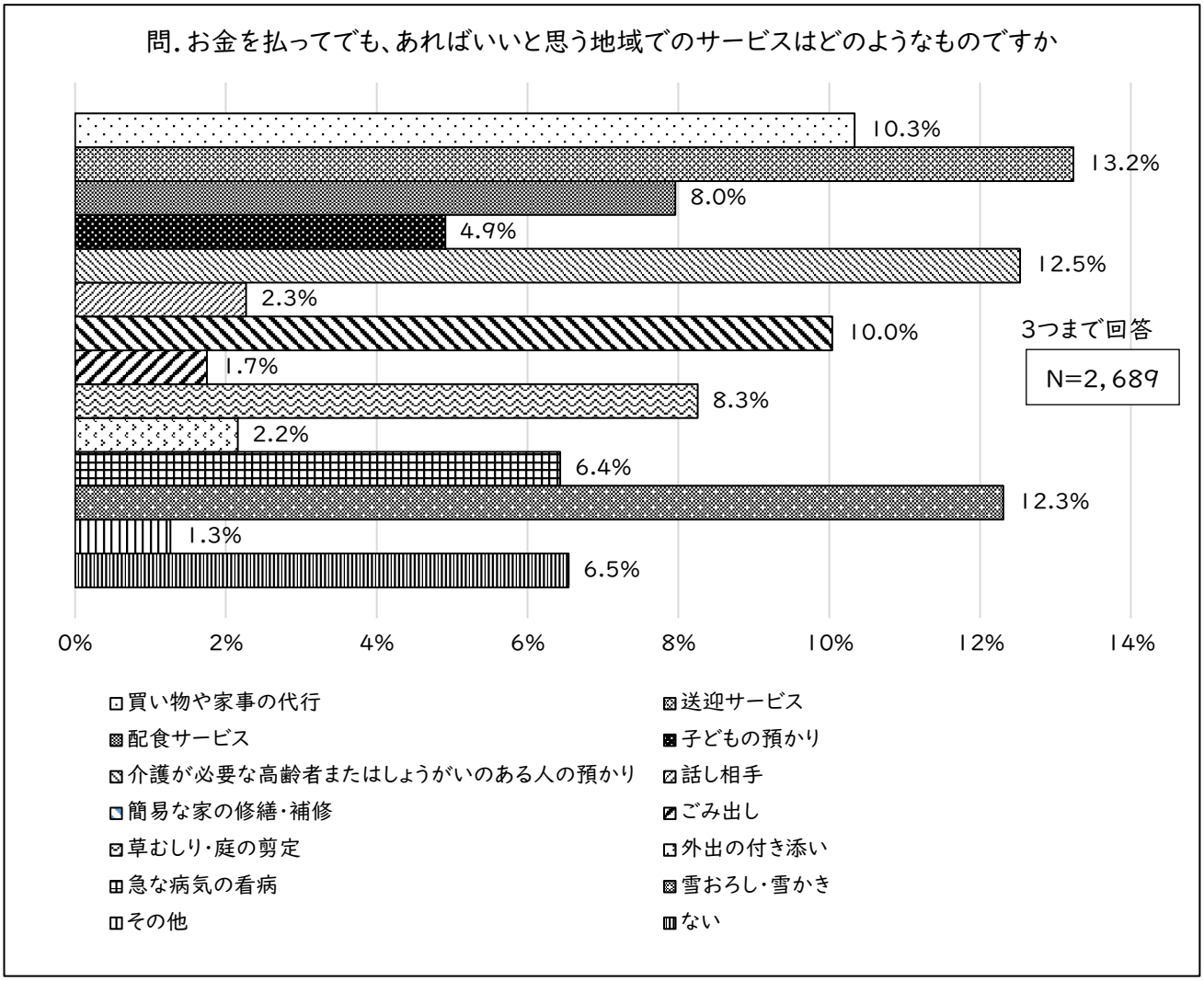

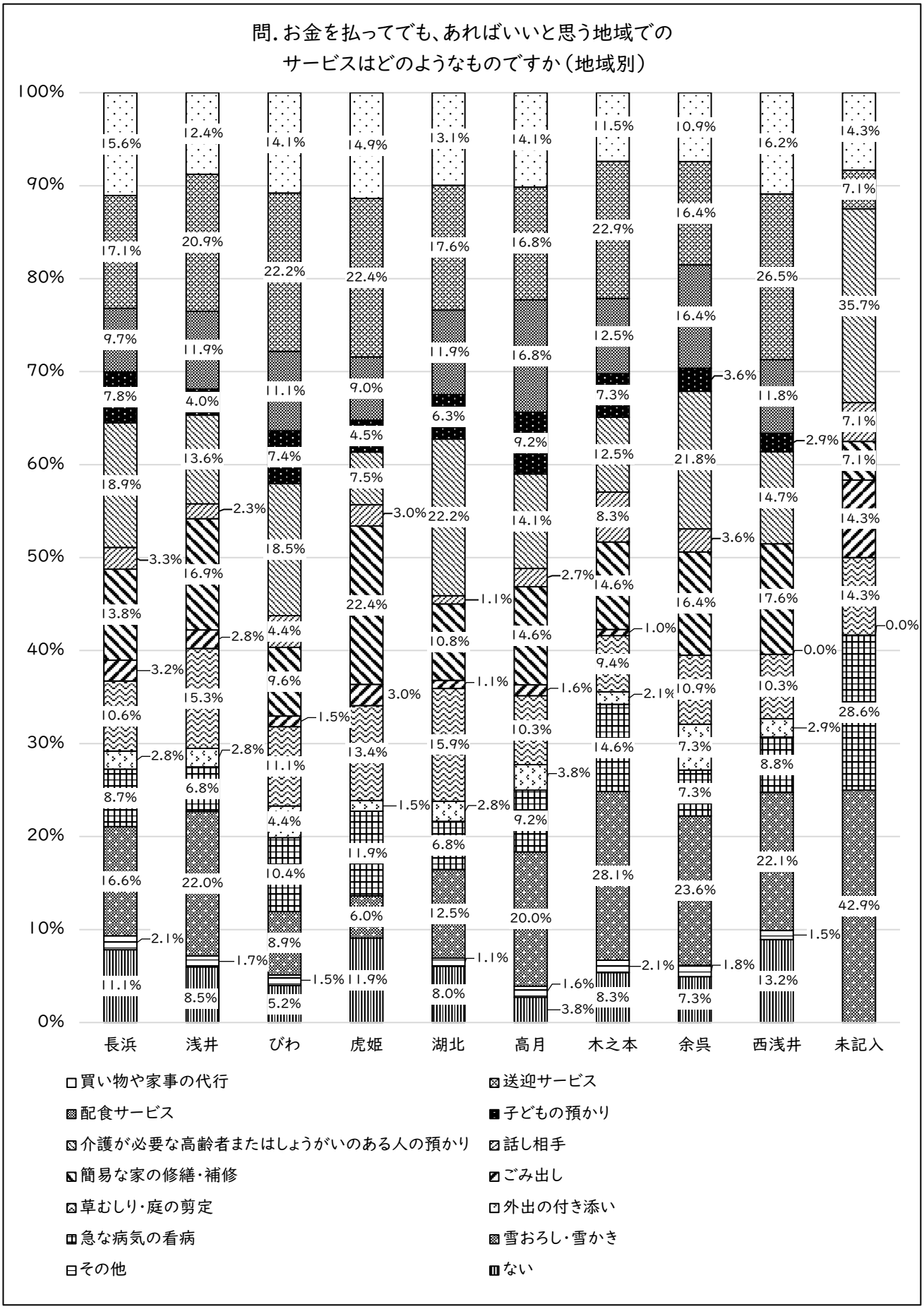
問. お金を払ってでも、あればいいと思う地域での
サービスはどのようなものですか（地域別）
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
長浜
浅井
びわ
虎姫
湖北
高月
木之本
余呉
西浅井
未記入
買い物や家事の代行
送迎サービス
配食サービス
子どもの預かり
介護が必要な高齢者またはしょうがいのある人の預かり
話し相手
簡易な家の修繕・補修
ごみ出し
草むしり・庭の剪定
外出の付き添い
急な病気の看病
雪おろし・雪かき
その他
ない

福祉教育に関する意識

思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる子どもに対する教育について、「学校教育の中で学ぶ32.5%」、「家庭の中で親から学ぶ28.4%」に次いで、「地域の活動を通じて学ぶ22.0%」という結果から、学校や家庭以外にも「地域が果たす役割が大きい」と考える人が多いことがわかりました。

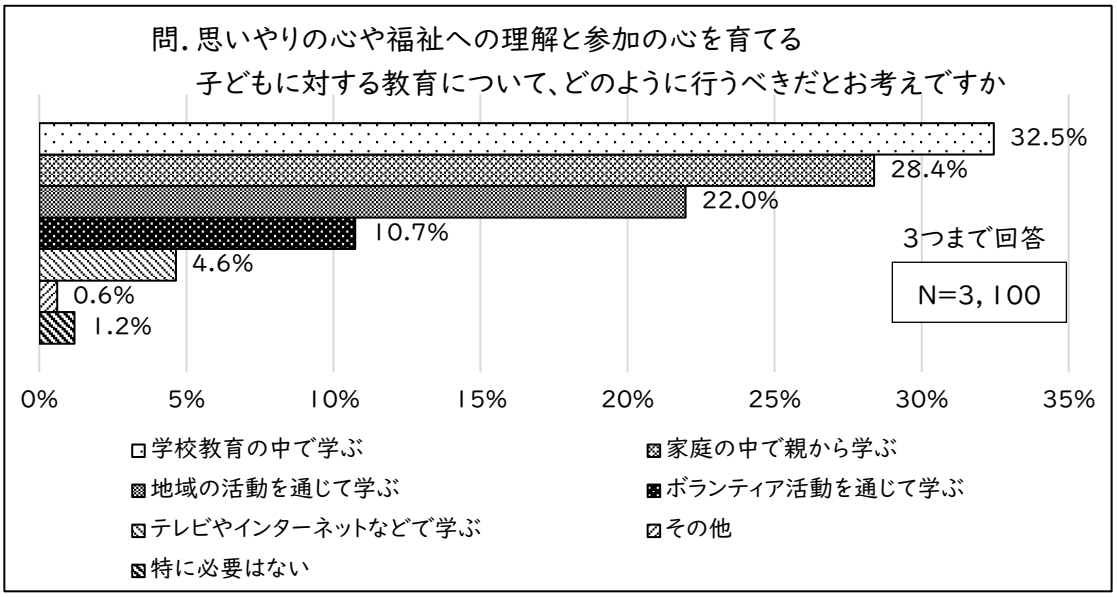

長浜市社会福祉協議会に対する意識

長浜市社会福祉協議会に対して望む事業について、「福祉に関する総合的な相談窓口17.2%」が最も多く、「高齢者支援に関する活動13.3%」、「福祉に関する情報提供活動9.9%」が次いでいます。

地域住民は、長浜市社会福祉協議会に対し、地域福祉推進の中核を担う組織として、高い期待を持っていることが確認できました。

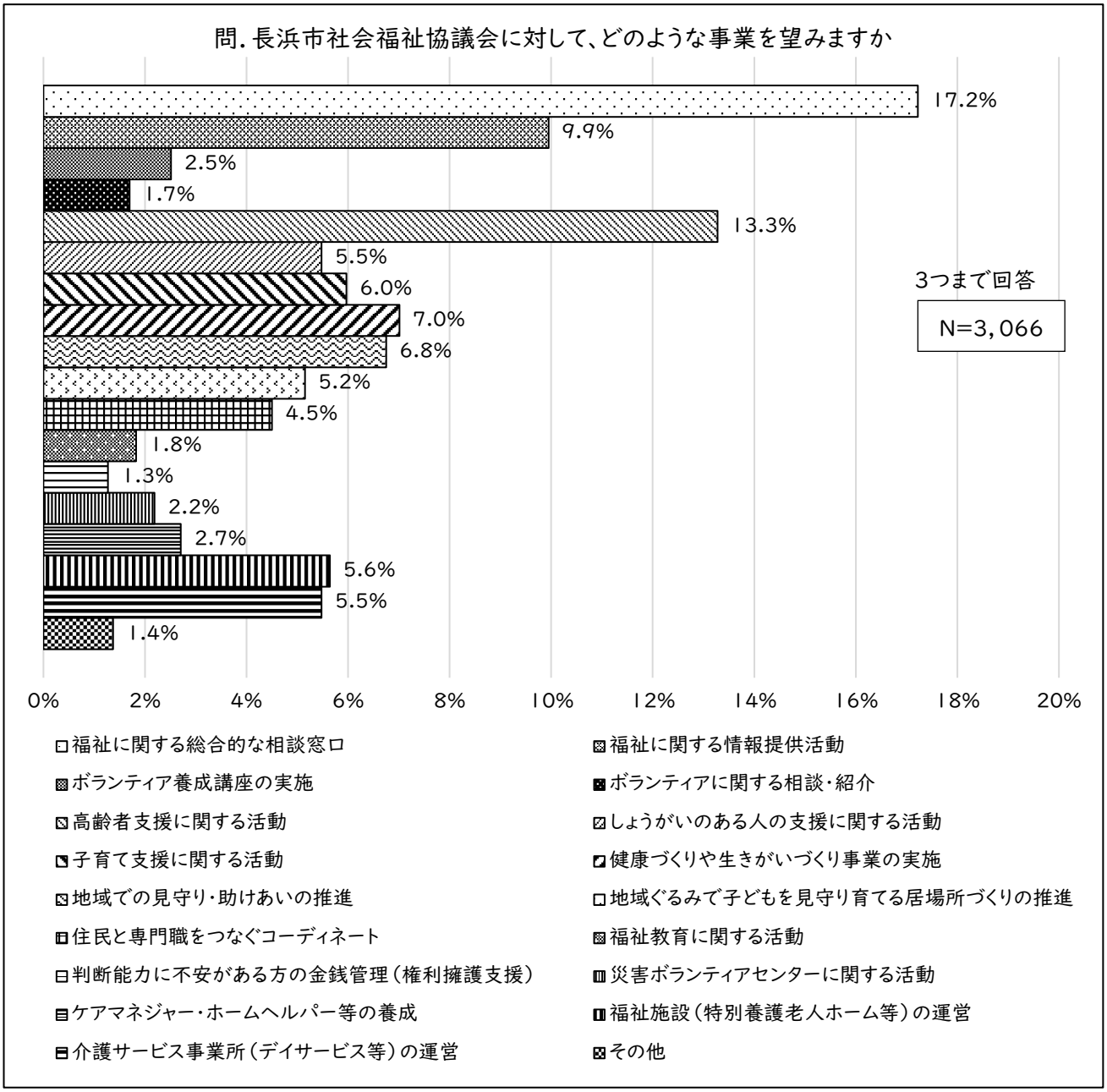

第4節 団体の意識

【団体ヒアリング調査概要】 注）小数点以下の四捨五入により、合計が100%にならない場合があります

調査対象		ワーキンググループ関係課の推薦による61団体
実施時期と方法		令和3年(2021)年6月25日（金）～7月16日（金） 郵送による配布・回収
回収結果		53団体（回収率86.8%）
	活動分野	◇地域福祉団体：26.3% ◇児童福祉団体：13.8% ◇高齢者福祉団体：33.8%　複数回答 ◇しょうがい福祉団体：18.8% ◇その他：7.5%

団体の事業や活動の連携・協力関係に関する意識

各団体の連携・協力関係については、「長浜市社会福祉協議会14.0%」の回答が最も多く、次いで、「行政機関11.7%」となりました。「特になし」の回答は 0%であったことから、各団体は、それぞれ必要な機関と連携・協力をして事業の推進を図っていることがわかりました。

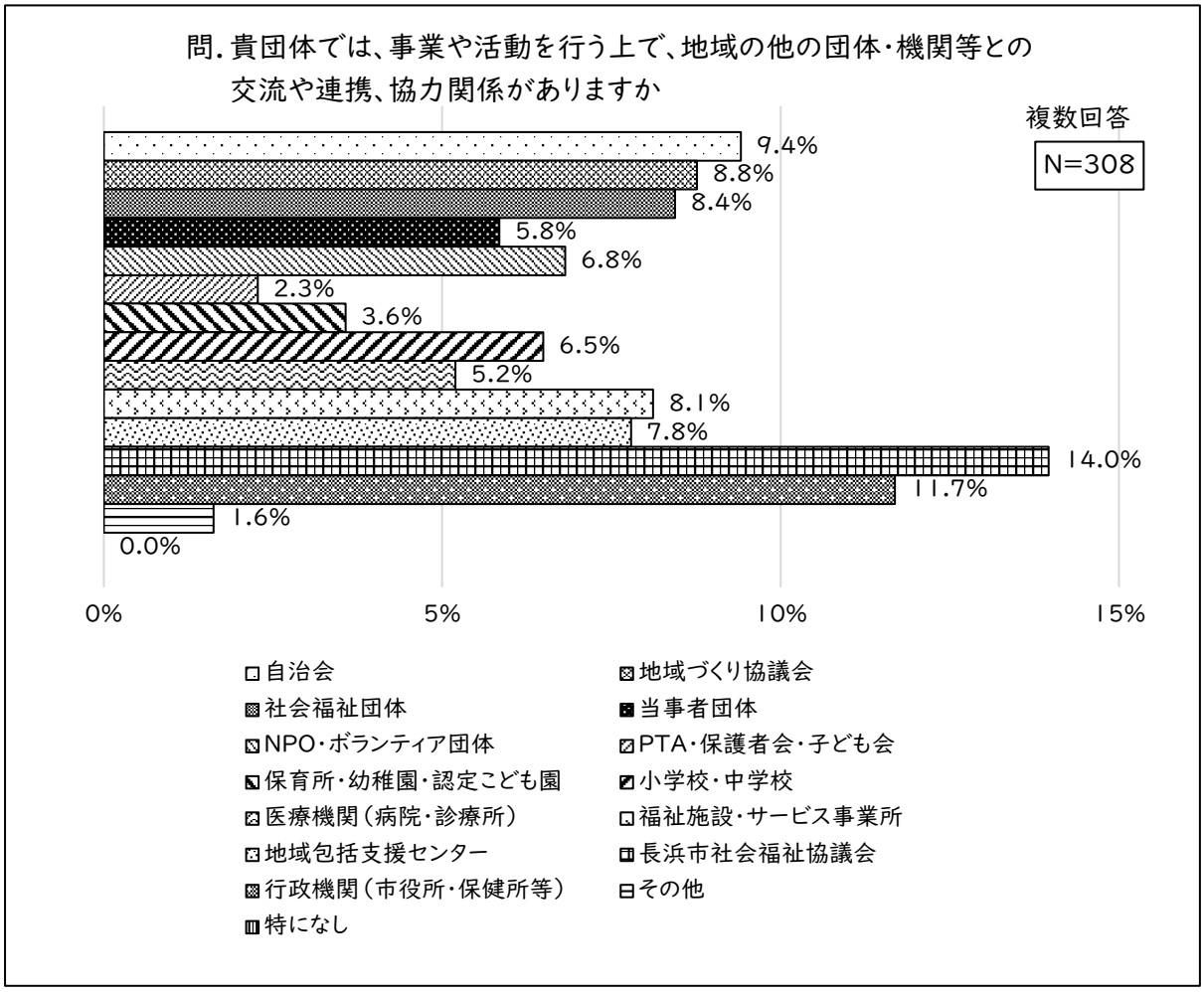

団体の事業や活動における課題に関する意識

団体のうち約6割（31団体）が「人材不足」と回答していることから、地域福祉推進における担い手不足の課題は、各団体共通するものと考えられます。「その他」の回答には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」、「関係機関との連携の難しさ（個人情報を提供する範囲、行政・学校等の理解）」「役員の負担増」等がありました。

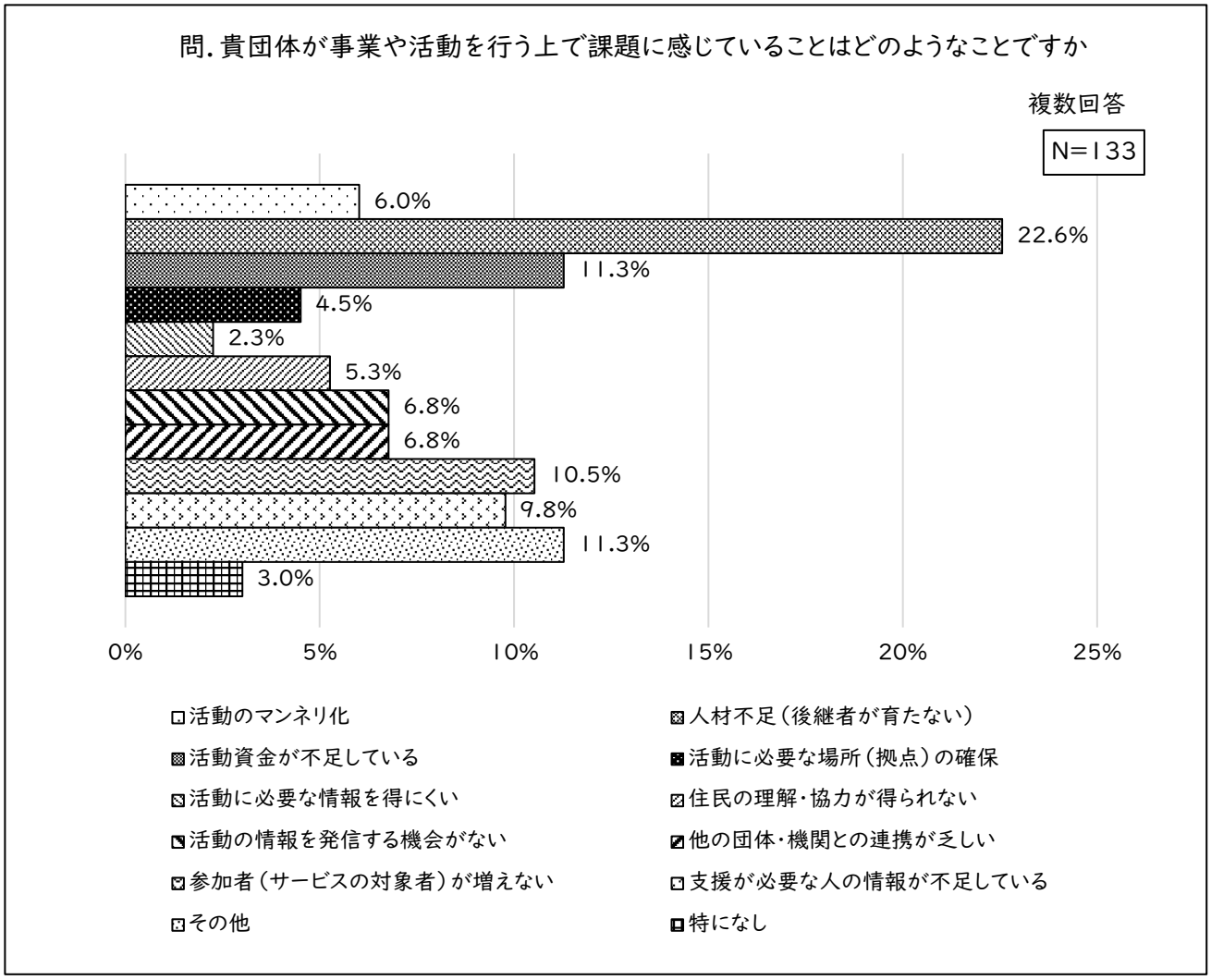

「人材不足（後継者が育たない）」を解消するためには、「福祉に関わることの必要性を教育段階から啓発していくことの重要さ」や、「大変な面だけではなく活動から得られる喜びや良いイメージをもっと伝えていきたい」、「ボランティアの協力を得るための情報発信もさることながら、協力いただける団体や個人の情報を得たい」等の意見がありました。

「他の団体・機関との連携が乏しい」については、「地域づくりの一環として多くの人が関わる必要性」、「1つの団体で抱え込まず地域全体でサービスを提供できるコーディネートが必要」等の意見があり、「その他」の意見には、「活動資金不足の課題への助成金や補助金に対する要望」等がありました。

課題を解決するために、どのような団体・機関と連携を深めたいかについては、「自治会」、「地域づくり協議会」、「長浜市社会福祉協議会」、「行政機関」が多く、行政の支援や地域との連携に対するニーズが高くなっています。

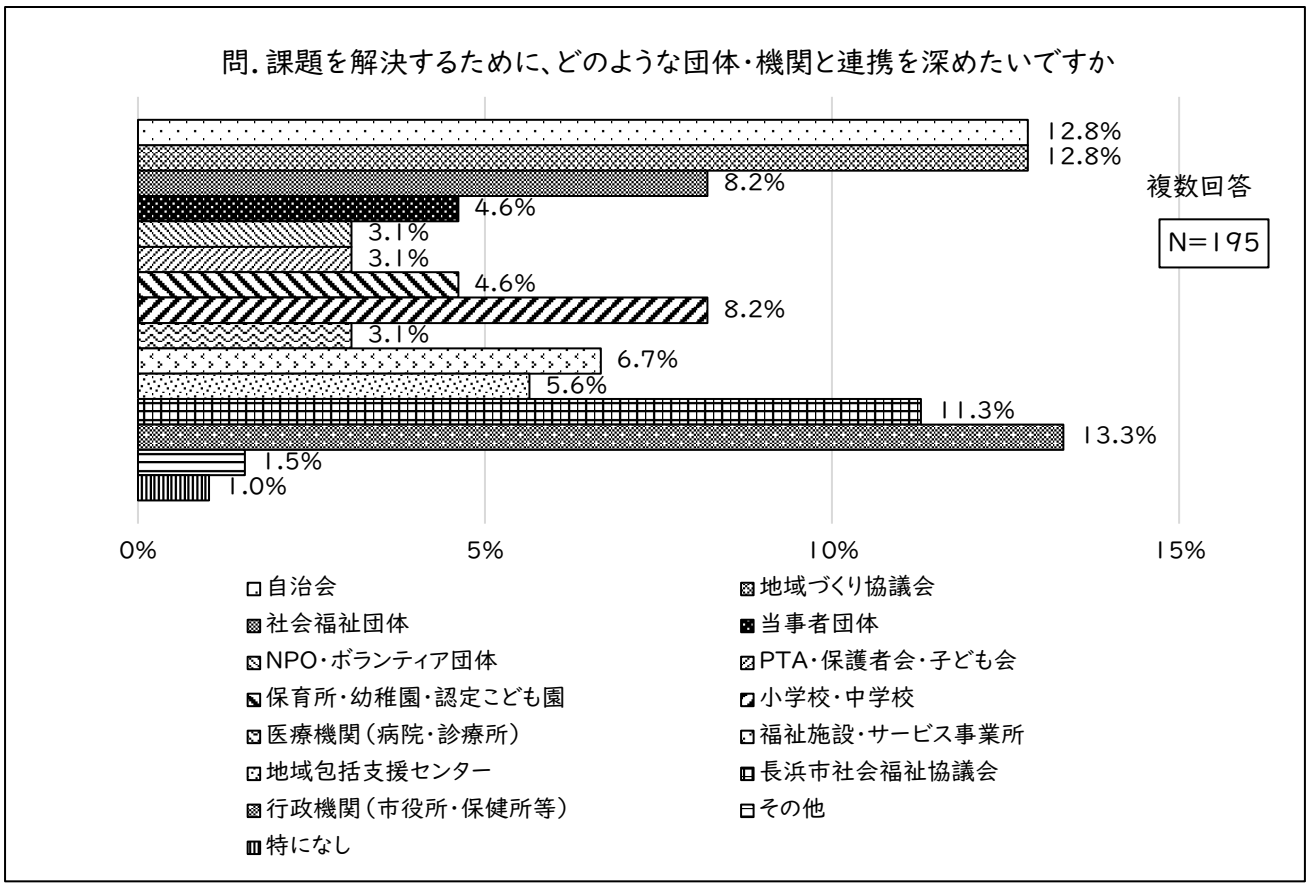

団体の事業や活動の情報発信に関する意識

情報発信について、「チラシやパンフレットの配布37.6%」が圧倒的に多く、次いで「メンバー等の口コミ17.4%」が多い回答となりました。「SNS」については、子育て支援の団体が活用しており、対象とする参加者の年代が若いことが要因となっていると考えられます。

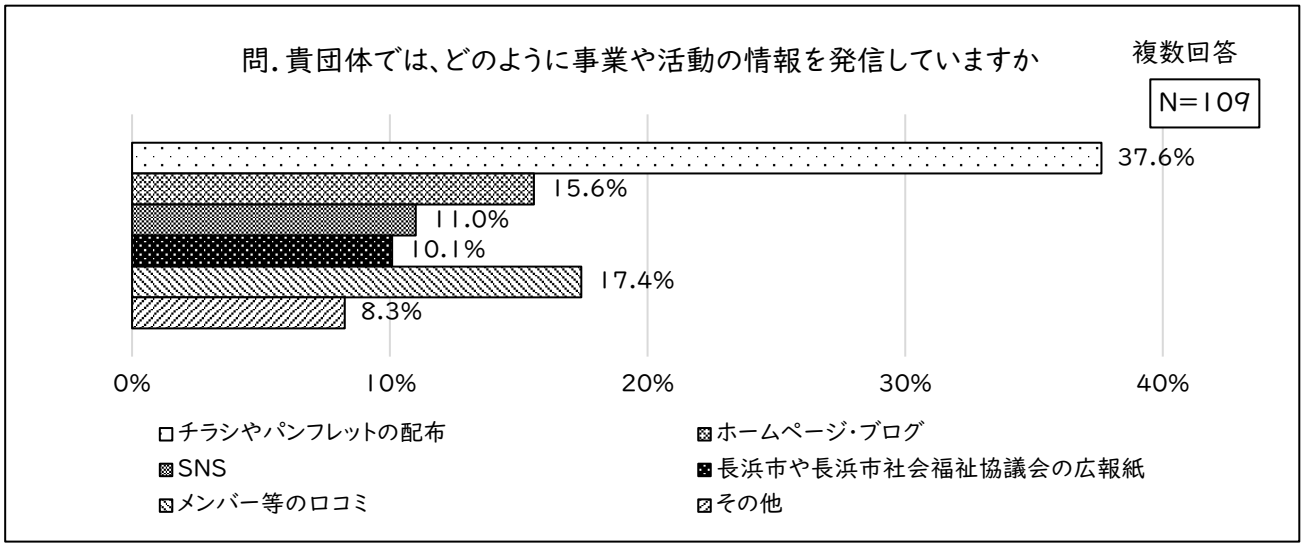

団体の事業や活動における新型コロナウイルス感染症の影響に関する意識

「新型コロナウイルス感染症の影響により、日ごろの活動に変化はありましたか」という質問に対し、48団体は、影響を受け、団体活動やイベントの中止・縮小をせざるを得ない状況にあることがわかりました。

こうした状況においても、感染予防対策を十分に講じたうえ、活動を継続している団体や、デジタル技術を活用した活動に挑戦する団体もあり、各団体は、様々な対策を講じて立ち向かっています。

団体は、だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためにどのようなことが必要と感じているか

最も多い回答は、「人とひととのつながりができる機会を増やすこと13.5%」、次いで「困り事を抱えていても SOS を出せない人に目が行き届くしくみをつくること10.8%」、「福祉に関する情報提供を充実させること10.4%」となりました。

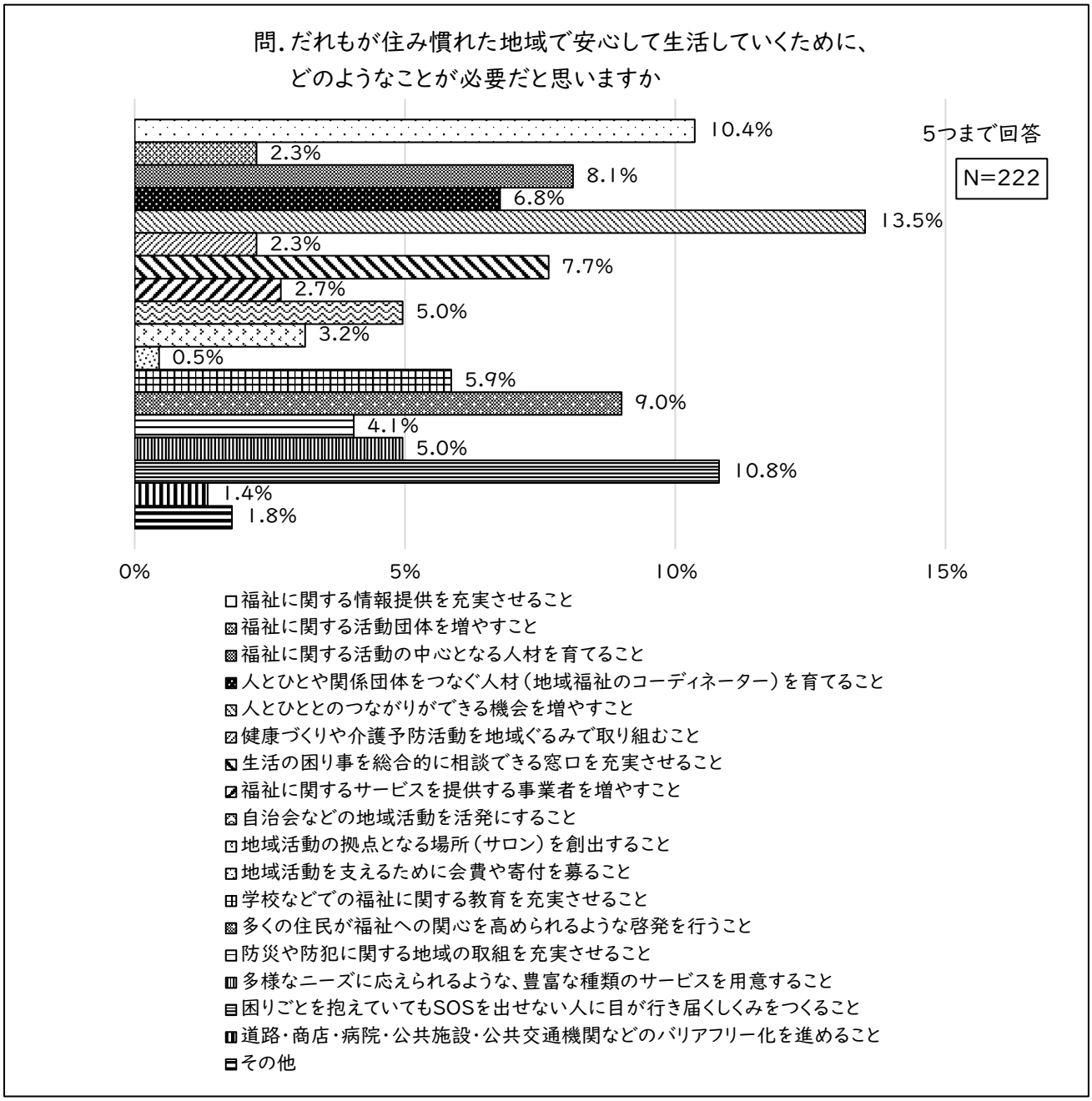

複合化・複雑化した課題に関する意識

複合化・複雑化した課題（例：ひきこもり・8050問題・育児と介護のダブルケア等）を抱えるケースや、従来の制度ではケアしきれないケースの把握について、「はい36．5％」、「いいえ32．7％」、「わからない28．8％」がほぼ同じ割合でしたが、「はい」の回答は、高齢福祉やしょうがい福祉関係の事業所、地域包括支援センター等の専門職機関が多くなっています。

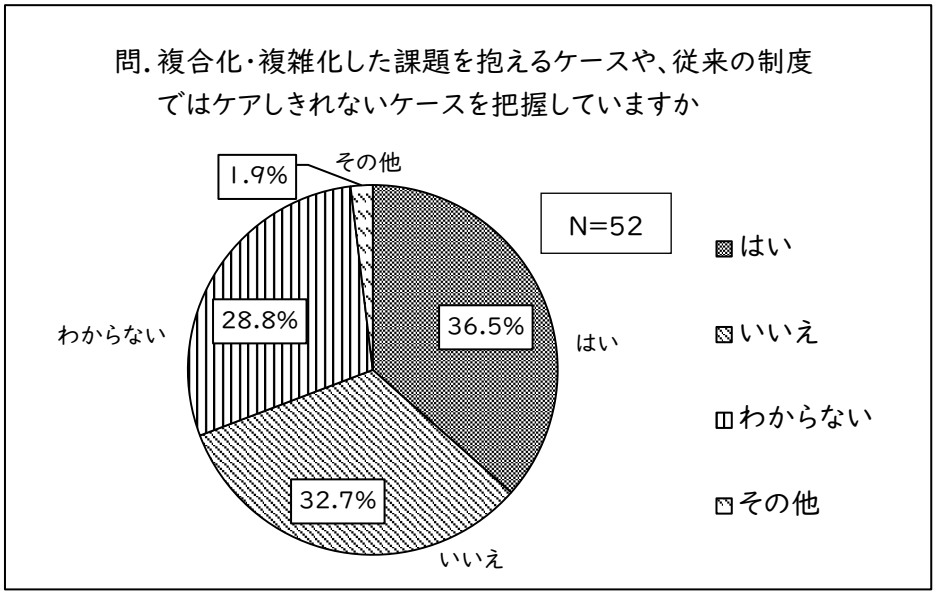

団体が把握しているケースとして、「経済的な問題でサービス利用につながらない高齢者世帯がある」、「8050ではなくもはや9060問題になっている」、「しょうがいをお持ちのご両親がいる家庭で既存のサービスでは対応しきれていない」、「お子さんが不登校になり仕事に行けず収入減となってしまったひとり親家庭が存在している」等の意見がありました。

「長浜市社会福祉課では、複合化・複雑化したケースについて包括的に受け止める『断らない相談窓口』を設置していますが、貴団体において、相談先（つなぎ先）がわからず困ったことはありますか」という質問では、64.7％の団体が「いいえ＝困ったことはない」と回答し、つなぎ先に関する一定の周知ができています。しかし、「はい＝困ったことがある15．7％」等、4割弱の団体は、現在もつながっていない可能性があります。

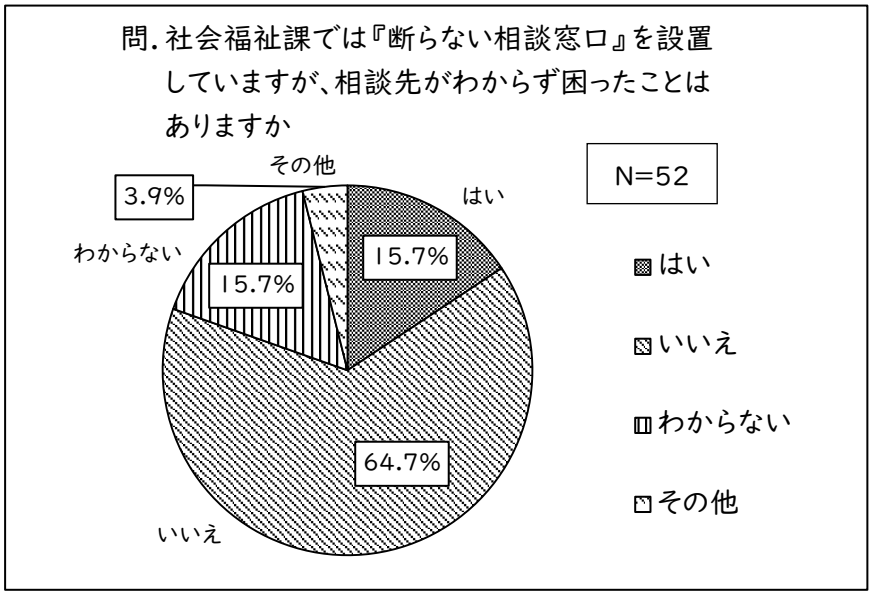

第5節　第2期長浜市地域福祉計画の評価

第2期長浜市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）では、地域福祉推進の理念を「地域の絆で　ともに育み支えあい　安心して暮らせるまち　長浜」と定め、地域の様々な関係者が協力して多様化する課題を克服していくことや、市民一人ひとりが、地域課題を他人事ではなく我が事に変え丸ごと受け止め、だれもがいきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現をめざし、包括的な支援体制の整備を進めてきました。

新たな取組として、「1.地域のつながりが希薄になることに対して危機感を持ち、地域内での交流を希望する人が多いため、地域の実情にあった活動を支援し、世代や置かれている状況に捉われず、だれもが集える場づくりを促進すること」、「2.地域の世代間対話を推進し、地域行事の開催等を通じて、地域の課題にともに向きあう機会を創出すること」、「3.庁内や関係機関が連携した総合相談体制や、既存サービスに捉われない自立へのしくみづくりの整備について検討すること」、「4.媒体を多様化し、必要な人に必要な情報が行き届くしくみづくりを検討すること」を掲げ、着実に推進してきました。

本計画に基づいた地域福祉の推進により、平成30年度から、国のモデル事業として、「地域力強化推進事業」、「多機関協働による包括的支援体制構築事業」に着手し、制度の狭間にある課題や、複雑で複合的な課題を抱えるケースについて、多機関・他業種が連携してチームで支援にあたっていく体制整備に取り組みました。さらに令和3年度からは、長浜市社会福祉協議会と協働し、新たに「重層的支援体制整備事業」を推進しています。

重層的支援体制とは、①世代や属性を超えた相談を受け止め必要な支援につなぐ「包括的相談支援」、②訪問等により継続的につながり続ける「アウトリーチ等継続的支援」、③社会とのつながりをつくるための支援としての「参加支援」、④孤立を防ぎ、だれもが活躍できる場づくりや地域づくりに向けた支援としての「地域づくり」、⑤複合化・複雑化した事例や狭間の課題の解決に向けて横断的な協働をコーディネートし支援を調整する「多機関協働」を推進するものです。

▼長浜市における重層的支援体制整備事業の実施について

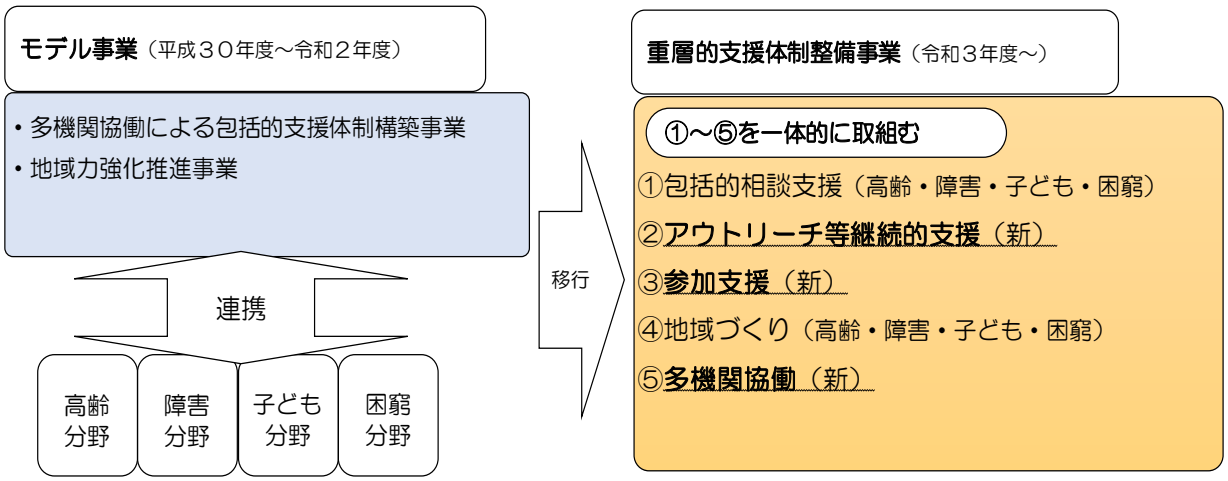

また、本計画では、「地域福祉活動を推進する次世代リーダーの育成」や「若者の地域福祉に対する関心を高める取組を進める」など、若者の力を地域福祉活動にいかすためのしくみづくりも推進してきましたが、この間も少子高齢化や核家族化が進行したことに加え、新型コロナウイルス感染症は、地域のつながりの希薄化に拍車をかけました。

地域住民の価値観・ライフスタイルの多様化や、若い世代の地域活動に対する負担感など、地域活動に参画しにくい現状があることや、今後も新型コロナウイルス感染症のほか様々な要因により、地域行事が中止や延期を余儀なくされることが想定されることから、第3期長浜市地域福祉計画においては、こうした影響や想定も踏まえて、これまで以上に「地域コミュニティを支える担い手の育成」と、「次代を担う子どもたちが地域との関わりを維持していくためのしくみづくりとその実践」が重要な課題となっています。

第6節 地域福祉推進の課題

（1）社会環境の変化への対応

本市では、少子高齢化や核家族化が進行し、単身世帯も増加しています。また、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への転換等、地域をとりまく社会環境は著しく変化しています。

さらに今後は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会が進行することによって生じる「2025年問題」や団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる「2040年問題」が迫っており、様々な課題解決が求められます。

こうした状況下において、地域福祉をこれまで以上に充実させ、推進するためには、従来の常識に捉われず、社会環境の変化に柔軟かつスピード感を持って対応できる現場力の強化が必要となっています。

（2）多様性の尊重と地域の絆づくり

地域の絆づくりには、地域住民がお互いの価値観やライフスタイルの違いを認めあうことが重要です。

地域の絆を育む地域活動については、市民一人ひとりがその目的や参画意義を認識し、当事者意識を持って主体的に取り組む必要があります。市民アンケート調査によると若い世代では、企画・運営してくれる人がいれば参加したいという人の割合が多く、また、地域活動に参加するうえで支障になることについては、仕事や家事などで忙しくて時間がとれないという意見が多いことがわかりました。高齢者世代では、健康や体力に自信がない方が急増します。さらに、地域コミュニティの基礎となる自治会組織の弱体化や、地域活動を推進する後継者不足が課題となっている地域もあります。 こうしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事等は中止・縮小を余儀なくされ、地域のつながりの希薄化に拍車をかけることになりました。

世代や地域により異なる実情を背景に、地域の絆づくりを推進していくためには、地域住民がお互いの多様性を尊重し、だれもが地域活動に参画しやすい環境整備を進めるとともに、地域に捉われない、多様な主体を交えた課題解決のしくみづくりの検討や実践につなげていくことも必要となっています。

（3）地域特性に応じた課題解決の推進

本市は、東西約25キロメートル・南北約40キロメートルにわたる広い面積であることから、同じ市内でも地域により利便性や生活環境等が異なります。福祉に関するニーズも大きく異なるため、画一的な支援体制の整備だけではなく、それぞれの地域の実情にあわせた、メリハリのある対策が必要となっています。

（4）地域活動の次代を担う人材育成

地域活動を活性化していくためには、「地域コミュニティを支える担い手の育成」や「次代を担う子どもたちが地域との関わりを維持していくためのしくみづくり」など、将来の地域活動の中心を担う、「人材育成」が重要となっています。「人材育成」については、地域福祉団体等においても共通する課題で、地域共生社会や地域福祉の意義及び市民協働によるまちづくりについての認知を広め、地域福祉に関わる多様な人材や組織を育成していく必要があります。

（5）福祉に関する情報が行き届くしくみづくり

本市では、市民との協働のまちづくりを推進するために、広報紙・行政放送・SNSやホームページ、YouTube などのインターネット情報発信ツールや各種メディアを活用しています。市民アンケート調査によると、全世代で広報紙からの福祉情報の入手が最も多いことがわかりましたが、若い世代では、インターネットやSNSからの情報の入手が多く、60歳代以上では、新聞等の従来型の情報収集が多いことがわかりました。地域活動の輪を広げるためには、地域活動に関する情報を発信することが必要であり、だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためにも、福祉に関する情報提供を充実させることが必要だと考える人も多いことから、福祉情報に関する地域住民のニーズは高く、適切に情報収集ができる環境整備が必要となっています。

（6）重層的な支援体制づくり

貧困や社会的孤立、ひきこもり、虐待、認知症への対策に加えて、いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、個々が抱える課題が複合化・複雑化して発生しており、従来の制度・分野ごとの支援体制から、支え手・受け手という関係を超えた様々な支援ニーズに対応する「重層的な支援体制の整備」が必要となっています。

福祉サービスの利用については、利用者からの申し出が原則となりますが、窮迫した状態にあってもだれに相談したら良いのかわからないなどの理由で、自ら進んで支援を受けることができない人がいます。だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、困り事を抱えていてもSOSを出せない人に目が行き届くしくみをつくることが重要であることから、これまでより一歩進んだ対応として「断らない相談窓口の充実」や、支援者側が情報を掴み、支援が必要な人に対し積極的に福祉情報や支援を届ける「アウトリーチ支援」が求められています。「だれ一人取り残さない社会」の実現をめざし、地域の様々な関係者や関係機関が連携・協力し、一丸となって課題解決に取り組む支援体制の整備を強化・推進していくことが必要となっています。

（7）再犯防止体制のしくみづくり

再犯の防止等の推進に関する法律第8条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県または市町村における再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされ、本市においては、第3期長浜市地域福祉計画に再犯防止施策を包含します。

国の再犯の現状は、検挙者に占める再犯者の割合が 48.8%（令和元年版犯罪白書）となっており、安全・安心な社会を実現するためには、再犯の防止対策が必要不可欠となっています。しかし、市民アンケート調査によると、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する人々の名前や活動に関する認知度が低く、どのようなことであれば協力できるかという問いについても、わからないと回答した人が多いことから、再犯防止の重要性について、これまで以上に啓発を図ることが必要となっています。

第３章　地域福祉の推進施策

第1節　基本的な考え方

第2節　施策の展開

第1節 基本的な考え方

1.地域福祉推進の理念

本市における地域福祉推進の理念は、次のとおりです。

多様性を尊重し

地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜

本市では、性別、国籍、人種、年齢の違いや、しょうがいの有無など、価値観やライフスタイルの異なる様々な人たちがともに支え、助けあいながら暮らしています。

また、東西約25キロメートル・南北約40キロメートルにわたる広い面積を有する本市は、地理的・地域的な生活環境の違いからも福祉に関するニーズが異なります。加えて、ほどよい距離を保ちつつ、つながりを持ちたい世代と、より深く助けあいの関係に期待を寄せる世代など、世代間によっても地域福祉に対する意識の違いは明らかです。

さらに新型コロナウイルス感染症は、これまで地域が大切に守ってきた伝統や文化、生活習慣や人間関係などに影響を与え、集いの場となる地域行事の中止や延期が相次ぎました。地域住民にとっては、交流機会の減少に直結し、孤立するリスクや、フレイル等による健康への悪影響も危惧され、支援者にとっては、参加支援の場が減っていることにより、地域課題が見えづらい実情があります。

このような状況において、だれ一人取り残されることなく、安心して暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会を実現させるには、地域で暮らすすべての人々が、多様性を尊重し、お互いの様々な違いを認めあった上で、思いやる気持ちを持ち、「地域の絆」を育んでいくことが重要です。

本市には、歴史の中で培われてきた自治能力と、これを基盤とする市民の力が今日まで受け継がれています。地域のまちづくりに伝統的に熱心な土地柄をいかし、行政だけではなく、地域住民、自治会、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会（福祉の会）、長浜市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人、事業者や福祉分野以外の団体やグループなど、地域の様々な主体に加え、さらに地域の枠に捉われない多様な主体とも連携し、みんなで複合化・複雑化した課題の解決に取り組むことが必要です。

多様性の尊重には、「互いの違いを理解すること、違いに対する理解を諦めないこと」が重要です。

本市は、地域で暮らすすべての人びとと共に、多様性を認めあえる環境整備を推進し、多様性がもたらす新たな「視点」「力」「可能性」による地域共生社会の実現をめざします。

2. 理念実現のための基本目標と視点

地域福祉推進の理念である「多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」の実現に向けて、次のとおり3つの基本目標を設定し、「地域」「仲間」「しくみ」を育てることを、地域福祉推進の視点とします。

基本目標Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち 【視点1 地域を育てる】 ◇多様化する価値観を尊重し、認めあえる地域づくり ◇住民同士がつながり、互いに支えあえる地域づくり ◇住民同士や地域がつながり、見守りあうことで様々な課題を早期に発見できる地域づくり ◇要配慮者の把握から日常の見守り、災害時の対応まで暮らしを守る地域づくり ◇地域コミュニティを育成し、協働体制が図れる地域づくり ◇地域の特性に応じた課題解決を推進できる地域づくり
基本目標Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち 【視点2 仲間を育てる】 ◇地域福祉の次代を担う若者や子ども等、人材づくり ◇長浜市社会福祉協議会をはじめとする、地域福祉推進の核となる団体との協働・連携づくり ◇住民同士や、地域組織、市民団体間の情報交換の機会など地域の集いの場づくり ◇だれもが地域の活動に参加、交流しやすい環境づくり ◇地域の活動や行政の情報など、情報が適切に届けられる環境づくり
基本目標Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち 【視点3 しくみを育てる】 ◇長浜市社会福祉協議会と連携・協働し、地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）とともに、地域の福祉活動をさらに力強く推進できるしくみづくり ◇専門機関・事業者・福祉関係団体等のネットワーク化と地域の様々な主体の連携によって、支えあう力を強化できるしくみづくり ◇複合化・複雑化する個別課題に対し、従来の支援制度を超え、重層的に支援する体制づくり ◇自分から SOS を出せない人、気づくことが出来ない人などを早期に発見し、働きかけていく(アウトリーチ支援)しくみづくり ◇社会環境や福祉ニーズの変化に柔軟に対応できるしくみづくり ◇犯罪をした人等が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援する体制づくり

3. 施策の体系

理念	基本目標と視点	施策の柱	施策の方向
多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜	Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち（地域を育てる）	1.ともに支えあえる地域をつくります	(1)地域の絆づくり
			(2)人にやさしい地域づくり
		2.安全で安心な地域をつくります	(1)災害に強い地域づくり
			(2)安全な地域づくり
	Ⅱ.「ともに育む」仲間づくりのまち（仲間を育てる）	1.地域福祉を担う仲間をつくります	(1)地域福祉の担い手づくり
			(2)元気で頼もしい団体づくり
		2.地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります	(1)参加と交流を育む環境づくり
			(2)情報の発信と収集がしやすい環境づくり
	Ⅲ.「協働」による地域福祉のまち（しくみを育てる）	1.健やかな成長と自立を支える体制をつくります	(1)保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり
			(2)自立と社会参加を進める体制づくり
		2.地域福祉を推進するしくみをつくります	(1)地域を支える互助・共助のしくみづくり
			(2)地域福祉推進のための総合的なしくみづくり
		3.だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります	(1)重層的な支援体制づくり
			(2)再犯防止を支援するしくみづくり

第2節 施策の展開

基本目標Ⅰ.「地域」を基礎とする支えあいのまち（視点Ⅰ 地域を育てる）

施策の柱Ⅰ ともに支えあえる地域をつくります

施策の方向（1）地域の絆づくり

現状と課題

- 市民アンケート調査によると、地域で助けあい、支えあいの輪を広げていくためには、住民同士の交流を通して知りあう機会を増やすことや、住民同士が助けあい、支えあえるしくみをつくることが重要であると考える人が多く、また、地域における助けあいについては、地域の人が互いに協力し住みやすい地域にしていくべきであると考える人が多いことから、地域住民は、「地域の絆づくり」の必要性を認識しています。
- 地域活動について、依頼があった場合は参加すると答えた人の割合が82.4%と高く、また企画・運営者として参加したい人は5.7%います。一方、若い世代では、人づきあいについて煩わしく思う人の割合が多い傾向にあることがわかりました。このため、だれもが主体的に地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加しやすい環境の整備とともに、地域の枠に捉われない多様な主体による課題解決の推進など、今後も地域活動の輪を広げていく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化、核家族化の進行や単身世帯の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への変化から、地域のつながりが希薄になることに対し危機感を持ち、地域内での交流を深めたいと思う人も増加しています。
- 貧困や社会的孤立、ひきこもり、虐待、認知症への対策に加えて、いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、様々な課題が絡みあう複合化・複雑化したケースが増加しています。こうした課題を、市民一人ひとりが身近なものとして捉え、地域で生活する人々が互いに見守り、支えあうことで、予防・早期発見していけるような地域住民同士の連携・協力関係の広がりが求められています。

現在実施している主な事業

〇地域福祉に対する意識の醸成

事業名	内容	担当
行政出前講座	市内在住、または在勤の10人以上のグループを対象に、市の施策や制度・情報などについて、市職員が地域に出向き啓発する。	各担当課
福祉教育推進事業	市内の学校・住民・企業を対象にボランティア活動や日常の身近な福祉活動を進めるなかで、地域福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、助けあいと思いやりの心の育成をめざす福祉教育を実施する。	長浜市社会福祉協議会

福祉出前講座	地域住民・自治会・団体等を対象にボランティア、介護、高齢者疑似体験、レクリエーション等の専門知識及び技術を持った職員を講師として派遣することにより、地域福祉の啓発と関心の向上を図る。	長浜市社会福祉協議会

○住民自治の強化/だれもが参画しやすい地域組織づくり

事業名	内容	担当
自治会活動振興交付金	自治会の育成と住民自治の健全な発展を図るため、自治会の運営に要する経費の一部に交付金を交付する。	市民活躍課
ふれあい備品購入助成事業	自治会における福祉活動・世代間交流を目的とする備品の購入助成を通して、地域住民相互のふれあいとたすけあいの心を深めることを目的として実施する。	長浜市社会福祉協議会
地区社協支援事業	地区の地域福祉活動推進の基盤団体である地区社会福祉協議会（福祉の会）に対し、組織運営及び事業推進に必要な事業費の助成のための財源を社協会費等により確保するとともに、長浜市地域福祉活動計画（地区版）に基づいた事業運営に関する相談・援助を行い、長浜市社会福祉協議会との連絡・調整・連携・協働体制を推進する。 また、地区社協代表者会議を開催し、研修や意見交換・情報交換を通して地区社協活動の活性化を図る。	長浜市社会福祉協議会

○あいさつ・声かけ・見守り活動等身近なつながりの促進

事業名	内容	担当
あいさつ運動推進事業	幼稚園・保育所・認定こども園のPTA・保護者会によるあいさつ運動を実施する。	幼児課
ふれあい電話事業	ひとり暮らしの高齢者や、しょうがい等のある高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者などを対象に、電話による見守り活動を行う。会話の中から、身体の具合や心配事等に関する「ニーズの把握」と「心の安定」をめざし、できる限り高齢者の問題解決の一助になることを目的に実施する。	長浜市社会福祉協議会
ひきこもり者等支援事業	様々な要因により課題を抱えひきこもっている当事者、その家族に対し、外に出る、人と交流する第一歩目の支援として自宅以外で過ごすことができる居場所づくりを行う。	長浜市社会福祉協議会
地域除雪推進事業	高齢者やしょうがい者等、生活道路の確保や玄関・軒先などの除雪が自力で困難な世帯への除雪活動支援に取り組む自治会に対し、「保険加入支援」を行う。	長浜市社会福祉協議会

○地域課題の解決に向けた支援体制づくり

事業名	内容	担当
日常生活支えあい促進事業	高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、コミュニティの支援力低下が進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方に対し、地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア団体・NPO等）の設立・活動支援を行う。	長浜市社会福祉協議会

○多世代・多文化交流の促進

事業名	内容	担当
地域国際化推進事業	外国籍市民への支援を総合的に行うと同時に、日本人についても多文化の理解を促し、共に地域社会の構成員として、多文化共生のまちづくりを進めるしくみを構築する。	市民活躍課
子ども学びと生涯学習のまちづくり推進事業	市民の協力を得ることで、子どもたちが健やかに成長できる地域環境を形成するだけでなく、市民が自らの技術や知識を発揮できる場を創出する。	生涯学習文化課
多世代交流事業	幼稚園・保育所・認定こども園において、地域の高齢者や異年齢児との交流活動を実施する。	幼児課

○気軽に集える交流の促進や居場所づくり

事業名	内容	担当
高齢者活躍よりあいどころ補助事業	高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、市内で高齢者がよりあい、生きがいを高める活動を行う拠点を整備する法人又は団体に対して支援する。	高齢福祉介護課
中山間地域支援事業（地域カフェ）	人口減少や少子高齢化の影響が地域住民の生活や福祉活動に顕著に現れる中山間地域で、住民相互の助けあい、支えあい活動や住民の憩いのための居場所づくりを行う。	長浜市社会福祉協議会
ふれあい用具貸出事業	自治会・ボランティア団体など地域福祉活動を推進する団体が行う地域行事に対して、必要な用具を貸し出し地域交流の増進を図り地域の絆を育む。	長浜市社会福祉協議会
しょうがい者交流事業	しょうがい児・者と保護者・ボランティア・地域住民等が、交流を通じて地域とのつながりを持ち、日常生活の充実と社会参加の促進を図る研修会や交流会を実施する。	長浜市社会福祉協議会
在宅介護者のつどい	在宅介護者を対象に、介護の技術や知識を高めることや日ごろの介護を離れたリフレッシュ、介護者同士が情報交換や意見交換による介護者の孤立の防止、介護に対する負担を軽減する。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- 価値観やライフスタイルの多様化による人間関係の希薄化が進む中、地域住民同士がともに支えあうことの重要性について、意識の向上を図ります。
- 子どもや若い世代など、だれもが地域活動に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、住民自治によるまちづくりを支援します。
- 地域住民によって異なる課題等、地域の実情に応じた地域活動を支援します。
- 身近なあいさつ・声かけ・見守り活動などから、地域住民同士の顔が見える関係づくりを進めることで、ネットワークを強化し、複合化・複雑化する課題の早期発見につなげます。
- 新たな生活様式を取り入れた地域活動や居場所づくりを推進します。
- 持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、多様な主体の参画や協働によるまちづくりを推進するため、新たな市民協働のしくみづくりを進めます。
- 地域カルテ等オープンデータを活用した地域福祉の推進を図ります。

今後の取組内容

地域福祉に対する意識の醸成

地域の現状や課題、今後発生する可能性のある問題等を踏まえ、地域福祉の必要性について、様々な場所やコンテンツ、機会等を活用して広報し、地域住民の地域福祉への関心を高め、理解を深めることで、地域福祉の推進を図ります。

住民自治の強化

地域住民の助けあい・支えあいの関係「互助」を基本とする住民自治によるまちづくりを進めるため、地域福祉の推進基盤となる自治組織の運営等を支援します。

だれもが参画しやすい地域組織づくり

価値観やライフスタイルの多様化が進む中、子どもや若者なども含め、だれもが地域福祉活動に参画しやすい環境整備を進めます。

あいさつ・声かけ・見守り活動等身近なつながりの促進

だれもが気軽にできるあいさつ等の声かけや、見守り活動といった地域の主体的な活動を支援することで、複合化・複雑化する課題の早期発見・早期対応に努めます。

地域課題の解決に向けた支援体制づくり

地域で暮らす様々な住民が、主体的に日常生活の困り事（生活課題）について相談しあい、課題解決に向けた活動ができる体制づくりを支援します。

多世代・多文化交流の促進

様々な地域の行事など、地域の絆づくりにつながる取組を支援し、住民同士の交流を促進することで、地域住民相互の理解を深めることを支援します。

気軽に集える交流の促進や居場所づくり

だれもが気軽に集まることができる交流や居場所づくりを促進し、地域活動に参画しやすい環境を整えます。

新たな取組事項

◇地域の絆づくりに対する積極的な支援

新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域のつながりの希薄化に拍車をかけました。また、ライフスタイルや価値観の多様化は、地域活動に対する世代間・個人間のギャップを生んでいます。

こうした状況下において、地域の絆を育むために、新たな生活様式を取り入れながらだれもが地域活動に参画しやすい環境整備を進めるとともに、これまで以上に地域行事や居場所づくりに対する積極的な支援を行います。

コラム

◇地域福祉活動計画に基づいた各地区の取組①

■小足新町自治会：『よろず相談会・茶話会』

自治会役員、福祉委員、民生委員・児童委員による定期的な福祉会議を開催し、自治会の高齢者を対象にアンケートを実施した結果、ひとり暮らしの人や高齢者世帯に「相談できる場所・憩いの場」の必要性を感じ、「よろず相談会」ともっと気軽に話せる「茶話会」を実施しています。開催案内は、福祉会議のメンバーが直接対象者すべてに訪問して行うため、日ごろの見守り活動にもつながっています。

施策の方向（2）人にやさしい地域づくり

現状と課題

●地域や年代により、地域福祉に対する価値観や、生活様式が異なる中、地域の絆を深めるためには、地域で生活する人々がお互いを思いやる気持ちを育てていくことが重要です。「だれ一人取り残さない社会」の実現は、行政だけではなく、地域住民や地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会等、多様な主体と一緒になって取り組んでいく必要があります。

●滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行に伴い、しょうがいの社会モデルの考え方が定義され、合理的配慮の提供の義務化や相談・解決のしくみが整備されました。

●妊産婦、乳幼児連れの方、高齢者、しょうがいのある人を含めたすべての人が安心して外出できるよう、公共機関のバリアフリー化等の暮らしやすい環境づくりが求められています。

●認知症のある高齢者は、65歳以上の7人に1人、85歳以上では、2～3人に1人といわれています。今後、さらなる高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが予測されます。

●社会環境が変化する中、地域で暮らす外国人の困り事や悩み事も多岐にわたっています。

現在実施している主な事業

○人権意識を育むための啓発活動の推進

事業名	内容	担当
人権啓発事業	多様化する価値観に対する理解や、人権意識を醸成させるための人権啓発講演会、人権啓発作品の募集及び街頭啓発を行う。	人権施策推進課

○人権や福祉に関する教育の推進

事業名	内容	担当
人権学習事業	人権課題に対する理解を深めるため、じんけん連続講座、自治会単位の人権学習会、人権のつどい及び出前講座を行い、人権学習の機会を提供する。	人権施策推進課

○子育て支援体制の強化

事業名	内容	担当
子育て支援事業	幼稚園・保育所・認定こども園において、子育て講演会や親子活動、未就園児広場、園開放を実施し、地域における子育て支援体制の充実を図る。	幼児課

○しょうがいやしょうがいの社会モデルに対する理解の促進

事業名	内容	担当
しょうがい理解促進事業	しょうがいやしょうがいの社会モデルへの理解を促進するための自立支援協議会の参画や、関係機関との連携による各種取組を行う。	しょうがい福祉課
特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な園児が、園生活を楽しみ、自分らしさを発揮しながら成長できるよう、その子の支援ニーズに応じた支援を行う。	幼児課

○認知症に対する理解の促進

事業名	内容	担当
認知症サポーター養成講座	認知症を理解し正しく接することができる「認知症サポーター」を養成し、地域の見守り力の向上を目的とした講座を小中学校や自治会、企業等で開催する。	高齢福祉介護課
認知症カフェ支援事業	認知症カフェとは、認知症のある人とその家族、地域住民、専門職等だれもが自由に集うことができる、認知症ケア、家族支援や認知症を理解する場所である。認知症カフェの立ち上げ、継続的な運営を行う団体等を支援する。	高齢福祉介護課

○ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

事業名	内容	担当
意思疎通支援事業	しょうがいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営めるよう、コミュニケーションの支援を行う。	しょうがい福祉課
移動支援事業	地域の在宅しょうがい児・者の日常生活・社会参加に必要な外出時の付き添い等の支援について、介護職員の派遣によりサービスを提供する。	しょうがい福祉課
子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利便性に配慮した設備、サービスを提供する施設を市が認定し、その周知を行うことで、子育て世帯が安心して外出できる環境整備を推進する。	子育て支援課
田村駅周辺整備事業	東口駅前広場・駐車場の整備により、田村駅周辺のバリアフリー化を進める。	都市計画課
小中学校バリアフリー化整備事業	小学校、中学校校舎のバリアフリー化のため、エレベーターを設置する。	教育総務課
やさしい日本語普及事業	外国人をはじめ、だれもが暮らしやすくなるよう、「やさしい日本語」の普及を図る。	市民活躍課

〇暮らしを支える移動手段の確保

事業名	内容	担当
日常生活支援活動車両整備事業	長浜市社会福祉協議会への事業委託により、高齢者の日常生活に関わる外出支援活動（買物支援、広域的なサロンへの通い支援など）を実施する地域の団体への車両貸出を実施する。	高齢福祉介護課
コミュニティバス運行事業	市民の日常生活に必要不可欠なコミュニティバスの運行を維持するため、バス事業者に対する補助を行うとともに、公共交通不便地・空白地における移動手段確保のため、市直営のコミュニティバスを運行する。また、バス事業者へバリアフリー対応のバス車両更新に対する補助を行う。	都市計画課
デマンドタクシー運行維持費補助事業	コミュニティバスの運行が困難な地域において、地域の特性に応じた代替交通手段を提供するものとして、市と運行契約を締結するタクシー運行事業者への運行補助を行う。	都市計画課
日常生活支えあい促進事業（再掲）	高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、コミュニティの支援力低下が進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方に対し、地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア団体・NPO等）の設立・活動支援を行う。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- 多様化する価値観が認められる社会をめざし、人権意識を育むための啓発活動や、人権教育及び福祉教育を推進します。
- SDGsの「だれ一人取り残さない」という基本理念をもとに、「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を推進します。
- しょうがいの社会モデルの考え方に関する条例の趣旨等にかかる啓発活動を行います。
- しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重しあいながら、共生する地域社会の実現をめざします。
- 引き続き、ユニバーサルデザインのまちづくりや、建物や道路等のバリアフリー化を進めます。
- これまで以上に認知症の正しい理解と認知症のある人との正しい接し方についての啓発を進め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症のある人とその家族にやさしいまちづくりを推進します。
- しょうがいのある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育により、あらゆる子どもたちがその子に応じた「必要な援助」を受けながら、互いに学びあう姿をめざします。また、あらゆる子どもたちの自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な学びの場を活用しつつ、一人ひとりの違いやニーズに応じた支援を進めます。

●通常の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」の普及に努めます。
●引き続き、高齢者やしょうがいのある人も外出しやすい移動手段の確保を推進します。

今後の取組内容

人権意識を育むための啓発活動の推進

多様化する価値観やライフスタイルを、地域のすべての人がそれぞれ認めあい、人権が尊重される人間性豊かな地域をつくるための啓発活動を推進します。

人権や福祉に関する教育の推進

専門機関や地域住民、福祉関係者の協力を得ながら、人権教育及び福祉教育等を推進します。

子育て支援の体制強化

様々な子育て活動を支援するなど、子育て体制の充実を図ります。

しょうがいやしょうがいの社会モデルに対する理解の促進

支え手・受け手という関係を超え、だれもが役割と生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、しょうがいやしょうがいの社会モデルに対する理解を深めます。

認知症に対する理解の促進

認知症のある人や介護する人が安心して住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症や認知症のある人への理解を深めます。

認知症のある人の意志が尊重され、地域で互いに支えあえるしくみづくりとともに、介護をする人の負担を軽減し、生活と介護の両立を図ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

だれもが暮らしやすく、参加・活動しやすいまちをつくるために、施設や交通、情報サービス等のあらゆる分野で「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、支えあいのまちづくりを推進します。

また、聴覚や視覚にしょうがいがある人等、コミュニケーションが困難な人が、円滑にコミュニケーションができるよう、関係機関や支援団体等と連携し、コミュニケーション手段・情報取得機会の確保やボランティアの育成に努めます。

暮らしを支える移動手段の確保

交通事業者、福祉サービス提供事業者、ボランティア、地域と連携しながら、高齢者やしょうがいのある人が、通院、通勤、通学、買い物などの日常生活や社会参加に必要な移動手段を確保できる地域づくりを進めます。

新たな取組事項

◇しょうがい者差別の解消

しょうがいを理由とする差別に関する相談を受けつける「障害者差別解消相談員」や、しょうがいのある方の代弁者となる「地域アドボケーター」と連携しながら、しょうがいを理由とした不当な差別的取り扱いや、権利侵害を防止するとともに、合理的配慮の理解促進を図ります。

◇手話の理解促進・啓発

手話を言語として明示した、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」に基づき、地域住民の手話に対する理解の促進及びだれもが手話を使用しやすい環境づくりに努めます。

施策の柱2 安全で安心な地域をつくります

施策の方向（1）災害に強い地域づくり

現状と課題

●新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策に関する取組等、「新しい生活様式」への転換が進んでいます。

●新型コロナウイルス感染症の影響により、人とひととの交流が減少せざるを得ない中、支援を必要とする人を地域で把握することがこれまで以上に難しくなっています。

●全国各地において大規模災害が多発していることから、人口減少や少子高齢化が進む本市においても、見守り支えあい制度の推進など、災害時要配慮者支援体制の整備がますます重要な課題となっています。

●支援を必要とする人を地域で支えていくには、行政だけではなく、長浜市社会福祉協議会、地元自治会や民生委員・児童委員、福祉サービスを提供する事業者や関係機関等との連携や、地域住民同士の身近なつながりによる支えあいの体制づくりが重要です。

現在実施している主な事業

〇長浜市避難支援・見守り支えあい制度の強化

事業名	内容	担当
長浜市避難支援・見守り支えあい制度	災害時における要配慮者の避難誘導等の支援及び日常的な見守り活動を地域において行う。また、制度の周知を行うため、出前講座等を開催する。	社会福祉課
地域見守り活動支援事業	地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、市の災害時要配慮者支援対策と連携を図り、ひとり暮らしの高齢者やしょうがい者世帯など見守りの必要な要配慮者を地域住民、自治会、民生委員・児童委員等との協働により把握するとともに、近隣住民の日常の見守り体制を構築し、災害などの不測事態や要援護者の日常生活に対する支援体制の構築を推進する。	長浜市社会福祉協議会

〇地域防災力の強化

事業名	内容	担当
災害ボランティアセンター体制整備事業	長浜市社会福祉協議会と連携し、防災訓練や防災ボランティア養成講座等を通じて、市民への災害ボランティア活動への啓発に取り組み、災害に対する関心を高めるとともに、災害発生時には速やかにボランティア活動の拠点を整備する。	社会福祉課・長浜市社会福祉協議会
長浜市総合防災訓練	大地震等による災害発生時において、本市及び防災機関並びに市民がとるべき措置を実践し、災害応急対策の習熟と各防災機関の協力連携体制の確立を図るとともに、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、市民防災訓練、職員防災訓練、外部機関連携訓練を実施する。	防災危機管理局
防災出前講座開催事業	防災意識・知識と地域の防災力を高めるため、自然災害や原子力災害など、地域のニーズや状況に応じた、防災に関する出前講座を開催する。	防災危機管理局

〇地域の自主防災活動の推進

事業名	内容	担当
草の根防災体制育成事業補助事業	地域のハード面での防災力を高めるため、自治会等が行う防災に関する事業に要する経費の一部を支援する。	防災危機管理局

今後の取組の方向性

- 感染症対策等、適切な情報発信により、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、しょうがいや疾病等があり、視覚や嗅覚など五感に過敏さを感じている人から相談があった場合には、適切な相談機関の紹介や、感覚過敏の人に配慮し対応します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、住民同士が様々な交流を通じて知りあう機会を増やし、住民同士による助けあい、支えあいのしくみづくりを推進します。
- ひとり暮らし高齢者やしょうがいのある人などの要配慮者を把握し、災害時に迅速な対応ができるような体制づくりを推進します。
- これまで以上に、地域住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めます。また、災害時には、自主的な災害対応が行えるよう防災意識とともに知識を高める防災訓練の実施を支援し、災害時における地域の対応力を高めます。

今後の取組内容

長浜市避難支援・見守り支えあい制度の強化

日常生活や災害時等の避難にあたって支援が必要な人を、隣近所といった地域の住民が見守り支えあう「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の強化を通じて、地域における要配慮者の把握とその情報の共有を進め、地域による要配慮者の支援体制の整備を推進します。

地域防災力の強化

全国各地で災害が多発する中、災害時に地域住民による自主的な防災活動が行えるよう、防災・減災に関する講座等を開催するとともに、防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページ等による啓発を行います。

地域の自主防災活動の推進

地域住民同士の連携による、自主防災組織を中心として、災害時に自主的な防災活動が行えるように、防災訓練の実施を支援するとともに、自主防災組織の中心となる人材の育成に努めます。

新たな取組事項

◇感染症対策の推進

日常生活や地域福祉活動において、新型コロナウイルス等の感染症に対する必要な情報提供・支援を行うとともに、「新しい生活様式」に基づき、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いが習慣化できる環境づくりに努めます。

◇要配慮者の避難の実効性の向上

ハザードマップ上で危険とされる区域に住む人やひとり暮らしの高齢者など、特に優先度の高い要配慮者の避難の実効性を高めるため、自治会や保健・福祉専門職と連携して個別避難計画の作成に重点的に取り組みます。

コラム

◇新型コロナウイルス感染症の拡大

令和元年（2019年）12月初旬、中国武漢市で原因不明の肺炎が報告されました。「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」と名づけられたこのウイルスは、わずか数か月ほどの間にパンデミックといわれる世界的な流行となり、世界中を震撼させました。

新型コロナウイルス感染症の予防には、人とひととが互いに距離を取り、接触する機会を減らすことが求められています。このため地域住民等による福祉活動やボランティア活動は休止や延期等、活動自粛を余儀なくされました。この間、閉じこもりによる高齢者の体力低下・フレイルの進行、社会的孤立の深刻さ等が増しています。一方で、こうした状況は、だれかとつながっていること、だれかを支えたり、支えられたりしていることの大切さを私たちに教えてくれました。

施策の方向（2）安全な地域づくり

現状と課題

●特殊詐欺やインターネット上のトラブルなど、身近な生活の中においてもこれまで以上に犯罪が発生しやすい環境となっていることから、防犯に対する意識啓発を推進していく必要があります。

●高齢者が被害者、加害者となる交通事故が多発しています。子どもから高齢者まで、皆が安心して暮らしていけるよう、交通安全に対する意識を高めていくことが求められています。

●事故や事件に巻き込まれることのないよう、地域で徘徊する認知症のある人等を早期に発見し、対応できるしくみの充実と周知が重要となっています。

●子どもや子どもを連れた人、高齢者、しょうがいのある人など、地域で生活するすべての人が安心して外出し、社会参加できるよう、地域全体で見守り活動などに取り組んでいくことが大切です。

現在実施している主な事業

〇高度化する犯罪に対する啓発活動/防犯意識の向上

事業名	内容	担当
自主防犯活動支援事業	自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費、夜間における市民の安全を確保するための防犯灯設置に対する経費の一部を補助する。	市民活躍課
消費生活相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受けつけ、公正な立場で処理にあたる。	環境保全課
安全安心メール配信システム	あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスに、防災や防犯などの情報を配信している。また、令和3年4月より、長浜市公式 LINE からも配信を開始している。	市民活躍課

〇地域による防犯活動の促進

事業名	内容	担当
自主防犯推進事業	地域防犯対策及び犯罪防止環境づくり支援並びに長浜市防犯自治会との連携を行うことにより全市的な防犯活動を推進する。	市民活躍課
子ども110番の家事業	子どもが「声かけや痴漢、つきまとい」など、何らかの被害にあった、またはあいそうになり助けを求めてきたときに、この子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動を推進する。	市民活躍課

○交通事故対策の推進

事業名	内容	担当
交通安全対策事業	自治会あるいは地域ぐるみで取り組む交通安全活動の事業費、必要物品等の購入経費の一部を補助し、交通事故防止対策の推進活動を支援する。	市民活躍課
交通安全啓発事業	交通マナーの向上や、交通事故防止対策の推進を図り、交通安全の確保による安全安心なまちづくりを推進する。	市民活躍課
運転免許証自主返納者支援事業	公共交通の利用促進と交通事故の抑止を目的に、運転免許証を自主返納された人を対象に、バス回数券等を交付する。	都市計画課

○認知症になってもやさしい地域づくりの推進

事業名	内容	担当
認知症高齢者家族支援事業（情報発信器貸与）	位置探知端末機器を家族等に貸与し、行方不明になる可能性がある高齢者に携帯してもらうことで行方不明時に現在地を特定し早急な保護、事故防止を図る。	高齢福祉介護課
認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業	認知症のある人等が行方不明になった場合に早期発見・保護できるよう、行方不明になる可能性のある方の事前登録により、警察署と連携し、行方不明の際には情報を協力者にメールで発信し、早期発見につなげる。	高齢福祉介護課
認知症キャラバンメイト活動	認知症サポーター（認知症について正しい知識を持ち、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアの人）養成講座を開催し、認知症の基礎知識やサポーターの役割の啓発等、地域に認知症の理解者を増やす。	認知症キャラバンメイト・地域包括支援センター

今後の取組の方向性

- 子どもや高齢者など地域で生活するすべての人が犯罪や交通事故に巻き込まれることがないよう、犯罪等に関する情報発信の強化や、地域による見守り活動を支援します。
- 認知症のある人や、認知症を支える人にもやさしい地域づくりを支援します。
- 防犯灯の設置など、防犯のための環境整備を充実させます。

今後の取組内容

高度化する犯罪に関する啓発活動

高度化する犯罪に関する情報発信等、啓発活動を推進することで、犯罪被害を未然に防ぎます。

防犯意識の向上

だれもが住み慣れた地域で安心して暮せるよう、一人ひとりが防犯意識を高め、地域の自主的な防犯活動を支援します。

地域による防犯活動の促進

防犯パトロールなどの活動を行うとともに、防犯意識を高める啓発活動や防犯灯の維持管理を図り、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

交通事故対策の推進

高齢者、しょうがいのある人、子どもなどを守るため、交通事故のない地域をめざします。

認知症になってもやさしい地域づくりの推進

認知症高齢者や、その家族等が安心して暮らせる、人にやさしい地域をつくります。

新たな取組事項

◇犯罪被害防止の啓発

特殊詐欺等の被害防止のため、警察や福祉団体等と協力した啓発活動を一層推進します。

コラム

◇特殊詐欺による犯罪被害の増加

特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）のことです。

滋賀県内における令和 3 年 10 月末の発生件数の累計 79 件のうち、65 歳以上の高齢者被害件数は 55 件、被害金額は約 8,628 万円となっています。件数に対する高齢者の割合は、約 69.6%、被害金額に対する割合では、73.1%にのぼります。

本市においては、累計 12 件の特殊詐欺が発生していますが、うち 10 件が高齢者被害となっています。被害金額では累計 856 万円、うち高齢者の被害額は 763 万円と約 89.1%を占めている現状から、高齢者に対する特殊詐欺被害防止の啓発活動が非常に重要となっています。

施策の柱Ⅰ 地域福祉を担う仲間をつくります

施策の方向（Ⅰ）地域福祉の担い手づくり

現状と課題

- 地域福祉を推進していくためには、地域福祉の将来を担う若い世代をはじめとする「地域コミュニティを支える担い手の育成」が重要であるため、地域福祉に対する意識啓発をどのように図っていくかが課題となっています。
- 地域の福祉活動を推進する若者や、次代を担う子どもなど、新たなリーダーやコーディネーターとなる人材の発掘や育成にかかる支援体制の整備が必要となっています。
- 高齢者が増加する中、豊富な知識・経験・能力を持った地域で暮らす元気な高齢者（アクティブシニア）や、退職者など、地域の人材、福祉サービス提供事業者及び各種団体、民生委員・児童委員などと連携し、協力体制をつくることも重要となっています。

現在実施している主な事業

〇地域福祉を担う人材の発掘・確保・育成

事業名	内容	担当
市民協働センター人材育成事業	市民活動団体や地域づくり協議会の活動をコーディネートできる人材を育成する。	市民活躍課
家庭教育支援人材の育成支援	子育て中の保護者の育児不安や心配事に寄り添い、地域でよりよい家庭教育の支援を実践できるよう、家庭教育支援活動を行っている団体や個人、有識者などを講師として迎え、講座を開催する。	生涯学習文化課
手話奉仕員養成講座	手話に興味がある長浜市に在住・在勤の方を対象として、厚生労働省の手話奉仕員養成「入門課程」カリキュラムによる講座を開催する。	しょうがい福祉課
ボランティア養成講座	ボランティア活動や地域福祉活動に参画する人材育成を目的に、様々な福祉活動をテーマとした講座を実施する。	長浜市社会福祉協議会
福祉委員支援事業	地域における福祉課題への解決に向けた取組や、地域の隣近所など近隣の見守り活動、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援し、地域の実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動が、それぞれの地域で実践されることを目的として支援を行う。 また、地区社協（福祉の会）、民生委員・児童委員等との意見交換等により、連携を図り、地域福祉推進の担い手、地域の見守り者として活動できる環境整備を実施する。	長浜市社会福祉協議会

○アクティブシニアの活躍推進

事業名	内容	担当
シルバー人材センター事業運営補助	シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会の創出を図るとともに、高齢者の能力をいかした活力ある地域づくりの推進を支援する。	高齢福祉介護課
滋賀県レイカディア大学（2 年制）	高齢者が新しい知識と教養を身につけ、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援する。	滋賀県 社会福祉協議会

○次世代リーダーの育成推進と郷土愛の醸成

事業名	内容	担当
市民協働センター人材育成事業（再掲）	市民活動団体や地域づくり協議会の活動をコーディネートできる人材を育成する。	市民活躍課
リーダー育成事業	中学生や高校生、大学生が講師（リーダー）となって地域の小学生に対して様々な企画事業の支援を行うなど、地域で活躍できる場を提供し、より能動的な関わりあいを促すことで地域の次のリーダーの育成を図る。	生涯学習文化課
「長浜人に学ぼう!!」事業	市内の高校に通う学生に長浜の魅力を伝え、長浜市を誇りに思い、地域や産業を担う「長浜人（ながはまびと）」を育むとともに、若者の定住促進、ふるさと回帰を図る。	生涯学習文化課
高校生チャレンジ&クリエイションプロジェクト	若者が地域への誇りや愛情を抱き、将来、地域で活躍しようという「ふるさと回帰」意識を持つためには、地域で暮らす高校時代までの間に積極的に地域と関わる経験を持つことが重要であるため、高校生が地元の良さに気づき、世代を超えたつながりを持ちながら、まちづくりを学ぶ機会をつくる。	市民活躍課
新たな学びの場づくり応援事業	まちづくりのための担い手育成や多様な主体の参画をめざし、市民同士が教え・学びあい、つながれる場の提供や、市民が行う学びの場づくりを推進する。	市民活躍課

今後の取組の方向性

- 地域福祉活動の積極的な活性化を図り、若者や子どもなどが地域に対し、愛着を育める環境づくりを進めます。
- 地域の多様な主体が地域課題の解決に向けて連携し、若者など、次代の地域福祉をリードする人材の発掘・確保・育成を図ります。
- 世代間による価値観の違いについて相互理解を深めるため、地域の世代間対話を推進し、地域行事の開催等を通じて、地域の課題にともに向きあう機会を創出します。

今後の取組内容

地域福祉を担う人材の発掘・確保・育成

活動の中心的な役割を担う人材の発掘・確保・育成を図るとともに、地域が抱える福祉課題の解決に向けた、地域住民同士の意見交換の場づくりや、勉強会・養成講座を開催します。

アクティブシニアの活躍推進

高齢者が、これまでの知識や経験を活用し、「アクティブシニア」として地域活動に加わり、活動を行うことで、自身の生きがい・活力になるとともに、地域福祉の新たな担い手として活躍できるしくみをつくります。

次世代リーダーの育成推進と郷土愛の醸成

次世代を担う子どもや若者が、地域を知って愛着を持ち、まちづくりや地域福祉の推進役となるよう、研修機会を充実させるとともに、福祉に対する啓発を図ります。

施策の方向（2）元気で頼もしい団体づくり

現状と課題

- 社会環境の変化や、複合化・複雑化する社会課題が増加する中、地域福祉の推進を図る各団体の役割は、これまで以上に重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、団体の事業活動にも大きな影響を与えています。こうした厳しい状況下において、様々な感染症対策を十分に講じながら事業の継続を図る団体、テレワークやオンライン会議などデジタル技術を活用して遠隔であっても円滑なコミュニケーションを図る団体、また、アウトドアでの事業に取り組む団体等、それぞれが新たな挑戦により活動を継続し、地域福祉の推進を図っています。
- 団体ヒアリング調査によると、団体活動の課題のひとつに「人材不足（後継者不足）」がありますが、人材不足は、地域住民による地域活動の推進と共通する課題となっています。また、価値観やライフスタイルの多様化により、地域のつながりが希薄化していることに危機感を持ち、人とひととがつながりを持てる機会を増やすことが重要と考える団体が30団体あります。
- 本市は、長浜市社会福祉協議会とともに重層的支援体制づくりに取り組んでおり、地域や関係機関と連携して、包括的・一体的な支援体制の整備を推進し、「地域共生社会の実現」をめざしています。

現在実施している主な事業

〇地域福祉を推進する団体との協働

事業名	内容	担当
社会福祉団体育成事業	地域福祉の増進を目的に、長浜市遺族会、長浜市保護司会、長浜地区更生保護女性会が行う自主的な活動に要する経費に対して補助する。	社会福祉課
民生委員・児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員活動に必要となる情報提供や、活動にかかる経費の費用弁償等の経済的支援、長浜市民生委員児童委員協議会実施事業を補助する。	社会福祉課
福祉バス運営事業	長浜市社会福祉協議会への事業委託により福祉バスを運行し、市内で活動する福祉団体等の福祉活動の実施及び研修機会の増進を支援する。	社会福祉課
地域づくり活動事業交付金	市民が地域課題に取り組むため必要な経費を交付する。	市民活躍課
市民活動団体支援事業	市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）が自主的・自発的に取り組む社会貢献活動に対し補助金を交付する。	市民活躍課
福祉団体助成事業	市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成等を行い福祉団体の育成、活動の促進を図り地域福祉に寄与することを目的として実施する。	長浜市社会福祉協議会

ボランティア連絡協議会支援	各地区で活動するボランティア団体同士のつながりをつくり、活動研鑽や協力関係をつくる連絡協議会活動を支援し、ボランティア活動の活性化を図る。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、行政だけではなく、様々な専門機関・団体が連携し、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートする多機関協働による包括的支援体制を更に充実します。
- 地域課題を解決するために、地区社会福祉協議会（福祉の会）や地域の福祉関係団体を育成・支援するとともに、同じ目的を持つ各種団体やNPO等と協働体制づくりを推進します。
- 長浜市社会福祉協議会主催の「暮らしの支えあい検討会」をきっかけに、地域住民が主体的に身近な地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを推進します。

今後の取組内容

地域福祉を推進する団体との協働

長浜市社会福祉協議会及び地域を担当する地域福祉コーディネーターを中心に、地区社会福祉協議会（福祉の会）や地域の福祉関係団体と協働し、地域福祉を推進します。

コラム

◇団体活動紹介　「みんなのいばしょ　結」

　子ども達には地域のいろんな人達に見守られ、大切にされていることを感じながら、のびのび育ってほしい。そんな願いから、神照小学校区の子ども達を中心とした居場所「みんなのいばしょ結」が誕生しました。

　毎週水曜日の放課後になると、小学生から高校生まで様々な年齢の子ども達がここに集まり、自分の過ごしたいように過ごします。家庭でも学校でもない場所だからこそ、見せることのできる表情があるのかもしれません。

　季節の手仕事（梅仕事・干し柿・味噌づくりなど）なども一緒に楽しみながら、親たちにとっても井戸端的な大切な居場所になっています。

施策の柱2 地域福祉活動に参加しやすい環境をつくります

施策の方向（1）参加と交流を育む環境づくり

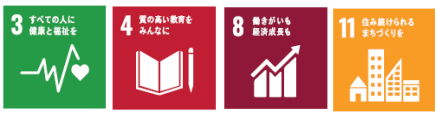

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、地域の絆を育む地域行事の中止、縮小が続き、市民相互の交流機会が減少するなど、地域のつながりが希薄化しています。これまで地域が守り続けた伝統や文化、生活習慣等は大きく変容し、人々の価値観にまで影響を与えているため、収束後においても、すべての地域活動が以前と同じように再開できるか懸念されます。
- 地域の担い手となる子どもたちが、地域活動に参加する機会が減少していることに対し、危機感を抱く地域住民が多くなっています。
- 地域福祉を推進していくためには、様々な年代・個人・団体の地域活動への参画が不可欠です。市民アンケート調査によると、地域活動に参加するうえで支障になることについて、若い世代では、仕事や家事に忙しく、地域活動に参加する時間がとれないという回答が多いことから、だれもが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要となっています。
- 長浜市社会福祉協議会では、学校や福祉サービス提供事業者・ボランティア等と連携し、市民の相互理解の促進、福祉に関する知識や技術を習得する機会の提供、交流活動の支援などに取り組んでいます。
- クラウドファンディング等新たな手法で資金を募り、市民の立場から広く呼びかけて互いにつながり、助けあおうとするNPO活動等も現れています。

現在実施している主な事業

〇市民協働センター・ボランティアセンター等の活用

事業名	内容	担当
市民協働センター運営事業	市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）や地域づくり協議会に対して、課題を解決できる人材の育成、活動のスタートアップの支援、情報発信の指導など、各種の相談対応を行う専門コーディネーターを配置し、市民活動全般を支援する。	市民活躍課
ボランティアセンター運営支援事業	地域福祉活動の担い手であるボランティア及び団体の活動・設立の支援を行い、地域コミュニティの活性化やボランティア活動を推進すると共に、ボランティア活動を行う人材を育成している長浜市社会福祉協議会に対する支援を行う。	社会福祉課

○地域活動の活性化

事業名	内容	担当
中山間地域支援事業 （ワークキャンプ）	若い世代のボランティアや地域ボランティアと限界集落等の地域住民との交流を通して、地域活動の活性化、地域課題の解消を図る。 また、自主的・自発的に活動に参加するボランティアが、共同生活（キャンプ）をしながら地域のあらゆるニーズに自らの力を提供する作業（ワーク）を通して地域住民と交流することで、地域課題に対する認識や相互の理解を深める。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- 若者や子どもたちなど、だれもが地域活動に参加しやすい環境整備を進めるとともに、地域福祉の重要性について啓発を進めます。
- 市民活動やボランティア活動を活性化する市民協働センター・ボランティアセンター機能等の周知を図り、コーディネート機能の更なる強化に努めます。
- 地域福祉活動を推進・支援するための拠点として整備した長浜市地域福祉センターにおいて、ボランティア活動の活性化を図るとともに、だれもが地域活動に参画しやすい環境整備を進めます。
- 地域コミュニティの役割やその重要性についての啓発を図り、若者や子どもたちの地域活動への参画意欲を高めます。
- 地域福祉活動に関わるきっかけと交流につながる機会づくりを進めます。

今後の取組内容

市民協働センター・ボランティアセンター等の活用

市民活動・ボランティア活動等を通して安心して暮らすことができる地域をつくるため、市民活動を支援する市民協働センターと、地域福祉活動を支援する拠点として整備した長浜市地域福祉センターにおいてボランティアセンターの機能を活用し、活動者の連携強化・活動環境の整備・人材育成等を推進します。

地域活動の活性化

ボランティアや地域住民の交流を通じて地域活動の活性化や地域課題の解決を図ります。また、参加するボランティアは、交流を通じて、地域課題を理解し、課題解決に向けた検討を進めます。

施策の方向（2）情報の発信と収集がしやすい環境づくり

現状と課題

●市民アンケート調査によると、全地域・年代に共通して、だれもが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、福祉に関する情報提供を充実させることが大切であると感じる人が多いことから、地域福祉に関する適切な情報発信は、地域福祉の推進における重要な役割を担っており、情報を必要とする人が受け取りやすく、利用しやすい環境整備が課題となっています。

●市民アンケート調査によると、福祉に関する情報の入手方法は、全世代共通して、広報紙によるものという回答が最も多いですが、若い世代においては、インターネットやSNSの活用も多く、一方で、60歳代以上になるとその活用が急激に減少することがわかりました。福祉に関し必要な情報は、地域や年代など、それぞれが置かれた状況により異なりますが、地域で暮らすすべての人に対して効果的な情報発信をしていくためには、従来の情報発信の方法に捉われない、新たなしくみづくりの検討が求められています。

●急速に発達しているデジタル技術の有効性が、新型コロナウイルス感染症の影響により、一段とクローズアップされています。人とひととの直接的なつながりによる絆づくりに加え、デジタル技術を活用した新たなコミュニケーションのあり方についても検討が必要となっています。

現在実施している主な事業

〇地域福祉活動に関する情報が届き伝わる環境づくり

事業名	内容	担当
市民協働センター運営事業（再掲）	市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）や地域づくり協議会に対して、専門コーディネーターによる人材育成、相談対応、ネットワークづくり等活動全般の支援を行う。	市民活躍課
ボランティアセンター運営支援事業（再掲）	長浜市社会福祉協議会と連携し、市民のニーズに応じた多様なボランティア活動の推進を図ることを目的として、ボランティア情報誌の発行及びボランティア団体間の情報交換・交流の場づくりを支援する。	社会福祉課
広報啓発事業	地域の福祉活動など、福祉関係の情報を提供することで、市民の福祉活動や参加への関心を高める。	長浜市社会福祉協議会

〇地域における福祉情報の整備

事業名	内容	担当
市民広報事業	公共機関や、市内商業施設等に「広報ながはま」を設置するほか、年齢やしょうがいに関わらず、市政情報を入手できるよう、SNS 等でデータ版を配信するほか、音訳版（月１回発行）を希望者に配布し、市ホームページに音声読み上げ機能を搭載するなど対応する。	政策デザイン課

〇福祉に関する情報の多様な発信

事業名	内容	担当
ながはま子育て応援メール	パソコン・携帯電話のメール機能を活用した子育て情報の配信サービスを実施する。	子育て支援課
子育て応援アプリ「ながまるキッズ!」	市民目線・市民発信の子育て情報のポータルサイトを運営する。	子育て支援課
子ども・子育て支援事業	子育てガイドブックの発行による子育て情報の提供、親と子の交流の場、乳幼児と児童生徒が交流する場の提供、子育てしやすい社会づくりに積極的に取り組む企業や団体の表彰を実施する。	子育て支援課

今後の取組の方向性

●地域で暮らすすべての人が、必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

●デジタル技術を活用し、地域住民の属性に応じた情報発信を行うしくみや、スマートフォンでも見やすいホームページの作成等、だれもが気軽に福祉情報等を入手できる環境整備を進めます。

●だれもがデジタル技術を取り入れた新しいサービス等の利益が享受できるよう、デジタルデバイド対策として、講習会の開催やデジタル機器の利用支援など、サポートを行います。

●地域の福祉関係団体間の情報交換の機会を提供し、活動について悩んでいる団体等に対して、様々な事業に先駆的に取り組んでいる活動事例の紹介などを積極的に行います。

今後の取組内容

地域福祉活動に関する情報が届き伝わる環境づくり

市民の属性や、それぞれの関心にあわせて、地域の福祉活動に参加できるよう、地域住民が情報収集をしやすい環境の整備と情報提供の体制整備を進めます。

福祉に関する情報の多様な発信

福祉サービスの内容や利用方法等といった情報をはじめ、福祉活動に関する情報などが必要な人に届くよう、きめ細かな情報提供に努めます。

新たな取組事項

◇デジタル技術を活用した、だれもが暮らしやすいまちづくり

DX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組むことで、福祉サービスをはじめ、様々な行政サービスが享受できる市民サービスの向上とともに、行政運営の効率化を図ります。

施策の柱１ 健やかな成長と自立を支える体制をつくります

施策の方向（１）保健・福祉サービスの充実と適切に利用できるしくみづくり

現状と課題

- 介護保険サービスやしょうがい福祉サービス等を提供する事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な状況下においても継続したサービスの提供が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、身体活動量の低下等による生活習慣病等の発症や、人と接する機会の減少、フレイルによる体力・生活機能の低下など、要介護リスクの増大が現実のものとなっています。これらのリスクに対応できるよう、個人の健康づくりとそれを支える環境づくりに地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。
- 少子高齢化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の長期化などにより、近所づきあいが希薄化し、だれにも相談できず、子育てに悩み孤立する家庭が増えています。地域の中で安心して子どもを育てることができるよう、子育てをしている人や子どもたちが交流できる場の確保、子育てに関する情報提供に努めることが必要です。
- 複合化・複雑化する社会課題は、今後ますます増大していくことが予想されます。また、地域が抱える課題は、各地域や年代の置かれた状況により特性が異なります。地域住民がこれからも住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、それぞれの実情に応じた、メリハリのある福祉サービスの充実が必要となっています。また、サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ち、スピード感と柔軟性を持ってサービス提供ができる人材育成など、サービスの質的向上を図ることも必要です。
- 安心して地域で生活していくうえでは、必要なときに適切な医療が受けられる医療体制の維持・確保も必要となってきます。全国的にも医療従事者の不足、偏在などにより、安全安心な医療提供体制の確保が困難になってきていますが、こうした状況にも対応できるよう、かかりつけ医を持つとともに、医療・保健・福祉機関が連携し、相互に補完しあいながら医療体制の維持・確保を図っていくことが大切です。

現在実施している主な事業

〇生活支援サービスの確保

事業名	内容	担当
訪問等介護サービス確保対策事業	中山間地域に居住する要介護認定者の在宅生活を支え、自立支援・重度化防止を図るため、訪問等介護サービスの提供を行った事業者を支援する。	高齢福祉介護課

○福祉ニーズの収集とマッチング支援

事業名	内容	担当
見守り配食支援事業	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人等で、近くに親族がおられないなどにより安否確認を必要とする人を対象に、配食を通じた見守り支援を実施する。	高齢福祉介護課

○健康づくりと介護予防活動の推進

事業名	内容	担当
健康づくり推進事業	健康ながはま21をもとに、市民が健康知識を得て自ら心身の健康管理ができるようにするとともに、健康づくりに協力する団体を支援する。	健康企画課・健康推進課
介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防活動支援事業）	地域の高齢者が身近な場所で気軽に集い、交流や介護予防ができる居場所づくりを推進するため、地域住民が自主的に実施する活動の運営支援を行う。	高齢福祉介護課
小地域サロン支援事業	地域のボランティアが主体となり、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな要配慮者等を中心に、すべての地域住民がともにふれあえるサロンの支援を行う。 だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめ、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士の助けあいの輪を広めることを目的として推進する。	長浜市社会福祉協議会

○地域医療体制の確立

事業名	内容	担当
へき地医療体制推進事業	地域の特性に応じ、持続可能なへき地医療の確保を図る。	地域医療課
救急医療体制運営事業	市立長浜病院、長浜赤十字病院の救急医療体制整備に対し、財政支援を行う。	地域医療課
長浜米原休日急患診療所運営事業	休日の初期救急医療の確保と医師の負担軽減のため、休日急患診療所を運営し、広報等による啓発活動により利用促進を図る。	地域医療課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護団体が連携し、多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。	高齢福祉介護課

○子ども・子育て支援の充実

事業名	内容	担当
家庭教育支援事業（家庭教育支援チーム「えがお」）	親子が絵本に親しむ取組「絵本シリーズ」をまちづくりセンターにおいて実施するほか、会報誌「えがお」を発行する。	生涯学習文化課
児童発達支援センター運営事業	発達に課題のある就学前児童の一人ひとりの特性に合わせ、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活での適応訓練、保護者への相談対応を行う。 保育所・幼稚園等に対する対象児童の集団生活適応のための専門的発達支援を行う。 発達に関する保護者からの相談に応じ、発達検査を実施するなどして、子どもの特性を把握し、適切な関わり方をアドバイスする。	しょうがい福祉課
地域子育て支援センター運営事業	地域子育て支援センターにおいて、交流の場の提供や交流の促進、相談の実施等、子育て支援を充実し、地域に出向いた事業を行うことで、すべての子育て家族の支援を行う。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター運営事業	仕事と育児の両立支援や子育て支援のために、援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、地域の中でお互いに助けあいを実施する。	子育て支援課
母子保健事業	地域の中で安心して子育てができるよう、妊娠出産包括支援事業（産後ケア事業、ハッピー子育て事業等）、乳幼児健診、乳幼児相談、発達相談、訪問指導等を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。	健康推進課
子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応し、必要に応じて各関係機関と連携しながら、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行う。	健康推進課
病児・病後児保育	子どもが病気等の場合で保護者が自宅等での保育が困難な際に、保育所・医療施設等で当該乳幼児の保育を行う。	幼児課
冒険あそび場支援事業	地域住民・社会福祉協議会が主催者となり、地域住民が力を合わせて子どもの遊び場の環境づくり、子どもの健やかな育ちを支えるための地域づくり、地域のコミュニティの再生をめざして行われる「冒険遊び場」づくりを支援し活動を広める。	長浜市社会福祉協議会
おもちゃ図書館	たくさんのおもちゃで遊ぶことを通して、市内在住の就園前の乳幼児の豊かな発想と発育を支援する。 また、保護者同士がボランティア等地域住民と交流することで、地域でのつながり（顔見知り）をつくることを目的に開催する。	長浜市社会福祉協議会
子ども食堂支援事業	子どもが健やかに安心して育てる地域をめざし、子どもの食事をテーマにした地域住民全体の居場所づくりに取り組む子ども食堂を支援するとともに、地域の世代を超えたつながりづくりを促進する。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、当事者やそのご家族からの声を見逃さない相談支援体制の充実をめざします。また、介護保険制度上の特別地域加算の対象地域となる中山間地の訪問サービス等を確保することで、在宅生活を支え、自立支援・重度化防止を図ります。
- 介護保険サービスやしょうがい福祉サービス等を提供する事業者が、いかなる状況下においても事業を継続し、適切なサービスの提供ができるよう支援します。
- 質・量ともに充実した福祉サービスの提供とともに、人材育成を推進します。
- それぞれの地域の現状に応じた福祉ニーズと、福祉サービスを結びつける取組を推進します。
- 個人の生活習慣の改善を通じて、生活習慣病の早期発見・重症化防止を図ることにより、個人の生活の質を向上させる「健康なひとづくり」を進めます。
- あらゆる世代の健やかな暮らしを支える社会環境の質を向上させる「健康なまちづくり」を進め、健康寿命の延伸をめざします。
- 安心して医療を受けることができる地域医療体制を確立します。
- 地域で子育てを支えるための体制を構築します。
- 高齢者の社会参加や健康づくりなど日々の暮らしにおける ICT の利活用を推進します。
- ICT やロボットを活用した業務の効率化や福祉職場のイメージ向上等により介護人材の定着促進を図ります。
- ヤングケアラー発見のための着眼点や、対応するうえで配慮すること等について学ぶ機会をつくり、関係者の認識や理解を深め、早期の発見、支援につなぎ、ヤングケアラーとその家族全体を支えていきます。

今後の取組内容

生活支援サービスの確保

個々のニーズに即した福祉サービスを継続的に提供できるよう、介護保険サービス、しょうがい福祉サービス等の充実を図るとともに、福祉サービス提供事業者やNPOなどによる新たなサービスの参入を促進します。

福祉ニーズ等の収集とマッチング支援

地域における福祉ニーズの収集を行うとともに、サービスの担い手の情報の整理と発信を行い、ニーズとサービスを結びつける支援を行います。

健康づくりと介護予防活動の推進

健診受診促進や生活習慣の改善等、地域の健康づくりを進めるため、新しい生活様式に対応した効果的な健康情報の発信を行うとともに、地域組織、専門機関、市民団体等と連携を図ります。

市民が介護予防やフレイル予防に関する知識を深めるため、サロン等を開催し、日常生活の中で取り組めるよう、地域組織、専門機関、ボランティア等との連携を図ります。

保健・健康分野のデータを活用し、市民の健康状態や生活行動の実態把握を行うことで、健康課題を明確にし、地域特性に応じた疾病予防、健康づくり事業に取り組みます。

地域医療体制の確立

医療機関の役割分担を明確にし、適切な受診方法等の啓発により、地域医療に対する市民意識の向上を図るとともに、安心して医療を受けることができる体制をつくります。

また、介護予防を含む訪問サービスやケアマネジメントの提供を行った事業者へ実績に応じた支援を行うことで、利用ニーズに対応した訪問サービス等の提供を確保し、必要な介護サービスの推進を図ります。

子ども・子育て支援の充実

子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービス・保育サービスの提供を進めます。また、地域ぐるみで子育て世帯を支えることができるよう、地域組織を核とした子育て支援事業を推進するとともに、ヤングケアラーの増加を抑制します。

コラム

◇救急医療の適正受診

休日や夜間に軽症の患者さんの救急医療への受診が増加すると、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたす恐れがあります。比較的軽症で、翌日まで診療が待てない場合は、まず「長浜米原休日急患診療所」の利用を検討してください。休日急患診療所は日曜・祝日・年末年始に内科・小児科の診療を行っています。

■長浜米原休日急患診療所

また子どものケガや急病等で判断に困ったときは下記のホームページや電話相談窓口をご利用ください。

■『こどもの救急』ホームページ

■小児救急電話相談『#8000』

施策の方向（2）自立と社会参加を進める体制づくり

現状と課題

- だれもが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送ることができるまちづくりを推進するためには、行政や専門機関等による対応だけではなく、市民と行政、市民やボランティアとの協働や、地域住民同士の交流等、地域の結びつきを強くする様々な連携・協力が必要となっています。
- しょうがいのある人が自立した生活を送るためには、働く場づくりが課題となっています。一般就労だけでなく、その人に合った就労支援を進め、だれ一人取り残さない社会参加の促進を図っていくことが大切です。
- 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性やその他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者を対象として、就労支援の実施や住居確保給付金の支給のほか、学習支援、家計改善支援等を展開しています。
- 令和2年度からは、一時生活支援を実施し、生活困窮者の自立の支援を図っています。新型コロナウイルス感染症の影響もある中、適切な対策が求められています。
- だれもが安心して必要なサービスを利用できるよう、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度を周知するとともに、利用の促進を図り、事業を定着させることが大切です。

現在実施している主な事業

〇就労と自立生活に関する支援の推進

事業名	内容	担当
しょうがい者働き・暮らし応援センター事業	しょうがい者の地域における職業生活の自立によって、雇用の促進及び職業の安定を図るため、働き・暮らし応援センターを設置して実施する事業に要する経費を補助する。	しょうがい福祉課

〇生活困窮者への支援の充実

事業名	内容	担当
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対する住居確保給付金の支給及びハローワーク等と連携した就労支援、就労準備支援、住居喪失者に対する一時生活支援、生活困窮者世帯等の子どもへの学習支援、家計相談等の事業を実施する。	社会福祉課

生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯を対象に、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるための支援を行う。	長浜市社会福祉協議会
たすけあい資金貸付事業	低所得世帯に対し、一時的な生活困窮を回避するために、生活維持に必要な資金を貸し付けることにより、当該世帯の安定した生活を営めるように支援する。	長浜市社会福祉協議会
緊急食料給付事業	予測できない事由等により、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対し、食料品を給付することで、生活の安定を支援する。	長浜市社会福祉協議会
フードバンク・フードドライブ支援事業	新型コロナウイルス感染症などの影響により、生活に困窮する方の支援として、特に食料を中心とした「寄付から配布」の流れをつくるフードバンク・フードドライブ活動を支援することで、地域のつながりによる困窮者支援を推進する。	長浜市社会福祉協議会

〇権利擁護に関する支援の充実

事業名	内容	担当
長浜市成年後見・権利擁護センター事業	社会福祉協議会に委託し、認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないために、成年後見制度等の適切な利用促進や地域連携ネットワークを構築するための中核機関を担うセンターを運営する。	高齢福祉介護課
地域福祉権利擁護事業	判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症・知的しょうがい・精神しょうがいのある人等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管などを行ない、要援護者の生活課題の把握・改善につなげる。 福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう支援し、また不当な権利侵害等を未然に防ぐことに努め、地域で安心して生活が送れるように支援する。	長浜市社会福祉協議会
成年後見サポートセンター事業	認知症や知的しょうがい、精神しょうがいなどの理由で判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護などに際し、本人を支援し、本人の利益や権利を擁護する人を選任するための制度である成年後見制度について、長浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づき相談や申立手続き支援、成年後見人等からの相談支援、成年後見制度普及のための啓発事業や研修、地域の関係機関との連携とネットワークの構築を行う。	長浜市社会福祉協議会

○複合化・複雑化する福祉ニーズに対応する相談機能の充実

事業名	内容	担当
自立生活サポート窓口（社会福祉課内）	ひきこもりの相談や経済的に生活が困窮している方の相談に応じる。また、働きたくても働けない、住むところがない、介護・しょうがい・子育てなどのいくつもの困り事や不安を抱える世帯で、どこに相談したらよいかわからない人の相談を受け止め、他の支援機関と連携し、協働で支援する。	社会福祉課
長浜市民生委員児童委員協議会事業	地域福祉推進の重要な役割を担う、民生委員・児童委員の活動及び長浜市民生委員児童委員協議会活動に対し、支援を行う。	社会福祉課
障害者相談支援事業	しょうがい者個々のニーズや特性を把握し、しょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら課題解決を図る。	しょうがい福祉課
長浜市しょうがい者相談員事業設置委託	本人または保護者からの相談に応じ、自立と社会参加の増進を図る。	しょうがい福祉課
子育てリフレッシュ事業	地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者の育児負担の軽減とリフレッシュを目的とした託児事業を実施する。	子育て支援課
子育て相談事業	幼稚園・認定こども園への子育て専門相談員配置による子育て不安をもつ保護者への相談活動、困難ケースでの教育相談スクールカウンセラー活用など、各園におけるカウンセリング機能を充実する。	幼児課
地域包括支援センター運営事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを5か所で運営する。	高齢福祉介護課
よろず相談事業	専門相談員による生活相談所を開設・運営し、地域住民の身近な相談機関として、日常生活上の悩みや心配事に対応し、信頼感と親しみある相談窓口を提供する。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- しょうがいのある人が社会参加できる機会の拡充に努めます。また、しょうがいのある人の働く場の確保等、働くための支援に努めます。
- 生活困窮者やひきこもり状態にある人など、制度の狭間にいる人の把握に努めるとともに、自立を促す支援を行います。
- 一人ひとりの意思や権利が尊重され、自分らしく安心して暮らすため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用を促進します。

●働きたくても働けない、住むところがない、介護、しょうがい、子育てなどのいくつもの困り事や不安を抱える世帯で、どこに相談したらよいかわからない人の包括的な相談に応じ、他の支援機関と連携し、協働で支援します。
●民生委員・児童委員など、地域における相談員への支援と連携を強化します。
●必要な人に必要な情報が行き届くしくみづくりを構築するとともに、単に情報を提供するだけではなく、だれにでもわかりやすい情報提供に努めます。

今後の取組内容

就労と自立生活に関する支援の推進

年齢や性別、しょうがいのある・なし等に関わらず、だれもが能力と適性に応じて仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう、関係機関、事業者等と連携して就労等の支援を推進します。

生活困窮者への支援の充実

関係機関と連携しながら、生活困窮者の把握に努め、社会的経済的な自立を支援するとともに、生活困窮者が切れ目なく支援を受けることのできる地域づくりを推進します。

権利擁護に関する支援の充実

認知症やしょうがいのある人など、すべての人の権利が守られ、毎日の暮らしを安心して送ることができるよう、長浜市社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用を進めます。

複合化・複雑化する福祉ニーズに対応する相談機能の充実

地域に密着した相談体制を築くとともに、相談者の立場に立った相談しやすい環境づくりを進めます。

また、様々な困り事や複合化した課題に多機関で対応していくため、生活の不安や心配について、「自立生活サポート窓口」にて幅広く相談を受けつけます。

各相談窓口でこれまで築いた各分野の専門性をいかし、相談を受けた機関がきちんと相談を受け止め支援につなぎ、各相談窓口で解決できないときは、各相談窓口に配置した「連携担当職員」が自立生活サポート窓口につなぎます。

各相談支援機関等の関係者間で必要な協議及び検討を行うため、長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、重層的支援会議としても位置づけます。

コラム

◇フードドライブの開催

フードドライブとは、家庭で余っている未利用食料品を持ち寄り、必要としている方々へ届ける活動です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な新たな課題が生まれる中、地域での支えあい、助けあいの関係づくりがこれまで以上に重要となっています。本市では、「ながはまおもいつなげるプロジェクト」を立ち上げ、支援を必要とする方々へ向け、市民から食料品・寄付金を募り、フードドライブと暮らしの相談会を開催しました。

◇フードバンクながはま

フードバンクながはまは、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困っている人を支援したいという思いからその活動がはじまりました。運営には、地域住民・企業・団体の協力が不可欠です。住民の方からの寄付をはじめとして、企業からは、多くの食材やお弁当、食材を保管する場所としてアパートが無償提供されています。

「食品ロスを減らして必要な方へ届けられるように」というコンセプトを貫き、取組を継続することで、食をとおして思いやりのある地域づくりにつながるよう、フードバンクから生まれた絆のネットワークをさらに広げる活動を継続しています。

施策の柱2 地域福祉を推進するしくみをつくります

施策の方向（1）地域を支える互助・共助のしくみづくり

現状と課題

- だれ一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、地域住民同士の支えあい・助けあいや、市民・地域組織・事業者・長浜市社会福祉協議会・市が、協働していくことが重要です。
- 市民アンケート調査によると、地域住民の意識の中に、地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきであるという認識が高まっており、住民同士のつながりの重要性が認識されています。
  一方で、それぞれのライフスタイルや価値観の違いにより、地域活動への参画意欲は異なるため、地域活動の重要性についての認識を深め、だれもが活動に参画しやすい環境整備を進めていくことが必要となっています。
- 地域福祉を推進する中核的団体である長浜市社会福祉協議会は、地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）と緊密に連携し、幅広い市民の参画を得て地域福祉を推進していく役割を担っています。

現在実施している主な事業

〇地域における支援体制の強化

事業名	内容	担当
生活相談窓口設置事業	人口減少や少子高齢化の進展など、社会構造の変化により、地域コミュニティ機能が低下する中で、高齢者等が日々の困り事を気軽に相談できる窓口を地域づくり協議会に設置する。	市民活躍課
生活支援コーディネーター配置業務委託事業	長浜市社会福祉協議会と連携し、高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、市民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を図ることを目的に生活支援コーディネーターを配置する。	高齢福祉介護課

〇地域と専門機関をつなぐことによる相談対応力の強化

事業名	内容	担当
地域福祉コーディネーターの配置	市内15の地区社協活動エリアごとに、地域住民とともに地域福祉推進全般に取り組むコーディネーターを配置し、住民・団体（自治会、地区民生委員児童委員協議会、地区社協、地域づくり協議会等）の活動連携や地域課題の共有、解決活動の推進を支援するコーディネーターを配置する。	長浜市社会福祉協議会

地域福祉活動計画推進事業 （地区版）	長浜市内の地区社会福祉協議会の活動エリアごとに、地域住民、地区社会福祉協議会（福祉の会）、福祉関係機関・団体、ボランティア団体、当事者組織等が、理念や方向性を共有して地域福祉活動が推進できるよう「長浜市地域福祉活動計画」（地区版）の推進と進捗管理を行う。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

●地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）等による支援体制を強化します。
●地域の活動を、地域包括支援センター、地域子育て支援センター等の専門機関が連携して支援します。
●地域福祉を推進するため、ホームページやSNSなど様々な媒体を通じた情報発信を促進し、市民・地域組織・事業者・長浜市社会福祉協議会・市民活動団体・市等による協働・連携体制を構築します。

今後の取組内容

地域における支援体制の強化

自治会単位では解決できない地域の福祉課題に対応していくため、より広域的な地域組織である地域づくり協議会や地区社会福祉協議会（福祉の会）等による支援体制の充実を図るとともに、生活上の様々な課題について話しあい、解決するための活動が推進できるしくみを強化します。

地域と専門機関をつなぐことによる相談対応力の強化

多様な主体が協働し、地域を支える共助の基盤を強化します。各地域では、住民自治体制の強化、各活動分野では、団体や人材の育成と支援、協働事業等により、まちづくりを推進します。

また、市民が安心して地域の見守り支えあい活動に取り組めるよう、専門機関が連携して地域の活動を支えます。

さらに、全市的に地域福祉活動を推進するため、市民・地域組織・事業者・長浜市社会福祉協議会・市等による協働と連携のしくみを構築し、孤立や孤独を防ぐための相談対応力を強化します。

コラム

◇地域福祉活動計画に基づいた各地区の取り組み②

■神照地区：『自治会長/民生委員・児童委員/福祉委員による意見交換会』

全自治会に福祉委員を設置し、民生委員・児童委員とともに、「日ごろからの見守り活動」に力を入れています。福祉活動を効果的に進めるため、自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員の3者による情報・意見交換会を実施し、各自治会での活動の工夫や情報を交換し、それぞれの活動につなげています。

■西浅井地区：『防災福祉マップを活用した見守り活動』

自治会ごとに防災福祉マップ（防災の情報と福祉の情報の両方を地図上に落とし込んだもの）の作成を推進しています。災害時に自治会内での危険な箇所や要配慮者を記すことで、災害時に活用できるだけではなく、防災マップの作成にあたり、様々な関係者が話しあう自治会内での情報共有の機会となり、防災や見守りなどの活動に対する関心の高まりにつながっています。

コラム

■ＮＰＯ法人ＣＩＬだんない：『交流・参画事業の推進』

本市の各地域のサロン交流会では、パラリンピック正式種目である「ボッチャ」が大流行しています。「だんない」では、ボッチャの講師や、小学校等へ出向き、ボッチャを通じた福祉教育に積極的に取り組まれています。

「Nothing about us, Without us：私たちのことを私たち抜きに決めないで」を合言葉に、だれもが地域福祉活動に参画できる、バリアのない地域を目指し、活動を推進しています。

施策の方向（2）地域福祉推進のための総合的なしくみづくり

現状と課題

●地理的・地域的な特性の違いから、地域福祉に関するニーズは大きく異なり、世代によっても地域福祉に対する価値観が異なることから、画一的な支援体制の整備ではなく、それぞれの実情に応じたメリハリのある対策が必要となっています。

●だれ一人取り残さない地域共生社会の実現をめざし、保健・医療・福祉等の分野にまたがり、市民による支えあいと連動し、「包括的支援体制」の充実に向けた取組が求められています。

●長浜市社会福祉協議会が、地域の福祉活動を支援するコーディネート機能を充実し、これを有効に発揮していくため、連携・支援を強化していくことが求められます。また、地域の特性と今後の環境変化を見据えながら、必要な支援を確保できるよう、地域組織や市民団体との協働も一層進めていくことが課題です。

現在実施している主な事業

〇長浜市社会福祉協議会のコーディネート機能の強化

事業名	内容	担当
社会福祉協議会活動推進事業	長浜市社会福祉協議会が行う社会福祉事業等に対し、補助を行う。	社会福祉課

〇将来を見据えた福祉システムの構築

事業名	内容	担当
地域福祉活動計画推進事業（市域版）	長浜市の地域福祉活動に基づき、地域住民、地区社会福祉協議会（福祉の会）、福祉関係機関・団体、ボランティア団体、当事者組織等が、理念や方向性を共有して地域福祉活動が推進できるよう「長浜市地域福祉活動計画」（市域版）の推進と進捗管理を行う。	長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

●福祉サービス提供事業者や専門機関をはじめ、民間事業者、地域組織や市民団体等、各分野とのネットワークを強化し、支援者へのサポートを進めます。

●長浜市社会福祉協議会のコーディネート機能をさらに強化します。

●将来を見据えた地域福祉のモデル的な取組を拡大・強化します。

今後の取組内容

専門機関のネットワーク強化

支援を必要とする人が、住み慣れた地域で効果的な支援が受けられるよう、福祉サービス提供事業者や専門機関をはじめとする各分野のネットワークと地域の連携を図るとともに、課題解決に向け、関係機関が横断的かつ重層的に連携して支援するしくみづくりを強化します。

長浜市社会福祉協議会のコーディネート機能の強化

地域福祉コーディネーターを充実し、長浜市社会福祉協議会のコーディネート機能を強化するとともに、地区社会福祉協議会（福祉の会）の支援と地域との連携を強化します。

将来を見据えた福祉システムの構築

地域の特性や将来を見据えた福祉システムの構築にあたり、モデル的な取組や実践者からなる検討を計画的に進めます。検討のテーマとしては、持続可能なボランティア活動を支えるシステムや山間部等でニーズが高い除雪支援や移動支援、買物支援システムの構築などがあります。

コラム

◇きんたろう茶屋～西黒田きんたろうサポート会～

西黒田地区では、「困ったときにはお互いさま、みんなで助けあい、いつまでも暮らせるまちにしよう！」と「西黒田きんたろうサポート会」が発足。地域のボランティアが今まで培った経験や得意なことをいかし、支えあい活動として、「お買い物ツアー」に取り組まれています。転倒予防教室が終わってから、近隣のスーパーやドラッグストアを車で巡回します。道中の車内では、世間話に花が咲き、笑いの声が絶えることがなく、憩いの場となっています。

さらに、地域の人がだれでも気軽に集える場として、「きんたろう茶屋」を西黒田まちづくりセンター内に設置され、ほっと一息つける皆さんの居場所になっています。

施策の柱3 だれ一人取り残さない支援のしくみをつくります

施策の方向（1）重層的な支援体制づくり【長浜市重層的支援体制整備事業計画】

現状と課題

- 育児、介護、しょうがい、貧困、ひきこもり、8050問題等、地域の抱える課題は複合化・複雑化しており、従来どおりの制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難となっています。
- 課題を抱えていても自らSOSを出せず、地域から孤立し周囲に気づいてもらえない人が増加しています。
- よりよい地域社会をつくるために進められてきた地区社会福祉協議会（福祉の会）や地域づくり協議会等の取組を、これまで以上に強化・推進する必要があります。
- 地域住民が抱える課題が複合化・複雑化する中、従来の相談の内容（属性）別の支援体制では複合課題や制度の狭間にある福祉ニーズへの対応が困難であることから、属性を問わない包括的な支援体制を構築し、地域福祉の推進を担う様々な機関（多機関）が協働して一体的・計画的に支援を行っています。今後も福祉ニーズに対して、きめ細やかな情報提供と多様な相談窓口の確保、相談内容に的確に対応する体制が求められています。

現在実施している主な事業

〇包括的相談支援事業の実施

事業名	内容	担当
包括的相談支援事業	「自立生活サポート窓口」を設置し、生活の不安や心配について、幅広く相談を受けつけるほか、各相談支援機関等の関係者間で必要な協議及び検討を行うため、長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて包括的な支援を行う。	社会福祉課

〇多機関協働事業の実施

事業名	内容	担当
多機関協働事業	相談支援包括化推進員が様々な相談支援機関等とのネットワークを構築することで、各相談支援機関等に複合的な課題を抱える相談者からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われる関係をつくる。 また、必要に応じ、重層的支援会議を開催し、プランの適切性の協議・評価を行う。	社会福祉課・長浜市社会福祉協議会
参加支援事業	相談支援包括化推進員が、地域に不足している社会資源（働く場や居場所など）についての情報を収集・整理し、新しい社会資源の開発や潜在している社会資源の活用を推進し、参加支援事業にかかる多様な支援メニューをつくり、参加の場や働く場とのマッチングを行う。	社会福祉課・長浜市社会福祉協議会

〇アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ支援員を配置し、支援が必要な人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的につながり続ける支援（伴走支援）を行う。	社会福祉課

〇地域づくり事業の実施

志でつながる支えあいの地域づくり事業	市内 15 地域に地域福祉コーディネーターを配置し、様々な関係者・関係団体が地域の課題について話しあう場としての「暮らしの支えあい検討会」を開催する。地域福祉コーディネーターは、本事業の中で個別の相談を受け止め、解決が難しい場合には、「多機関協働事業」による支援体制へ適切につなげる。	社会福祉課・長浜市社会福祉協議会

今後の取組の方向性

- 介護、しょうがい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、相談を受け止めた相談支援事業者だけでは解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うこと等により、地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。
- 複数の支援関係機関が連携して支援する必要がある複合化・複雑化した課題を抱える事例の調整役を市が担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。
- 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人との信頼関係の構築に向け、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、本人の状態に応じてだれ一人取り残さない支援のしくみ（多機関協働事業等）による伴走支援を行います。
- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のために、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源（働く場や居場所など）との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけ、社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューをつくります。さらに、マッチングした後には、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
- 地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、「人とひと」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、交流・参加・学びがさらに広がるよう働きかけます。また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学びあう環境を整備し、地域における活動の活性化や発展を図ります。
- 地域食堂や買い物支援などの既存事業の展開のほか、新たな資源開拓（居場所づくり等）や多様な働き方を提案できるしくみづくりなど、福祉の分野に限らず、市民活動や地域の産業などとも連携していきます。

●本市においては、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、第 3 期長浜市地域福祉計画に「重層的支援体制整備事業計画」の内容を包含します。

様々な機関が連携した重層的支援体制のイメージ

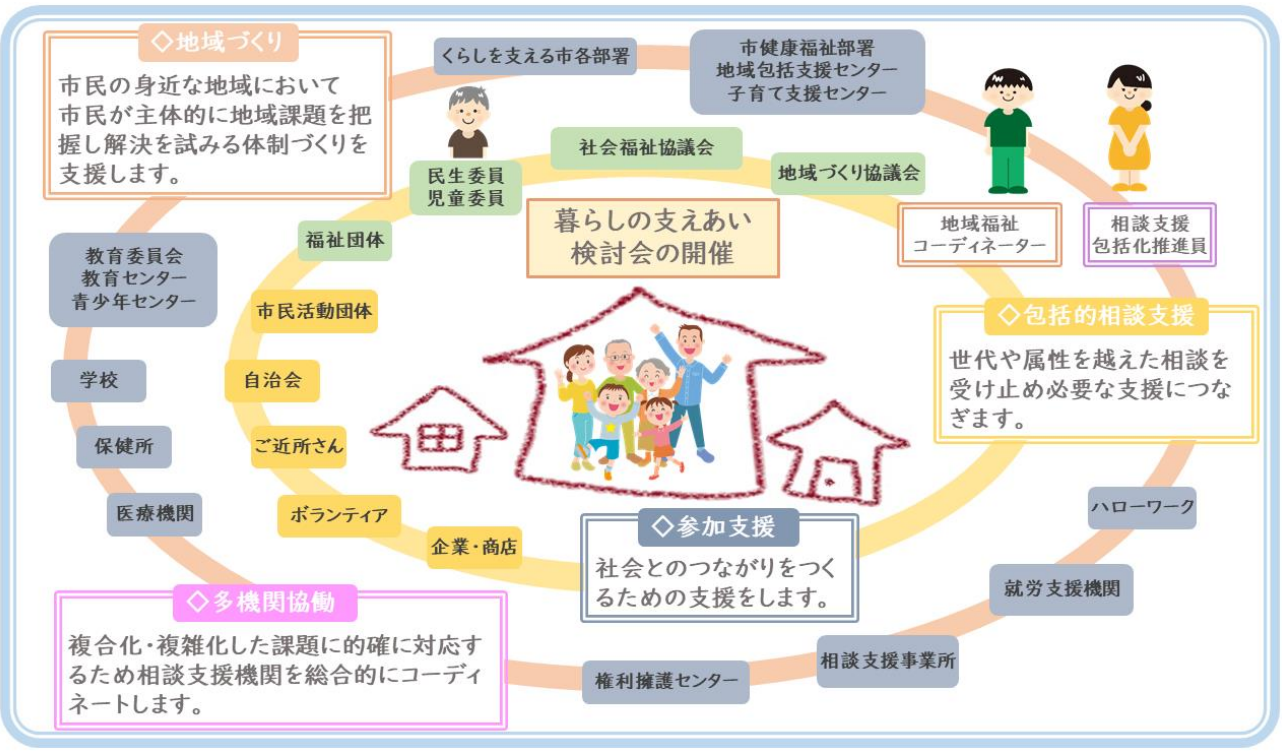

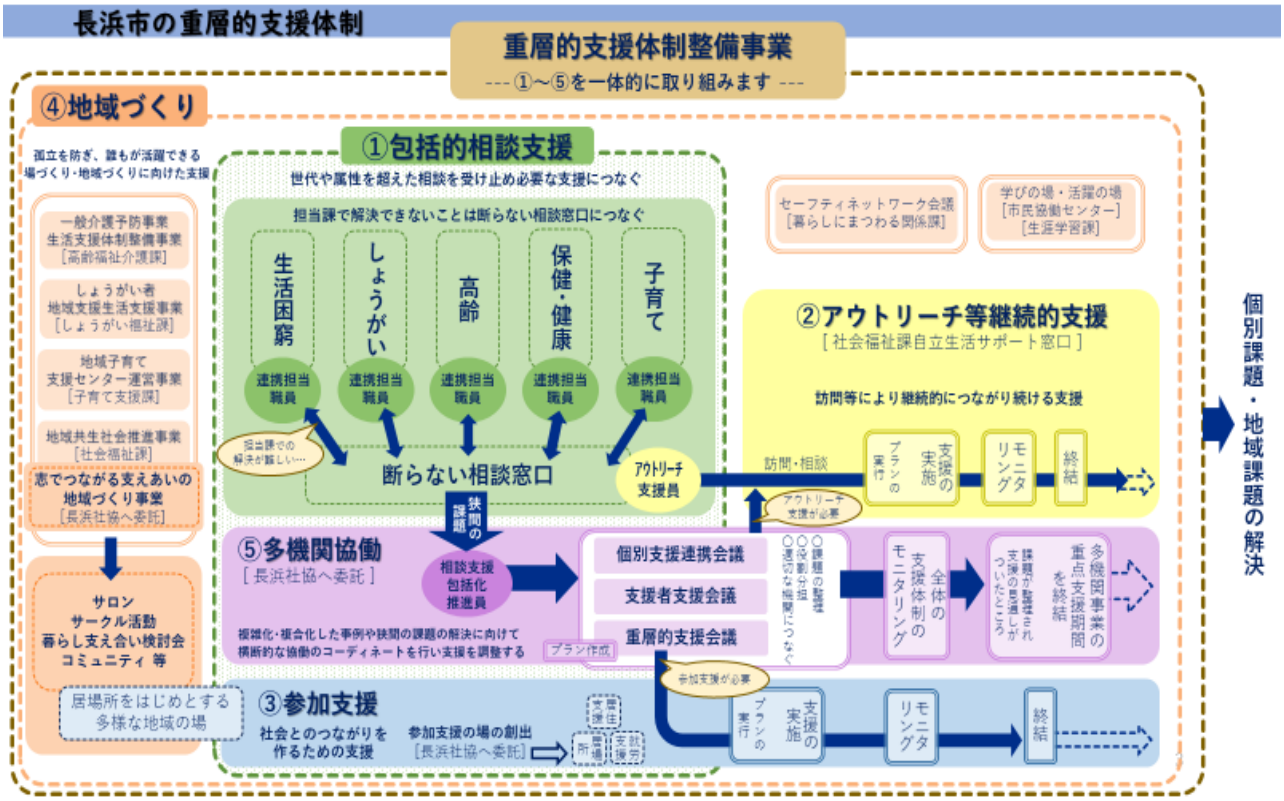

◇だれ一人取り残さない支援のしくみ

（包括的相談支援・多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

・長浜市ではワンストップ窓口を作らず、個別相談連携方式をとっています。各窓口は、これまで築いた専門性をいかし相談を受け止め、支援につなぎます。
・担当課で解決できないことは、各課に配置している「連携担当職員」が「断らない相談窓口」につなぎます。
・社会福祉課では、自立生活サポート窓口（断らない相談窓口）を設置し、アウトリーチ支援員を配置しています。必要な支援を届けるため、継続的に寄り添い、本人やその世帯との関係性構築を図ります。
・長浜市社会福祉協議会と各関係機関の横断的な連携・コーディネート機能（多機関協働）により、課題解決に向けた支援を実施します。

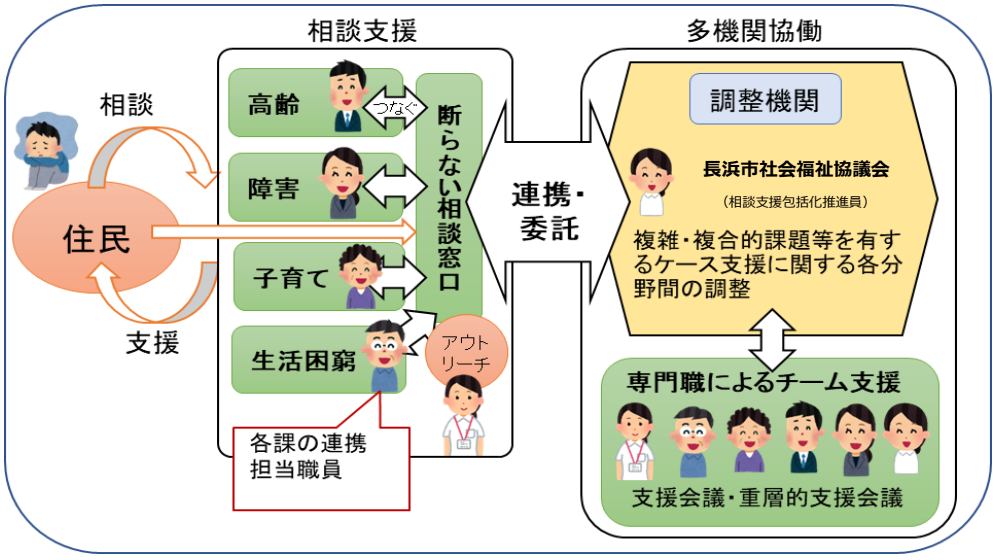

◇多様なつながりの確保と住民同士の顔の見える関係性の育成

（参加支援・地域づくり事業）

・参加支援、地域づくりでは、長浜市社会福祉協議会と協働で居場所づくりや地域課題の解決に向けた取組を実施します。
・市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、「暮らしの支えあい検討会」を立ち上げ、地域福祉コーディネーター（地域連携推進員）を配置し、地域の課題解決に向けた取組を支援します。
・地域食堂や買い物支援などの既存事業の展開のほか、新たな居場所づくりの資源開拓や多様な働き方を提案できるしくみづくりなど、福祉の分野に限らず、市民活動、産業などとも連携して進めています。

「暮らしの支えあい検討会」の目的

①地域の様々な困り事を受け止め共有する場
②困り事の解決に向けた「しくみ」を検討する場
③住民と専門職の連携を深める場

◇地域づくり事業と多機関協働事業・参加支援事業との連携

・地域づくりと多機関協働・参加支援と連携し、新たな資源開拓（居場所づくり等）や多様な働き方を提案できるしくみづくりなど、福祉の分野に限らず、市民活動や地域の産業などとも連携して推進します。

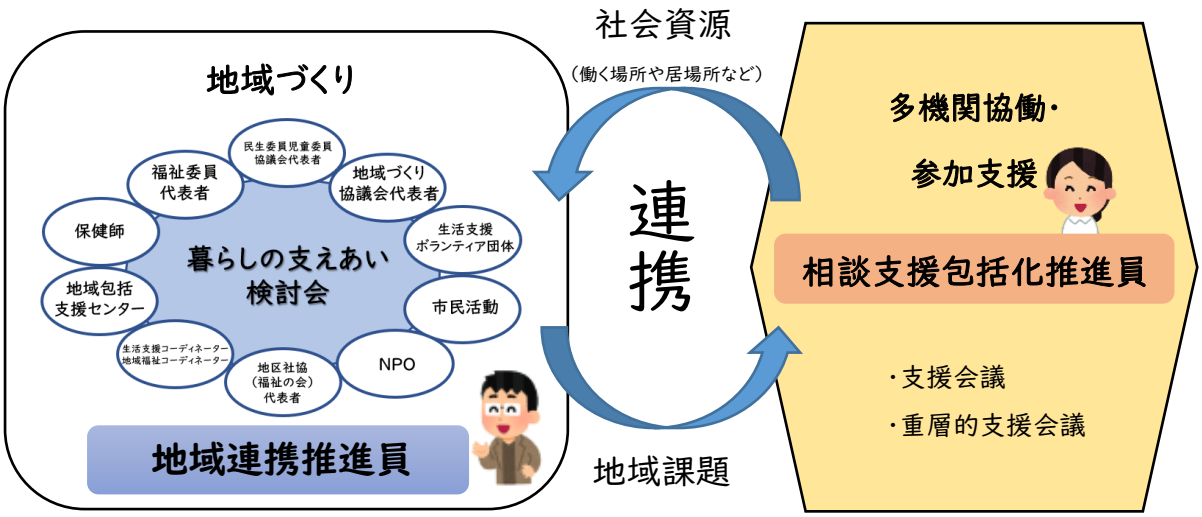

今後の取組内容

包括的相談支援事業の実施

様々な困り事や複合化・複雑化した課題に多機関で対応していくため、生活の不安や心配について、「自立生活サポート窓口」（断らない相談窓口）にて幅広く相談を受けつけます。

各相談窓口でこれまで築いた各分野の専門性をいかし、相談を受けた機関がきちんと相談を受け止め支援につなぎ、各相談窓口で解決できないときは、各相談窓口に配置した「連携担当職員」が自立生活サポート窓口につなぎます。

各相談支援機関等の関係者間で長浜市相談支援包括化推進会議を重層的支援会議としても位置づけ、必要な協議及び検討を行います。

多機関協働事業の実施

複合化・複雑化した困り事、相談ごとに包括的に対応するため、様々な支援機関や専門家が連携してチームで対応するための体制を強化し、各相談支援機関等のコーディネートを行い、関係者間での協議及び検討を円滑に行うための「相談支援包括化推進員」を配置します。

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

SOS を出せない人に対し、待ちの姿勢で対応するだけではなく、積極的に手を差し伸べていくアウトリーチ支援に取り組みます。

支援が必要な人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけ、伴走支援を行います。

地域づくり事業の実施

市内15か所の地区社会福祉協議会ごとに、「暮らしの支えあい検討会」を立ち上げ、地域福祉コーディネーター（地域連携推進員）を配置し、地域の課題解決に向けた取組を支援します。

暮らしの支えあい検討会の開催等を通して、志でつながった様々な関係団体・関係者が連携して地域課題の解決を推進します。

新たな取組事項

◇参加支援事業の実施

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、「新たな社会資源」に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをし、「受け入れ先の悩みや課題」にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

新たな社会資源については、福祉の分野に限らず、市民活動や地域の産業との連携など、「福祉」・「市民活動」・「産業」の各部門と協働し、新たな働く場や居場所の開拓を推進します。

事業目標・評価指標

事業	事業目標	評価指標	担当
地域住民等が地域生活課題について主体的に話しあう場をつくる支援	様々な関係者・関係団体が地域の課題について話しあう場としての「暮らしの支えあい検討会」を開催するほか、検討したしくみ・事業の実践を進めます。	①地区社協活動域の全15地区において働きかけ ②毎年度15か所以上の地域において検討会を開催 ③今計画期間中に15か所以上の地域において検討したしくみ・事業を実践	社会福祉課・ 長浜市社会福祉協議会
包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築	「相談支援包括化推進員」のコーディネートのもと支援会議を開催し、困難な相談にも伴走型の継続的な支援を行いつつ、居場所や就労といった社会参加へつなげます。	①相談支援包括化推進員が新規で取り扱う件数 ：毎年度30件以上 ②個別支援連携会議の開催回数：毎年度40回以上 ③相談支援包括化推進員による重点支援終了件数 ：毎年度10件以上 ④社会資源のネットワーク開拓件数：毎年度10件以上	社会福祉課・ 長浜市社会福祉協議会

コラム

◇暮らしの支えあい検討会

地域の困り事を地域で解決するしくみについて検討し、実践することでつながり支えあいの地域づくりを進めるため、「暮らしの支えあい検討会」を市内各地区で進めています。地域にはどのような課題があるのか、支援を必要とする人はどのような活動を求めているのか、様々な困り事を積極的に受け止め、共有し、困り事の解決に向けた「しくみ」の検討から、「実践」につなげることで、「地域の夢をかたちにする事業」です。

さらに、個別ケースからみる地域課題の提供をするなど、住民と専門職との連携を深める場としても機能しています。

【取り組み事例】

神田地区

活動	「楽しむ」をキーワードにした活動者育成

地域福祉推進の人材育成と退職世代男性の仲間づくり推進活動

◆活動者の固定化、新たな活動者の参入が課題

◆地域資源（自然）を活かした退職世代男性の仲間づくり

◆「楽しむこと」をキーワードに地域活動へ参画

びわ地区

活動	退職者世代の地域のつながり活動

退職者世代の男性の仲間づくり「びわ男倶楽部」

◆退職者世代を対象に孤立予防を目的とした関係づくり

◆いつまでも楽しく健康に暮らす地域づくり

◆様々な活動に活躍できる人材育成

施策の方向（2）再犯防止を支援するしくみづくり【長浜市再犯防止推進計画】

現状と課題

●国の再犯の現状は、検挙者に占める再犯者の割合が 48.8%（令和元年現在）となっており、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠となっています。

●国においては、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を策定しました。

再犯防止推進計画が掲げる5つの基本方針・7つの重点課題は、以下記載のとおりです。

◇5つの基本方針

① 「だれ一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

◇7つの重点課題

① 就労・住居の確保

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

③ 学校等と連携した修学支援

④ 特性に応じた効果的な指導

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

⑥ 地方公共団体との連携強化

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

●都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。

●滋賀県においては、「滋賀県再犯防止推進計画」を策定し、基本理念に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」を掲げ、県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「だれ一人取り残さない」共生社会の実現をめざしています。

●本市においては、「だれ一人取り残さない地域共生社会の実現」をめざす第3期長浜市地域福祉計画の方向性と一致することから、「地方再犯防止推進計画」の内容を包含し、犯罪をした人等が地域社会で孤立せず、円滑に社会復帰できるよう支援していきます。

●犯罪をした人等の中には、貧困や疾病、生育環境など、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難があるケースが少なくはなく、早期に適切な保健医療・福祉サービスにつなげることが重要です。

●市民アンケート調査の「犯罪や非行をした人の立ち直りのために、どのようなことであれば協力できますか」という質問に対しては、「わからない」と回答した人が半数以上を占めており、犯罪被害者に配慮しながら、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深めていく必要があります。

現在実施している主な事業

○再犯防止・更生保護に関する広報・啓発活動の推進

事業名	内容	担当
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について市民の理解を深めるとともに、次代を担う青少年の健全育成を図るための広報啓発活動を実施する。	社会福祉課

○民間協力者の活動への支援

事業名	内容	担当
社会福祉団体育成事業（再掲）	長浜市保護司会や長浜地区更生保護女性会が行う事業に対し補助金を交付する。また、再犯防止や更生保護の推進に必要となる活動拠点を提供する。	社会福祉課

○自立した生活を支える相談支援体制の充実

事業名	内容	担当
包括的相談支援事業（再掲）	「自立生活サポート窓口」を設置し、生活の不安や心配について、幅広く相談を受けつけるほか、各相談支援機関等の関係者間で必要な協議及び検討を行うため、長浜市相談支援包括化推進会議を設置し、支援会議等を通じて包括的な支援を行う。	社会福祉課

○学校と連携した非行防止や修学支援の推進

事業名	内容	担当
スクールソーシャルワーカー配置事業	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等を行うため、社会福祉の専門的な知識技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。	教育指導課
各校における再犯防止推進体制の構築	各小・中・義務教育学校において、薬物乱用防止教室や情報モラルに関する研修会、生徒指導連絡協議会を実施する。	教育指導課

今後の取組の方向性

- 立ち直ろうと決意した人の背景を理解し受け入れる地域社会づくりのため、再犯防止や更生保護に関する啓発活動を推進します。
- 保護司等の民間協力者との連携を深めるとともに、地域における更生保護活動を充実させるための支援を行います。
- 犯罪をした人等が抱える困り事を受け止め、就労や住居等の安定した生活基盤を築くための支援を行います。
- 関係機関と連携し、それぞれの状況や特性に応じた保健医療・福祉サービスの提供に努めます。
- 学校と連携して非行防止と修学支援に取り組み、青少年の健全な成長を地域全体で見守ります。

今後の取組内容

再犯防止・更生保護に関する広報・啓発活動の推進

安全で安心して暮らせる社会の実現や犯罪をした人等の立ち直り支援には市民の理解と協力が不可欠であるため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を推進し、再犯防止や更生保護に関する意識を高める広報・啓発活動に取り組みます。

民間協力者の活動への支援

犯罪をした人等の立ち直りを支える保護司等の民間協力者が充実した更生保護活動を行えるよう継続的に支援します。

自立した生活を支える相談支援体制の充実

就労・住居の確保をはじめとする生活の不安や心配について幅広く相談を受けつける「自立生活サポート窓口」を設置し、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援します。

また、それぞれの状況や特性に応じた適切な保健医療・福祉サービスに早期につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。

学校と連携した非行防止や修学支援の推進

学校において、非行防止についての理解を深める学習を行います。また、学校、家庭、地域の関係機関と連携を図り、学校内や家庭生活において問題を抱える児童生徒の立ち直りを支援し、児童生徒の健全育成に努めます。

新たな取組事項

◇一体的な再犯防止体制の推進

再犯防止に関する施策は、就労や住居、保健医療、福祉、教育等多岐にわたっており、それぞれが個別に実施するのではなく、一体的に推進することが重要です。犯罪をした人等の立ち直りをより効果的に支援していくため、これまで明確に再犯防止と関連づけられてこなかった他の関係計画についても、見直しの際には再犯防止の視点を盛り込んだ内容とする等、施策の進行管理や情報共有を行う連携体制を構築します。

事業目標・評価指標

事業	事業目標	評価指標	担当
再犯防止推進体制の構築	犯罪をした人等の立ち直り支援についての課題検討及び情報共有を行う「再犯防止に関する関係者会議」を開催し、連携体制を強化します。	再犯防止に関する関係者会議の開催 ：年2回以上	社会福祉課

コラム

◇保護司の活動と再犯防止に向けて

保護司は、犯罪をした人等の更生を地域で支える民間のボランティアです。市内各地区に６５名の方が、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員として、保護観察官と協働しての保護観察や、犯罪をした人等がスムーズに社会復帰できるよう、住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行われています。

また、「社会を明るくする運動」を中心とした啓発活動や、学校と連携した非行防止・青少年健全育成活動といった、犯罪予防活動にも取り組まれています。

犯罪や非行のない明るい地域社会を実現するためには、犯罪をした人等が孤立しないよう「息の長い」支援を続けていくことが重要であり、保護司は重要な役割を担っていただいています。

〇毎年7月を強調月間とし、長浜保護区保護司会や長浜地区更生保護女性会が中心となって取り組んでいる「社会を明るくする運動」

第４章　計画の実現にむけて

第1節　計画推進の基本的な考え方

第2節　計画の進行管理

第1節 計画推進の基本的な考え方

地域福祉推進の基本理念である、「多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」をめざし、だれ一人取り残さない地域共生社会を実現するためには、市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会及び市が、それぞれの価値観を認めあい、連携・協働しながら地域福祉の推進を図ることが重要です。

(1) 長浜市社会福祉協議会との連携

本市の地域福祉推進における強みのひとつに、長浜市社会福祉協議会との協働体制があります。

本市が策定する「長浜市地域福祉計画」と、長浜市社会福祉協議会が策定する「長浜市地域福祉活動計画」は、相互に連携・協働して、地域福祉活動推進の車の両輪としての機能を果たしています。

本市と長浜市社会福祉協議会は、市民福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

地域福祉の推進にあたり、令和元年度に「さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ」内に設置した「長浜市地域福祉センター」等を拠点に事業を展開していきます。

(2) 各主体の目標

市民

・それぞれが置かれた状況により、異なる価値観や多様性を認め、尊重します。
・地域活動や地域コミュニティについての認識を深め、次代を担う人材育成に努めます。
・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した人とひととの接触機会を増やすため、創意工夫のうえで地域活動に積極的に参加します。
・住民同士のコミュニケーションや、子どもから高齢者までともに支え助けあえる地域づくりに努めます。
・地域の情報や相談窓口を活用しながら、福祉サービスや地域活動について理解を深めていきます。

地域組織(自治会、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会(福祉の会)、福祉関係団体等)

・新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・縮小された地域活動をについて、その必要性と手法を検討し、感染防止対策に十分留意したうえで再開するなど、地域の絆づくりに努めます。
・従来型の絆づくりだけではなく、積極的なデジタル技術の活用など、新たなコミュニケーションの推進についても検討します。
・自治会は、行政だけでは解決できない地域の課題への対応や、地域住民共通の願いを実現するために、みんなで力を合わせて活動します。
・自治会は、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめとする地域福祉の担い手と連携し、日ごろの見守りや災害時等にも支えあえる地域づくりを進めるなど、地域住民同士がつながることで、だれもが安心して暮らし続けられるまちをめざします。
・地域づくり協議会は、自治会や各種団体など地域に密着した活動をしている組織・団体の参画や協力を得ながら、地域づくり活動を実践することで、より大きな課題や難しい課題の解決を図るとともに、弱まりつつある近隣との絆を強くします。

・地域づくり協議会及び地区社会福祉協議会（福祉の会）は、地域の福祉関係団体や専門機関、事業者等と連携し、地域の実情に応じた課題解決に向けて取り組みます。
・福祉関係団体（ボランティア団体・NPO法人等含む）は、それぞれの特性をいかした活動を通じて、地域福祉の推進に努めます。

事業者

・企業や商店などの事業者は、事業活動の推進を図ることで、地域福祉の貢献に努めます。
・福祉サービス提供事業者は、地域福祉を支える基盤として質の高い福祉サービスを提供します。また、地域の一員として地域の関係団体と連携を図るとともに、地域行事への参加や施設の開放などを通じて、事業者が持つ知識や技術の還元に努めます。

長浜市社会福祉協議会

・地域福祉の担い手となる人材や団体等の育成、地域や事業者による地域福祉活動への支援、福祉サービスの適切な利用に向けた支援を行います。
・地域福祉のネットワークを構築し、団体間の交流・連携や地域の福祉活動を支援するコーディネート機能を担います。
・住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み福祉のまちづくりの実現をめざし、地域住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施をします。
・地域住民や民生委員・児童委員、福祉保健関係機関、ボランティア、行政機関等との連携・協働により長浜市の地域事情に応じた地域福祉活動、在宅介護事業の推進に努めます。
◇社会福祉協議会の主な7つの機能 （社会福祉協議会新基本要項から）
① 住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進
② 公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整
③ 福祉活動・事業の企画及び実施
④ 調査研究・開発
⑤ 計画策定、提言・改善運動
⑥ 広報・啓発
⑦ 社会福祉活動・事業の支援

市

・地域住民の絆づくりや、住民主体の地域活動の推進の重要性について意識啓発を図ります。
・若い世代や、子どもたちなど、地域福祉の次代を担う人材育成を推進します。
・新型コロナウイルス感染症により減少した地域活動に対し、積極的な支援を行います。
・本計画の運用により、施策の総合的な展開に努め、だれもが地域で安心して暮らし続けられるよう、公的サービスの適切な提供とともに、地域福祉を支える基盤の整備を図り、地域福祉の向上を推進する役割を担います。
・市民、地域組織、事業者、長浜市社会福祉協議会等による地域福祉活動との連携・協働を進めます。

第2節　計画の進行管理

本計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて計画の具体的施策などの見直しを行うとともに、次期計画の策定にいかせるよう取り組みます。

本計画は、「地域福祉計画の推進にかかる関係課会議」において、PDCAサイクルによって各施策の効果や改善点を明らかにし、進行管理に努めます。また、市民や関係機関等を交えて、計画の実施状況を把握し評価するための会議を開催します。

さらに、「新たな取組」を実現するため、「地域福祉計画の推進にかかる関係課会議」や庁内組織等を活用して、計画の推進に取り組んでいきます。

計画（Plan）

□目標を設定し、それを実現するための計画（施策）を策定（もしくは改定）

実行（Do）

□計画（施策）を実施し、その成果を測定

評価（Check）

□測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施

改善（Action）

□計画（施策）の継続的改善・向上に必要な措置の実施

PDCAサイクル

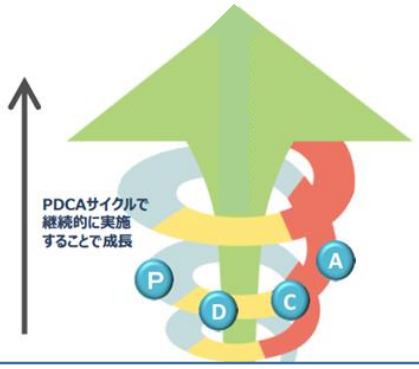

PDCA サイクルとは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

PDCA サイクルを回し続けることで、目標達成に向け、成長し続けることが可能となります。

長浜市地域福祉計画検討委員会開催要領

（趣旨）

第1条　この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定等について、広く有識者等からの意見聴取を行うため、長浜市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条　委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 第3期長浜市地域福祉計画の策定及び変更に関する事項

(2) 第2期長浜市地域福祉計画及び第3期長浜市地域福祉計画の推進及び検証に関する事項

(3) その他長浜市地域福祉計画に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第3条　市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 市民公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

（運営）

第4条　委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2　市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条　委員会の開催期間は、第3期長浜市地域福祉計画の期間が完了するまでとする。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第7条　この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

長浜市地域福祉計画検討委員会名簿

◎：座長（敬称略、順不同）

	選出区分	役 職 等	氏名
1	学識経験者	龍谷大学社会学部教授	◎筒井 のり子
2	関係団体の推薦を受けた者	長浜市社会福祉協議会 会長	平井 和子
3	関係団体の推薦を受けた者	長浜市民生委員児童委員協議会 会長	堀 直美
4	関係団体の推薦を受けた者	長浜市連合自治会 七郷連合自治会長	曽根 昭信
5	関係団体の推薦を受けた者	高月ボランティア連絡協議会 会長	野村 一成
6	関係団体の推薦を受けた者	南長浜地域包括支援センター 管理者	北川 美由紀
7	関係団体の推薦を受けた者	特定非営利活動法人 つどい 理事長	川村 美津子
8	関係団体の推薦を受けた者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道
9	関係団体の推薦を受けた者	社会福祉法人光寿会 小谷こども園 園長	丁野 利彦
10	関係団体の推薦を受けた者	みんなのいばしょ結（むすび） 代表	川瀬 順子
11	関係団体の推薦を受けた者	長浜市健康推進員協議会	髙山 和代
12	関係団体の推薦を受けた者	浅井診療所所長	柏﨑 元皓
13	関係団体の推薦を受けた者	長浜保護区保護司会 会長	西橋 義仁
14	市民公募	市民公募	木口 佐知代
15	市民公募	市民公募	鈴木 良嗣
16	市民公募	市民公募	野寺 英里香

○市民の幅広い意見を聴取するため、市民公募委員にも検討委員会に参加していただいています。

長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ設置要領

（設置）

第1条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく長浜市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　グループの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　地域福祉計画の策定にあたっての問題・課題の整理

(2)　地域福祉計画の策定にあたっての調査、研究及び企画立案

(3)　地域福祉計画の策定状況の把握・評価

(4)　その他地域福祉計画の策定にあたって必要な事項

（組織）

第3条　グループは、別表に掲げる課に所属する者の中から、各所属長が推薦する者（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2　メンバーは、市長が委嘱又は任命する。

3　メンバーの任期は第3期長浜市地域福祉計画の策定期間とする。

（会議）

第4条　グループの会議は、必要に応じて健康福祉部長が招集し、開催するものとする。

2　グループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員を出席させて必要な説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条　グループの庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第6条　この要領に定めるもののほか、グループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部政策デザイン課
市民協働部市民活躍課
市民協働部生涯学習文化課
市民協働部人権施策推進課
健康福祉部しょうがい福祉課
健康福祉部子育て支援課
健康福祉部健康企画課
健康福祉部地域医療課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢福祉介護課
教育委員会事務局教育指導課
教育委員会事務局幼児課
長浜市社会福祉協議会地域福祉課

長浜市地域福祉計画策定の経過

日時	名称
令和3年　2月19日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討委員会 第1回会議
3月1日（月）～3月24日（水）	市民アンケート調査
5月28日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ 第1回会議
6月4日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討委員会 第2回会議
6月25日（金）～7月16日（金）	団体ヒアリング調査
7月16日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ 第2回会議
7月30日（金）13:30～15:15	長浜市地域福祉計画検討委員会 第3回会議
10月1日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討ワーキンググループ 第3回会議
10月22日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討委員会 第4回会議
11月23日（火・祝）	第11回 長浜市社会福祉大会
11月26日（金）13:30～15:00	長浜市地域福祉計画検討委員会 第5回会議
12月15日（水）～ 翌1月14日（金）	パブリックコメント
令和4年　3月	計画策定

用語説明

ア行	
アウトドア	野外で行われる活動。
アプリ	アプリケーションの略。OS 上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。パソコンではワープロソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている。
新たな生活様式	1. 身体的距離の確保（できるだけ 2m）、2. マスクの着用、3. 手洗い、の3つを、一人ひとりの基本的な感染防止策としている。日常生活では、上記に加えて「3密」の回避や、換気、こまめな体温・健康チェックを行い、働き方については、テレワークや時差通勤を進め、オンラインで可能なことはオンラインで行うこと。
遺族会	戦争で犠牲となられた方々の顕彰・慰霊や戦没者の遺族の福祉の増進を目的に活動する団体。
インクルーシブ教育	国連の「障害者の権利に関する条約（平成26年1月批准）」において示された理念であり、人間の多様性の尊重等の強化、しょうがい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、しょうがいのある人としょうがいのない人が共に学ぶ仕組み。しょうがいのある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきた。
SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
NPO	民間非営利組織のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。この内、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
オンライン会議 （Web 会議）	離れた場所にいる相手とパソコンやモバイル端末などを通じ、インターネット上で会話や資料・データ等を共有する会議のこと。

カ行	
介護保険サービス	介護保険に加入している人が、介護が必要になったときに受けられるサービスのこと。サービスを利用するには、要介護（要支援）認定が必要となる。
クラウドファンディング	「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指す。
ケアマネージャー（介護支援専門員）	介護支援専門員とは、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するもので要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者とされている。
権利擁護	権利侵害を受けやすい認知症のある高齢者や知的・精神しょうがい者に対して、人権をはじめとする様々な権利を保護し、その財産を適切に管理するなど生活上の重要な場面でサポートすること。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話しあうミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいる。
合理的配慮	しょうがいのある人の人権がしょうがいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるようにするための変更及び調整のこと。
コミュニティ	市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団。
コミュニティバス	定められた地域内をその地域の交通需要に合わせて運行するバスで、主に地方自治体の補助によって運営される。
コンテンツ	文字・画像・動画・音声・ゲーム等の情報全般、またはその情報内容のこと。電子媒体やネットワークを通じてやり取りされる情報を指して使われる場合が多い。
サ行	
災害ボランティアセンター	災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、被害の大きな災害に見舞われた多くの被災地において立ち上げられ運営されている。
サロン	地域で高齢者、しょうがいのある人、子育て中の人が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。
滋賀県レイカディア大学	高齢者の社会参加への意欲の高まりに応え、高齢者が新しい知識、教養と技術を身につけ、地域の担い手として登場できるよう支援するための学びの場。
児童発達支援センター	施設の有する専門機能をいかし、地域のしょうがい児やその家族への相談、しょうがい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
市民協働センター	市民が社会のために「やってみたい」ことを実現するための活動や、地域づくり協議会活動を応援する拠点。自分の暮らす地域のことに一層関心や興味を持てるような仕掛けづくりや機会の創出をめざす。また、個人、自治会、地域づくり協議会、NPO・市民活動団体や

	企業、そして行政など様々な主体の協働により、地域課題の解決やまちのにぎわいを生み出していくために、各主体のつなぎ役を担う。
主任児童委員	子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員。担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子どもたちが元気に安心して暮らせるよう見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等に取り組んでいる。
しょうがいの社会モデル	しょうがい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能のしょうがい（難病に起因するしょうがいを含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方。
シルバー人材センター	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」に基づいて設立された公益社団法人で、おおむね60歳以上の高齢者を会員として受け入れ、仕事を紹介している団体。運営としては、豊富な知識や経験、技能をいかし、仕事を通して生きがいや社会参加を希望する会員が、公共団体や民間企業、一般家庭からの仕事を受諾して行っている。
診療所	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものまたは19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。〈医療法第1条の5第2項〉
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。
成年後見制度	認知症高齢者、知的しょうがいなどの理由で判断能力が不十分な人のために財産管理や契約行為等、権利擁護を図る制度。身寄りのない認知症高齢者等が、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、市長が審判の請求を行う「成年後見制度利用支援」制度がある。
相談支援包括化推進員	各相談支援機関等のコーディネートを行い、関係者間での協議及び検討を円滑に行う人材。世帯全体の課題を的確に把握、多職種・多機関のネットワーク化の推進、相談支援包括化推進会議の開催等を実施する。
ソーシャルディスタンス	感染症を予防するために社会の中で人とひととの距離を取ること。社会的距離。
タ行	
ダブルケア	1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること。
団塊の世代	1947年（昭和22年）から 1949 年（昭和24年）までのベビーブーム期に生まれた人。今の日本の人口比率で最も高い世代であり、2025年には後期高齢者となる世代。
団塊ジュニア	団塊世代の子にあたる1970年代に生まれた世代。中でも1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）までの第2次ベビーブーム期に生まれた人を指すことが多い。
地域子育て支援センター	就学前の子どもやその保護者、また妊婦やその家族を対象とし、子育ての楽しさ・大切さ

	を体験する広場などの開催や子育てサークル（仲間づくり）等への支援、子育てに関する情報提供や子育て相談を行う施設。
地域づくり協議会	地域課題の解決や地域が必要とする公共サービスの提供について、地域と行政が相談し、役割分担を決め、地域が中心となって実行していく組織。長浜市地域づくり指針に基づいて設置・運営される。
地域福祉コーディネーター	地域の課題やニーズの解決に向けて、地域の資源（情報・人・場所など）をネットワーク化し、また、必要な資源を開発するなど、住民の地域福祉活動を支援する人材。
地域包括支援センター	保健・福祉・医療に関する相談、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う、介護保険法で定められた機関で、市町村が日常生活圏域を踏まえて設置する施設。
地区社会福祉協議会（福祉の会）	住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助けあいを育てていくための組織。自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体によって構成されている。長浜市では、15地区の地区社協が設立され、地域の課題に応じた福祉活動が展開されている。長浜市社会福祉協議会は、各地区社会福祉協議会への支援を通じて地域に根ざした福祉活動を応援している。
中山間地域	農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。具体的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差を示す「地域間デジタルデバイド」、身体的・社会的条件（性別、年齢、学歴の有無等）の相違に伴う ICT（情報通信技術）の利用格差を示す「個人間・集団間デジタルデバイド」、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差を示す「国際間デジタルデバイド」等の観点で論じられることが多い。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
デマンドタクシー	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。
テレワーク	情報通信技術(ICT ＝ Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方のこと。
特別養護老人ホーム	要介護高齢者のための入所施設。入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
ナ行	
長浜市社会福祉協議会	住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因によって脳の記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。脳は、人間のほとんどあらゆる活動をコントロールしている司令塔であり、それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなるものであ

	り、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなると様々なしょうがいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）が認知症である。認知症を引き起こす病気のうち、最も多いのは、特定の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたる。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう「脳血管性認知症」である。
認定こども園	就学前教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設。
ハ行	
ハザードマップ	地震や水害、土砂災害ついての危険度や、避難所等を地図にしたもの。
8050問題	「はちまる・ごーまる」問題。主として 80 歳代の高齢の親と無職の 50 歳代の子どもが同居している家庭に生じる、経済的な困窮や社会的孤立の問題。親が病気・要介護状態になると表面化することが多く、子どもの「ひきこもり」の長期化により親の年金に依存せざるを得なかったり、親を介護するため子どもが離職して生活が不安定になるケースが指摘されている。
パブリックコメント	市が基本的な政策等を策定しようとするときに、政策案の段階で、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等からの意見及び提言の提出を受け、その意見等を反映させる機会を確保する制度。
バリアフリー	社会生活に参加する上で生活の支障となる障壁を取り除くこと。
BBS 会	Big Brothers and Sisters Movement の略で、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。近年では，児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施している。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて家庭内にとどまり続けている状態。
ファシリテーター	人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りをすることを専門的に担当する人で、集団活動そのものに参加せず、あくまで中立的な立場から活動の支援を行う。
ファミリーサポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助けあう会員組織。
福祉バス	市内の福祉団体等の活動を支援し、当事者の社会参加や研修・交流活動等を充実・活性化するため、バスを運行するもの。
フレイル	要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。（『フレイル診療ガイド 2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）））

へき地	原則として近隣に医療機関がない地域（無医地区等）を指す。
保育所	就労または疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校（前期課程）を含む。）の児童等を対象に、小学校の放課後や長期休業中に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を支援する事業。
ポータルサイト	インターネットにアクセスするときの入り口となるWebサイト。
ホームヘルパー （訪問介護員）	介護保険法に基づく訪問介護を提供する専門職。 介護保険法における訪問介護は、介護福祉士の他、「政令で定める者」が行うことになっている。この「政令で定める者」とは、国が定めた研修を修了した「訪問介護員」のことをいう。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されていない。 民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。
保護率	生活保護受給者が人口千人あたり何人いるかを示す指標。（単位：‰（パーミル））
ボランティアセンター	市民が幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め自ら参加できるよう、活動に関する相談、情報の提供、ボランティア人材の育成、ボランティアを必要とする人と活動できる人をつなぐコーディネート業務・啓発活動を行う拠点。
マ行	
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。高齢者やしょうがいのある人、子育てをしている人等から相談を受けて、福祉サービスの情報提供や、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなど、解決に向けて支援する。
ヤ行	
ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン（設計）」の意。しょうがいの有無、年齢、性別、能力、国籍など、それぞれの特性や違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。ユニバーサルデザインは、障壁を取り除く（バリアフリー）という考え方にとどまらず、はじめからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。また、一人ひとりが社会の対等な構成員としてお互いを理解し、人間性を尊重し支えあうことにより、だれもが快適に安心して暮らし、個性を発揮し、自立して自由に社会参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や移動環境などのハード・ソフトの両面を継続して整備・改善していくという考え方によるまちづくりにつながるものである。

要介護（要支援）認定者	被保険者が介護保険サービスを受けるため、要介護申請を市町村に申請し、認定を受けた者。市町村は申請に基づき、被保険者の心身の状況等を調査する認定調査とともに、主治医の意見を聞き、一次判定を行う。この判定結果を介護認定審査会で審査・判定し二次判定結果が最終的な結果となり、要介護者、要支援者又は非該当者に区分される。要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援が必要とする状態の人。
要配慮者	高齢者、しょうがいのある人、医療等を必要とする在宅療養者、妊婦、乳幼児及び外国人等の災害時における避難行動等に困難がある人。
ラ行	
LINE	コミュニケーションアプリのこと。（LINE ホームページより）

長浜市地域福祉計画

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

発行　令和4年(2022年)3月

長浜市健康福祉部社会福祉課
〒526-8501　長浜市八幡東町 632 番地
TEL　0749-65-6536　FAX　0749-64-1767